

新規学卒求人の申込みから採用まで

～公正な採用選考を行うために～

(令和3年3月学卒者対象)

令和2年度における新規高卒者の応募・推薦については「10月1日以降は1人2社まで」可能です。

求人申込みを行う際に、10月1日からの応募・推薦について、併願者を可能とするかどうかお申し出ください。

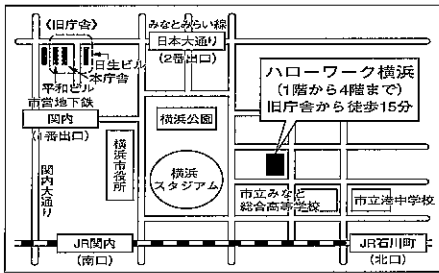
(37頁参照)

令和2年4月

神奈川労働局職業安定部職業安定課
公共職業安定所(ハローワーク)

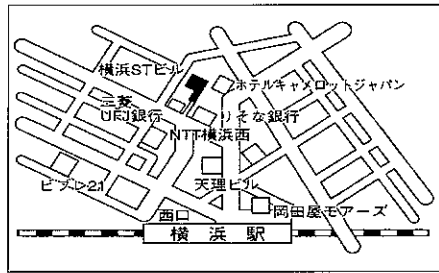
案 内 図

横浜公共職業安定所



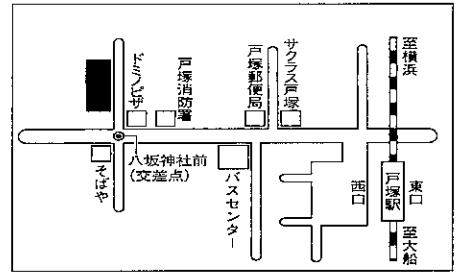
横浜市中区山下町209 帝室関内ビル
〒231-0023 TEL 045(663)8609
JR関内駅南口より徒歩8分、石川町駅より徒歩5分、地下鉄関内駅より徒歩8分、みなとみらい日本大通りより徒歩8分

ハローワークプラザよこはま



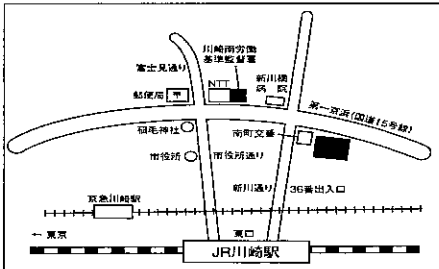
横浜西区北幸1-11-15 横浜STビル1F
〒220-0004 TEL 045(410)1010
JR横浜駅西口より徒歩7分

戸塚公共職業安定所



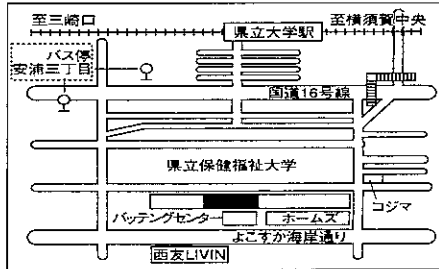
横浜戸塚区戸塚町3722 〒244-8560
TEL 045(864)8609
JR戸塚駅または、地下鉄戸塚駅より徒歩15分

川崎公共職業安定所



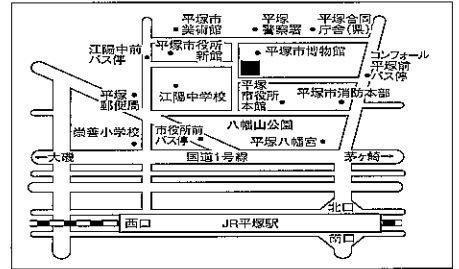
川崎市川崎区南町17-2 〒210-0015
TEL 044(244)8609
JR川崎駅または、京急川崎駅より徒歩10分

横須賀公共職業安定所



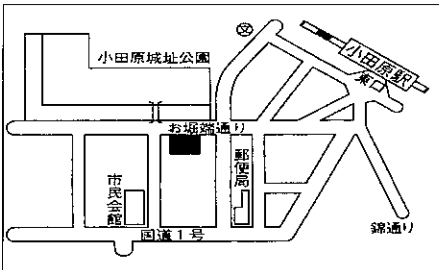
横須賀市平成町2-14-19 〒238-0013
TEL 046(824)8609
県立大学駅より徒歩12分

平塚公共職業安定所



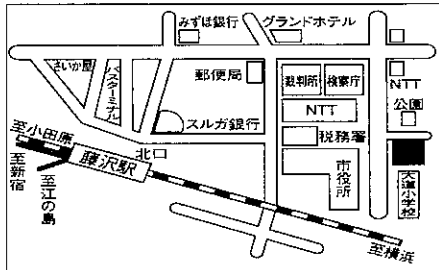
平塚市浅間町10-22 〒254-0041
平塚地方合同庁舎1・2F
TEL 0463(24)8609
JR平塚駅より徒歩15分

小田原公共職業安定所



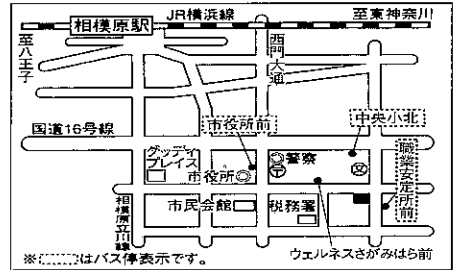
小田原市本町1-2-17 〒250-0012
TEL 0465(23)8609
JR小田原駅より徒歩10分

藤沢公共職業安定所



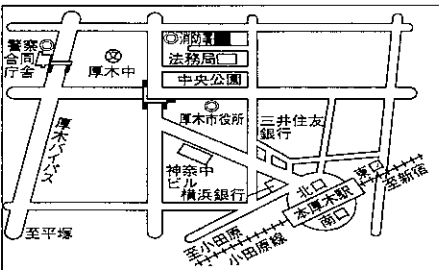
藤沢市朝日町5-12 藤沢労働総合庁舎
〒251-0054 TEL 0466(23)8609
JR藤沢駅または、小田急藤沢駅より徒歩10分

相模原公共職業安定所



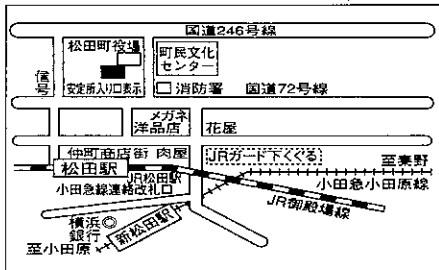
相模原市中央区富士見6-10-10
相模原地方合同庁舎1F
〒252-0236 TEL 042(776)8609
JR相模原駅よりバス10分または、小田急相模大野駅よりバス30分

厚木公共職業安定所



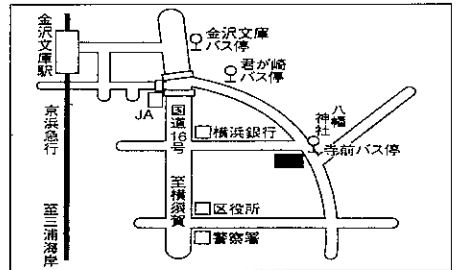
厚木市寿町3-7-10 〒243-0003
TEL 046(296)8609
小田急本厚木駅（北口）より徒歩10分

松田公共職業安定所



足柄上郡松田町松田惣領2037 〒258-0003
TEL 0465(82)8609
JR松田駅より徒歩5分または、小田急新松田駅より徒歩7分

横浜南公共職業安定所



横浜市金沢区寺前1-9-6 〒238-8609
TEL 045(788)8609
京急金沢文庫駅より徒歩10分

は じ め に

新規学校卒業者の採用につきましては、日頃より格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新規学校卒業者にとりまして、「就職」は学校生活から巣立ち、新たに社会人として職業生活に移行する人生の一大転機であるとともに、その後の社会生活にも大きな影響を与えるものです。各企業におかれましては、これまで同様、募集・採用活動の秩序維持にご協力いただきますとともに、一人でも多くの新規学校卒業者が安定した職業生活を送れますよう、ご尽力をお願い申し上げます。

また、採用選考に際し、本来自由であるべき思想、信条等、あるいは出生地、家族状況や家庭環境を調べることは身元調査に当たります。身元調査を行うことは応募者の適性・能力に関係のない事柄などを採用基準とすることとなり、公正な採用選考を求める目的に反することとなります。採用選考に際しましては、基本的人権を尊重した公正な採用選考システムを確立していただきますようお願い申し上げます。

この冊子は、新規学校卒業者の募集にあたり、企業の皆様方に是非ご承知おきいただきたい事柄について取りまとめたものです。後段の「Ⅲ 公正な採用選考」は、新規学校卒業者の採用選考だけでなく、一般の採用についてもご留意いただきたい事柄を取りまとめたので、採用選考に際しご活用いただければ幸いです。

令和2年4月

神奈川労働局

職業安定部職業安定部長

鈴木 良 尚

目 次

はじめに

I 学卒求人を申込む前に

1 新規学校卒業者と職業安定法上の職業紹介の取扱区分	1
(1) 新規学校卒業者とは	1
(2) 新規学校卒業者の職業紹介における職業安定法上の取扱区分は	1
2 新規学卒者職業紹介年間スケジュール	2
3 学卒求人申込みに際しての遵守事項	3
4 求人要項の作成について	4
5 事業主指針等	5

II 求人申込みの手続きから採用まで

1 大学（含む大学院）・短大・高専・専修学校・能開校の求人について	13
(1) 大学等求人の流れ等	13
(2) 大学等卒業予定者の採用・就職活動に係る取扱い等について	14
(3) 求人申込書（大卒等）の書き方のポイント	21
(4) 新卒応援ハローワークのご案内	31
2 中学・高校の求人について	32
(1) 中学求人の流れ等	32
(2) 高校求人の流れ等	34
(3) 求人申込書（高卒）の書き方のポイント	39
3 求人活動のルール	48
4 採用選考から受入れまで	50
(1) 選考にあたっての留意事項	50
(2) 採用選考と採否通知	51
(3) 採用決定者への連絡	51
(4) 県外学卒就職者の赴任方法	52
(5) 学卒就職者の受入れと職場適応	53
(6) 公共職業安定所及び学校への連絡	54
5 新規学卒障害者にもっと雇用の場を	56
6 優良な中小企業の認定制度について	58

Ⅲ 公正な採用選考

1 「公正な採用選考」とは	59
Ⅰ 採用選考の基本的な考え方	59
Ⅱ 公正な採用選考の基本	59
Ⅲ 「採用選考時に配慮すべき事項」	60
2 公正採用選考人権啓発推進員制度	67
3 求職者等の個人情報の取扱い	68
4 同和問題の理解のために	70
5 採用の手順	71
6 ビデオライブラリー用DVD一覧	88

Ⅳ 参考資料・様式集

1 男女雇用機会均等法について	89
2 神奈川県の最低賃金	94
3 具体的計算方法について	95
4 令和2年度賃金早見表	96
5 公正採用選考人権啓発推進員選任状況報告	98
6 身元保証に関する法律、入社承諾書参考例	99
7 住民票記載事項の証明書について	101
8 学卒関係各種様式集	103
9 神奈川県版高等学校便覧	119
10 神奈川県内特別支援学校一覧	138
11 県下公共職業安定所一覧	140

I 学卒求人を申込む前に

1 新規学校卒業者と職業安定法上の職業紹介の取扱区分

(1) 新規学校卒業者とは

新規学校卒業者の職業紹介において、取り扱いの対象となる「新規学校卒業者」とは、学校教育法第1条の規定による中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校、大学等、特別支援学校（盲学校、聾学校、養護学校、特別支援学校にあっては、その中学部及び高等部です。）の新規学校卒業予定者であり、新規中学校及び新規高等学校卒業者に係る職業安定機関の援助の取り扱い期間は、卒業年の6月末までとし、新規大学等卒業者は卒業年の3月末までとします。

また、同法第125条の3の規定による専修学校卒業予定者並びに職業能力開発促進法第15条の7第1項各号に掲げる施設のうち高卒2年訓練課程の修了予定者についても必要な援助を行うものとし、援助の取扱期間はそれぞれ卒業年及び修了年の3月末までとします。

なお、船員職業安定法第6条1項に規定する船員として就職しようとする新規学校卒業者及びその他の法令により特別の採用方法が定められている職業（例えば、国家公務員、地方公務員、自衛隊員等）に就職しようとする新規学校卒業者は、「新規学校卒業者の職業紹介」の対象範囲には含まれません。

ただし、上記に就職しようとする新規学校卒業者でも、選職に至るまでの間における職業指導の過程においては、当然その対象範囲に含まれるものであり、また、結果的に上記に就職することになった者であっても、他の職業に就く可能性が皆無となるまでは、対象範囲に含まれます。

(2) 新規学校卒業者の職業紹介における職業安定法上の取扱区分は

本県では、新規学校卒業者の職業紹介にあたっては、職業安定法の規定により、原則として次の方法により取扱っています。

○中 学 校…職業安定法第26条の規定にもとづき公共職業安定所が全面的に生徒の職業紹介を行っています。

○高等学校…職業安定法第27条の規定にもとづき公共職業安定所長が学校の長に業務の一部を分担させ、それにもとづき学校の長が生徒の職業紹介を行っています。

なお、業務分担の範囲は、おおむねつぎのとおりとなっています。

1. 求職申込みを受理すること。
2. 求人の申込みを受理し、かつ、その受理した求人の申込みを安定所に連絡すること。
3. 求職者を求人者に紹介すること。
4. 職業指導を行うこと。
5. 就職後の指導を行うこと。
6. 公共職業能力開発施設への入所のあっ旋を行うこと。

○大 学 等…職業安定法第33条の2の規定にもとづき学校の長が厚生労働大臣（都道府県労働局長）に届け出て、無料の職業紹介事業を行うもので、求人受理から就職あっ旋まで学校の長が行っています。

2 新規学卒者職業紹介年間スケジュール

学校区分		中 学		高 校		大 学 等	
主要事項							
求人申込及び求人活動期日	求人申込開始	6月1日以降		6月1日以降		2月1日以降	
	求人票の返戻・公開	7月1日以降		7月1日以降		4月1日以降公示	
	学校・安定所への求人連絡 (求人連絡開始)	7月1日以降 安定所が連絡する		7月1日以降 求人者が学校へ送付する。		6月1日以降 事業所から各大学等へ送付	
	学 校 訪 問 (求人活動開始)	7月1日以降 (ただし、安定所に求人申込みを行った日以降で、事前に学校の了解を得ればいつでもできます。)				○6月1日以降 学校推薦開始 ○10月1日以降 採用内定開始 〔企業研究会・説明会については、正常な学校教育環境を確保するとともに、就職活動の秩序維持を基本とします。〕	
職場見学・推薦及び選考期日	応募前職場 見 学	7月1日以降 (ただし、安定所に求人申込みを行った日以降で、学校から求人者に見学を依頼する。)					
	推 薦 開 始	1月1日以降 (積雪地は12月1日以降)		9月5日以降 (沖縄県8月30日以降)			
	選 考 開 始	1月1日以降 (積雪地は12月1日以降)		9月16日以降			

○学校訪問

中学 求人者が求人活動のため中学校を訪問することについては、各都道府県によって規制内容が異なっている場合がありますので、事前に学校又は学校管轄安定所にお問い合わせください。

高校 求人申込みのための学校訪問は事業所を管轄する安定所の確認印のある求人票持参のうえ、7月1日以降行ってください。また、管轄安定所に求人内容等確認のための求人票を提出している求人者が情報提供のための学校訪問を行うことは求人票の返戻前であっても差し支えありません。ただし、学校を訪問する場合は事前に学校の了解を得て訪問してください。

○求人申込みと返戻

6月1日から6月30日までに求人申込みをした場合、7月1日以降に求人申込み窓口で返戻します。7月1日以降に求人申込みをした場合は、原則として申込み当日に返戻します。(お預りさせていただき、後日お返しさせていただく場合もあります。)

○複数応募

9月5日から9月30日までは、生徒1人・1社の応募・推薦、10月1日以降は生徒1人・2社まで応募・推薦ができることになっています。(P37の申し合わせ参照)

○求人の有効期間

中卒・高卒求人は、当該求人の対象となる卒業生の卒業年の6月末で、大卒等求人は、当該求人の対象となる卒業生の卒業年及び修了年の3月末までとなります。

なお、求人が充足した場合は、求人取消処理を行いませんので、すみやかに管轄安定所にご連絡ください。

3 学卒求人申込みに際しての遵守事項

重 要

◆募集の中止、募集人員の削減を行わない

新規学卒求人の申込みに際しては、長期経営を視野に入れた採用計画に基づき、**学歴ごとに確実に採用できる求人数**での募集を行ってください。

「新規大卒等で採用したため新規高卒者の募集を中止する、募集人員を削減する」ということや、「中途応募者を採用したため、新規学卒者の募集を中止する、募集人員を削減する」ということはできません。

◆採用内定取消し、入職時期の繰下げを行わない

採用内定取消しや入職時期の繰下げは、その対象となった学生、生徒並びに家族に対し計り知れない衝撃と失望を与えることになる重大な問題です。

新規学卒者を、次代を担う職業人、社会人として育成していくことが、企業の社会的責務であることを深く認識していただき、的確な採用計画に基づいた募集、採用を行っていただくとともに、決してこのような事態に至らぬよう最大限の対策と努力を講じていただくようお願いいたします。

◆法律に基づく措置について

経済情勢の急激な変動等により、やむを得ず上記のような事態が生じた場合は、職業安定法施行規則第35条の2により、あらかじめ管轄の公共職業安定所等へ所定の様式により通知することが定められております。（詳細は管轄の公共職業安定所にお尋ねください。）

また、採用内定取消しを行った場合、職業安定法施行規則第17条の4により、下記①から④のいずれかに該当する場合は、その内容（企業名含む）を公表する場合がありますので、十分にご留意いただくようお願いいたします。

①2年以上連続して行われたもの

②同一年度内において10名以上の者に対して行われたもの

（対象者の安定した雇用を確保するための措置を講じ、これらの者の安定した雇用を速やかに確保した場合を除く）

③生産量その他事業活動を示す最近の指標、雇用者数その他雇用量を示す最近の指標等にかんがみ、事業活動の縮小を余儀なくされているものとは明らかに認められないときに行われたもの

④次のいずれかに該当する事実が確認されたもの

- ・内定取消しの対象となった新規学校卒業者に対して、内定取消しを行わざるを得ない理由について十分な説明を行わなかったとき。
- ・内定取消しの対象となった新規学校卒業者の就職先の確保に向けた支援を行わなかったとき。

※公表の対象となった場合、次年度に新規学卒求人の申込の際に、求人票「特記事項」欄にその行為の事実を明記する措置が講じられます。

4 求人要項の作成について

求人票を補完するために、事業所独自の求人要項や会社案内を学校へ送付しても差し支えないことになっております。

ただし、求人要項のなかに、求人票に記載されている事項（応募資格・応募人員・応募条件・応募書類等）を重複掲載しますと、書き違いにより応募者が混乱する場合は非常に多いのでやめてください。

◎ 記載事項例

① 当面従事する仕事の内容および将来予定される職種（昇進の状況、先輩の現況等も）

② 待遇

a 給与・賞与・昇給の詳細な説明

b 退職金制度の説明

（注）就職支度金制度等で、新規学校卒業者の適切な職業選択を阻害する恐れのあるものについては記載しないこと。

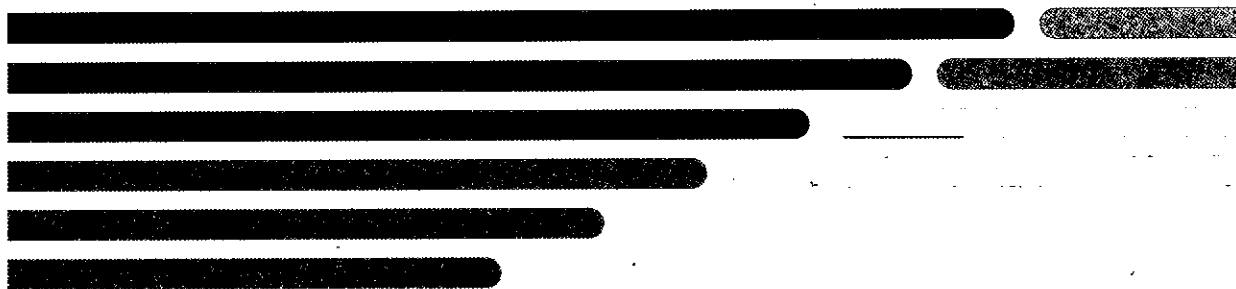
③ 入社時における持参品

④ 福利・厚生施設等の概要について、文章・写真・図表による説明

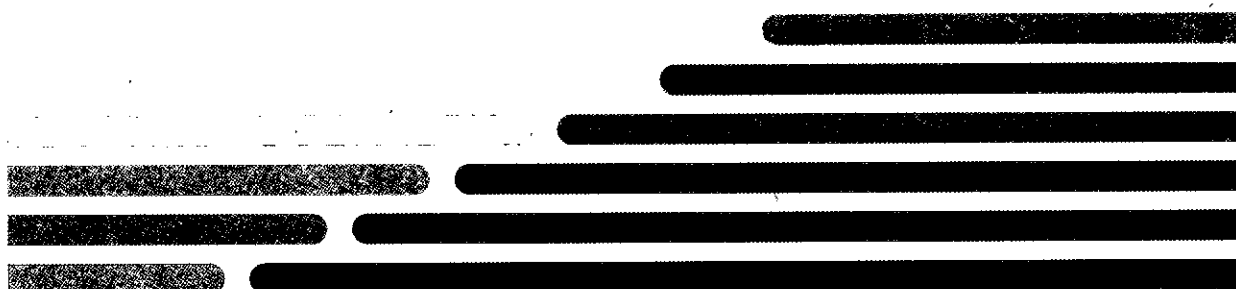
文 章	写 真	図 表
◎ 会社・工場の概要 1. 沿革 2. 生産品目の説明 3. 学歴・性別従業員数 4. 工場施設の概要 5. 機械設備の概要 6. 取引先の状況	◎ 会社・工場の概要 1. 会社（工場）の全景 2. 工場（職場）の内部の状況 3. 生産品の説明 4. 新入社員実習の状況	◎ 会社・工場の概要 1. 案内図 2. 仕事の流れ 3. 従業員推移表 4. 売上高推移表
◎ 福利厚生施設等の概要 1. 宿舍の概要 ア 名称、所在地 イ 室数、畳数 ウ 棟数、構造 エ 寝具貸与の状況 2. 食堂等福利厚生施設の概要 3. 野球道具等娯楽施設器具の状況 4. 医療施設の概要 5. 教育訓練の説明 6. 定時制通学可能学校の所在地	◎ 福利厚生施設等の概要 1. 宿舍の概要 2. 宿舍の全景 3. 宿舍内部の状況 4. 食堂等施設の状況 5. レクリエーション施設内部の状況	

◎ 求人要項を作成する場合はなるべく原稿の段階で安定所に相談するようお願いいたします。また作成した求人要項は、安定所にもご提出ください。

◎ 中学校、高等学校、大学等に同一の求人要項を送付している事業所は、条件の異なる事項をそれぞれ明確に区分して作成してください。



新規学校卒業者の採用に関する指針



はじめに

新規学校卒業者の就職は、学校生活から新たに職業生活に入る人生の大きな転機となるものであり、それが適切に行われるかどうかによって、その将来を左右することにもなるものです。しかし、新規学校卒業者は、職業や職場に関する知識・経験に乏しく、適切な職業選択と円滑な就職を行うためには、関係者の助言、援助を必要とします。

また、最近、学生・生徒に大きな打撃と不安を与える採用内定取消し及び入職時期繰下げといった重大な事態が発生し、新規学校卒業者の就職に大きな影響を与えています。

この指針は、このような状況を踏まえ、新規学校卒業者の採用に関する秩序を確立し、その円滑な就職を促進することを目的として、新規学校卒業者を採用しようとする事業主に考慮していただく事項を取りまとめたものです。

企業各位におかれましては、新規学校卒業者の採用について、この指針を参考に、適正な募集・採用を行っていただくようお願いいたします。



厚 生 労 働 省
都 道 府 県 労 働 局
ハ ロ ー ワ ー ク

(公共職業安定所)

1 適正な募集・採用計画の立案

学生・生徒にとって、就職は、職業生活の第一歩を踏み出すことになる重要なものであり、就職先の決定に当たっては、慎重な検討と多くの関係者の援助が必要とされるものです。

一方、企業にとっても、新規学校卒業者は、長期的に企業活動を支えることを期待されている人材であり、その採用は重要な意義を持つものです。

このため、事業主は、募集・採用計画の立案に当たり、次の事項について考慮すべきです。

- ① 事業主は、募集・採用計画の立案に当たっては、毎年の募集・採用数の大幅な変動ができるだけ生じないように、入職後の人材育成等雇用管理面にも配慮しつつ、中長期的な人事計画等に基づいて、必要な人材を真に必要なだけ採用する方針を確立するよう努めるものとする。
- ② 事業主は、当該年度の具体的な募集・採用計画の立案に当たり、中長期的な人事計画等の下、企業の人員構成、職場における要員の過不足の状態等を十分見極めた上で、募集・採用計画数を決定するよう努めるものとする。
- ③ 事業主は、募集・採用計画数の決定に当たり、「若干名」、「〇〇人以内」等不明確な表現・実際の採用計画数を超えた人数による募集等は避け、採用人数を明確にするよう努めるものとする。

2 募集・採用活動

新規学校卒業者の募集・採用活動が無秩序に行われた場合、学生・生徒の学業に支障を生じる外、特定の学校等に求人が集中し、就職の機会が制限される可能性があること及び学生・生徒の就職活動も無秩序化し、重複内定を誘発しやすい環境をつくり出すことといった問題が発生することが懸念されます。

また、企業の募集・採用計画の内容及び募集・採用予定人員は、学生・生徒が就職先を決定するに当たって、重要な判断材料となるものであり、安易な募集の中止又は募集人員の削減は、円滑な就職の妨げとなるものです。

このため、事業主は、募集・採用活動の実施に当たり、次の事項について考慮すべきです。

- ① 事業主は、募集・採用活動を実施するに当たり、多くの学生・生徒に募集・採用の周知を図り、広く応募の機会が確保されるよう配慮するとともに、職務内容、労働条件等求人内容の情報を正確に学生・生徒に提供するように努めるものとする。
- ② 事業主は、採用選考を行うに当たっては、学生・生徒の適性、能力に基づき適正に実施するように努めるものとする。
- ③ 事業主は、募集・採用活動を実施するに当たっては、学生・生徒の就職活動の無秩序化による重複内定が誘発されないためにも、定められた採用選考開始の期日を遵守する等秩序を保つよう努めるものとする。
- ④ 事業主は、募集の中止又は募集人員の削減を行おうとする場合には、公共職業安定所へあらかじめ通知するものとする。

ただし、大学、短大、高等専門学校、専修学校、公共職業能力開発施設及び職業能力開発大学校を新たに卒業しようとする者に係る募集人員の削減に係る通知は、これらの募集人員の合計を、当初の募集人員の合計より30人以上かつ3割以上減じようとする場合に限るものとする。

3 採用内定

採用内定は、学生・生徒にとっては、その企業への採用が保証されたものとして、当該企業を信頼して、他の企業を選択する権利を放棄するものであることから、採用内定は重大な意義を持つものです。

このため、事業主は、採用内定を行うに当たり、次の事項について考慮すべきです。

- ① 事業主は、採否の結果を学生・生徒に対して明確に伝えるものとする。
- ② 事業主は、採用内定を行う場合には、確実な採用の見通しに基づいて行うものとし、採用内定者に対しては、文書により、採用の時期、採用条件及び採用内定期間中の権利義務関係を明確にする観点から取消し事由等を明示するものとする。
- ③ 採用内定は、法的にも、一般には、当該企業の例年の入社時期を就労の始期とする労働契約が成立したと認められる場合が多いことについて、事業主は十分に留意するものとする。

4 採用内定取消し等の防止

新規学校卒業者に対しての事業主の一方的な都合による採用内定取消し及び入職時期の繰下げは、その円滑な就職を妨げるものであり、特に、採用内定取消しについては対象となった学生及び生徒本人並びに家族に計り知れないほどの打撃と失望を与えるとともに、社会全体に対しても大きな不安を与えるものであり、決してあってはならない重大な問題です。

このため、事業主は、次の事項について十分考慮すべきです。

- ① 事業主は、採用内定を取り消さないものとする。
- ② 事業主は、採用内定取消しを防止するため、最大限の経営努力を行う等あらゆる手段を講ずるものとする。

なお、採用内定者について労働契約が成立したと認められる場合には、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない採用内定取消しは無効とされることについて、事業主は十分に留意するものとする。

- ③ 事業主は、やむを得ない事情により、どうしても採用内定取消し又は入職時期繰下げを検討しなければならない場合には、あらかじめ公共職業安定所に通知するとともに、公共職業安定所の指導を尊重するものとする。この場合、解雇予告について定めた労働基準法第20条及び休業手当について定めた同法第26条等関係法令に抵触することのないよう十分留意するものとする。

なお、事業主は、採用内定取消しの対象となった学生・生徒の就職先の確保について最大限の努力を行うとともに、採用内定取消し又は入職時期繰下げを受けた学生・生徒から補償等の要求には誠意を持って対応するものとする。

<問い合わせ先>

本リーフレットの内容については、
最寄りのハローワーク（公共職業安定所）までお問い合わせ下さい。

募集・採用に当たって

3年以内既卒者は新卒枠で応募受付を!!

「事業主等指針」のご案内

新卒者の就職環境は、求人数が増加する等順調に回復してきているところですが、依然として厳しい状況になっています。

意欲・能力があるにもかかわらず、厳しい就職環境の時期に当たったため、在学中に就職が決まらず就職浪人する既卒者が数多い中、こうした人たちに新卒採用の門戸を閉ざすことは、企業にとっても大きな損失です。

このため、青少年の雇用の促進等に関する法律第7条に基づき、厚生労働大臣が定めた「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」※に、新卒採用に当たって、少なくとも卒業後3年間は応募できるようにすることが定められています。

【事業主が青少年の募集及び採用に当たって講ずべき措置】

意欲や能力を有する青少年に応募の機会を広く提供する観点から、

・学校等の卒業者についても、学校等の新規卒業予定者の採用枠に応募できるような募集条件を設定すること。

・当該条件の設定に当たっては、学校等の卒業者が学校等の卒業後少なくとも三年間は応募できるものとする。

また、学校等の新規卒業予定者等を募集するに当たっては、できる限り年齢の上限を設けないようにするとともに、上限を設ける場合には、青少年が広く応募することができるよう検討すること。

※ この指針は、事業主の皆さまが、適切に青少年の募集及び採用を行うことができるよう厚生労働大臣が定めたものです。本指針に沿って、学校等を卒業後少なくとも3年以内の方は新卒枠での応募受付を行うなど、若者の雇用機会の拡大にご協力お願いいたします。

新規学校卒業者を採用する際は 労働関係法令の規定などを確認してください

新規学校卒業者の就職は、学校生活から新たに職業生活に入る人生の大きな転機となるものです。しかし、新規学校卒業者は、職業や職場に関する知識や経験に乏しく、適切な職業選択と円滑な就職を行うためには、関係者の助言や援助を必要とします。

このリーフレットは、「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他関係者が適切に対処するための指針」（平成27年厚生労働省告示第406号）をもとに、新規学校卒業者の採用に当たり確認いただきたい事項をまとめたものです。

事業主の皆さまには、新規学校卒業者を採用する際、このリーフレットや関係法令などを参考に、適正な募集・採用に努めていただくようお願いいたします。

1. 募集・労働契約締結に当たって遵守すべき事項など

募集時	●労働条件を明示してください（職業安定法第5条の3） ●業務内容などを平易な言葉で的確に表示してください（同法第42条） ●職業安定法に基づく大臣指針により、以下の点に配慮してください ・募集の段階で、労働条件を変更する可能性があるときは、その旨を併せて明示してください ・明示した労働条件が変更になったときは、求職者に対して速やかに通知してください ●固定残業代制を採用する場合は、固定残業代に関する労働時間数と金額等の計算方法、固定残業代を除外した基本給の額、固定残業時間を超える時間外労働、休日労働及び深夜労働分についての割増賃金を追加で支払うことなどを明示すること（記載例参照）
労働契約締結前	●当初明示した労働条件が変更される場合は、変更内容について明示して下さい（職業安定法第5条の3第3項） →なお、学校卒業見込者等については、特に配慮が必要であるため、当初明示した条件を変更し、削除し、又は当初明示した条件に含まれない従事すべき業務の内容等を追加することは不適切であるとされています
労働契約締結時または締結後	●労働条件を明示してください（労働基準法第15条第1項） ●明示された労働条件が事実と異なる場合、労働者は即時に労働契約を解除することができます（同法第15条第2項） ●労働条件の変更には、労使の合意が必要です。（労働契約法第8条）

Pick up!

時間外労働について固定残業代制を採用している場合の記載例

- 1 基本給（××円）
 - 2 □□手当（時間外労働の有無にかかわらず、○時間分の時間外手当として△△円を支給）
 - 3 ○時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給
- ※ 「□□」には、固定残業代に該当する手当の名称を記載してください。また、□□手当に固定残業代以外の手当を含む場合には、固定残業代分を分けて記載してください。
- ※ 深夜労働や休日労働について固定残業代制を採用する場合も同様です。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

（裏面に続く）
LL291228開若02

2. 採用内定に当たって遵守すべき事項など

- (1) 採用内定を行う際は、確実な採用の見通しに基づいて、採否の結果を明確に伝えてください。
- (2) 採用の時期や採用条件、採用内定取消事由などは、文書で明示してください。また、学校などの卒業が採用条件となる場合は、内定時に明示してください。
- (3) 採用内定者について労働契約が成立したと認められる場合には、客観的に合理的な理由がなく、社会通念上相当であると認められない採用内定の取消しは無効となりますので、十分にご留意ください。
- (4) やむを得ない事情により採用内定の取消しや入職（入社）時期の繰り下げを行うときは、新規卒業予定者の就職先の確保に最大限努力するとともに、該当者からの補償などの要求に誠意を持って対応してください。

3. 学校などの卒業者の取扱い

新規卒業予定者の募集を行うに当たっては、学校などの卒業者が、卒業後少なくとも三年間は応募できるようにしてください。また、できる限り年齢の上限を設けないようにし、年齢の上限を設ける場合には、青少年が広く応募できるよう検討してください。

4. 新規卒業予定者に関する採用方法

- (1) 通年採用や秋季採用の導入などを積極的に検討してください。
- (2) 国・地方公共団体などの施策を活用しながら、いわゆるUIJターン就職などによる就職機会の提供に積極的に取り組んでください。

5. インターンシップ・職場体験の機会の提供

学校や公共職業安定所（ハローワーク）などと連携し、インターンシップや職場体験の受入れを行うなどの積極的な協力をお願いします。なお、インターンシップや職場体験であっても、労働基準法などの労働関係法令が適用される場合もあるので、ご注意ください。

「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」（平成26年4月8日 文部科学省・厚生労働省・経済産業省）を踏まえて実施してください。

6. その他

前述のほか、事業主は以下の点についてご注意ください。

- ・募集・採用計画の立案に当たっては、毎年募集・採用人数が大きく変動しないよう、入職後の人材育成など雇用管理面にも配慮しつつ、中長期的な人事計画などに基づいて、必要な人材だけを採用してください。
- ・当該年度の具体的な募集・採用計画の立案に当たり、中長期的な人事計画などの下、企業の人員構成、職場における要員の過不足の状況などを十分見極めた上で、募集・採用人数を決定してください。
- ・募集・採用人数の計画決定に当たり、「若干名」、「〇〇人以内」など不明確な表現、実際の採用計画を超えた人数の募集などは避け、採用人数を明確にしてください。
- ・やむを得ない事情により採用内定の取り消しまたは入職（入社）時期の繰り下げを行う場合は、あらかじめハローワークに通知してください。

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

Ⅱ 求人申込みの手続きから採用まで

1 大学（含む大学院）・短大・高専・専修学校・能開校の求人について

(1) 大学等求人の流れ等

① 求人の申込みと求人票等の作成について

- 公共職業安定所へ申込みをする場合は、2月1日以降に事業所を管轄する公共職業安定所へ所定の求人申込書（大卒）（21頁～30頁参照）により、職種別に1組提出してください。また、公共職業安定所内にある端末で求人情報を仮登録してから窓口で本登録することもできます。
- 事前に会社等のパソコン等で求人情報を仮登録してから、公共職業安定所に出向いて窓口で本登録することもできます。（ハローワークインターネットサービスにおいて求人者マイページを開設する必要があります。）詳しくは、ハローワークインターネットサービス「大卒等の求人申込み手続の流れ」をご覧ください。
- 公共職業安定所で受付けた求人票（107～108頁）を必要部数複写して求人者から**4月1日以降直接各大学等に送付し、推薦を依頼**することができます。

② 公共職業安定所で受理した求人票について

公共職業安定所で受理した求人票は、全国の公共職業安定所において、4月1日以降公開します。
また、ハローワークインターネットサービスによる求人情報の公開ができます。

③ 採用と選考について

大学等卒業予定者の採用に際しては、特定の大学や、二部学生、身体に配慮を要する学生等を除外することなく、全ての学生に応募と受験の機会を与えてください。

なお、採用内定は**10月1日以降**に行ってください。

④ 求人の充足等の連絡について

提出した求人申込書の一部変更や、充足した場合には、すみやかに事業所を管轄する公共職業安定所にご連絡ください。

(2) 大学等卒業予定者の採用・就職活動に係る取扱い等について

大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）卒業・修了予定者（以下「卒業予定者」という。）の就職・採用活動につきましては、日本経済団体連合会（以下「経団連」という。）及び大学等で構成する就職問題懇談会のオブザーバー参加のもと「就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議」が開催され「2020年度卒業・修了予定者の就職・採用活動日程に関する考え方」（以下「考え方」という。）が取りまとめられました。考え方では、2020年度卒業・修了予定者の就職活動日程について、2019年度卒業・修了者と同様の日程を遵守するよう経済団体等に対して要請を行うことが決定され、一方、大学等においても2019年3月25日、就職問題懇談会により「2020年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」が定められました。

貴事業所におかれましても、この趣旨についてご理解いただき、大学卒業予定者の就職活動が円滑に行われますよう、格段のご協力をお願いします。

1 2020年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請事項

2020年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）

2020年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請事項

就職・採用活動の円滑な実施及び学生が学業に専念できる環境の確保のため、2020年度（2021年3月）に卒業・修了予定の学生¹（以下「新卒学生」という。）を対象とした就職・採用活動について、政府として就職・採用活動を行う主体に広く要請する事項及びこのことに関する留意点等は、以下のとおりです。

1. 就職・採用活動の日程

学生が学修時間を確保しながら安心して就職活動に取り組むことができるよう、就職・採用活動の日程については、次のとおりとしていただくようお願いいたします。

- ・ 広報活動開始 : 卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降
- ・ 採用選考活動開始 : 卒業・修了年度の6月1日以降
- ・ 正式な内定日 : 卒業・修了年度の10月1日以降

広報活動とは、採用を目的として、業界情報、企業情報、新卒求人情報等を学生に対して広く発信していく活動を指します。その開始期日の起点は、自社の採用サイトあるいは就職情報会社の運営するサイトで学生の登録を受け付けるプレエントリーの開始時点とします。上記の開始期日より前における活動は不特定多数に向けたもの²にとどめ、学生の個人情報の取得や個人情報を活用した広報活動は行わないようお願いいたします³。

また、広報活動の実施に当たっては、それが実質的な選考とならない、またそうした誤解を与えることのないよう留意していただき、学生が自主的に参加するかどうかを判断できるものであること、その後の採用選考活動に影響を与えるものではないことを十分周知⁴していただくようお願いいたします。

採用選考活動とは、一定の基準に照らして学生を選抜することを目的とした活動を指します。具体的には、選考の意思をもって学生の順位付けまたは選抜を行うもの、あるいは、当該活動に参加しないと選考のための次のステップに進めないものであり、こうした活動のうち、時間と場所を特定して学生を拘束して行う面接や試験などの活動を指します⁵。

2. 学事日程等への配慮

採用選考活動は、広報活動とは異なり、日程や場所等の決定に関して学生に裁量が与えられているものではないため、学事日程等に十分に配慮していただき、また、大学等の所在地による不利が生じないよう対応していただくようお願いいたします。

例えば、面接や試験の実施に際して、対象となる学生に対して事前に余裕をもって連絡を行うことや、授業、ゼミ、実験、試験、教育実習などの時間と重ならないよう設定すること、土日・祝日、夕方以降の時間帯の活用などを含めた工夫を行うこと等が考えられます。また、学生から個別に申し出がある場合、それらの事情に十分配慮しながら対応していただくようお願いいたします。

特に、2020年度は東京オリンピック・パラリンピックの開催が予定されているため、面接や試験の実施に際して、地方の学生が宿泊施設を手配する際に困難を伴うことや、面接や試験の予定日が学生ボランティアの研修日程等と重複すること等の事態も想定されます。このため、採用選考活動の実施に当たっては、こうした学生個々の事情に十分に配慮していただくようお願いいたします。

3. 日本人海外留学者⁶や外国人留学生などに対する多様な採用選考機会の提供

留学すると就職活動で不利になるとの認識が学生に生じることのないよう、日本人海外留学者向けの取組（例えば、一括採用とは別に採用選考機会を設けるなど）を、各企業の必要に応じて行っていただくようお願いいたします。また、そうした取組を行っている企業は、自社の採用ホームページ等で積極的に周知していただくようお願いいたします。

また、日本での就職を希望する外国人留学生についても、就職活動で不利になるとの認識が学生に生じることのないよう、外国人留学生向けの取組（例えば、業種や職種等によって求められる日本語能力が様々であること等も踏まえて多様かつ柔軟な採用選考を行うなど）を、各企業の必要に応じて行っていただくようお願いいたします。また、そうした取組を行っている企業は、自社の採用ホームページ等で積極的に周知していただくようお願いいたします。

さらに、日本人海外留学者や外国人留学生に限らず、何らかの理由により一括採用の採用選考時期に就職活動を行わなかった学生に対しても応募の機会を提供する観点から、通年採用や秋季採用の導入をはじめとした様々な募集機会を設けることについて、積極的に検討していただくようお願いいたします。

4. 公平・公正で透明な採用の徹底

労働施策総合推進法⁷、男女雇用機会均等法⁸、若者雇用促進法⁹、障害者雇用促進法¹⁰等を踏まえ、

公平・公正で透明な採用選考活動を行っていただくようお願いいたします。また、採用選考においてハラスメントや学生の職業選択の自由を妨げる行為（正式な内定前に他社への就職活動の終了を迫ったり、誓約書等を要求したりする行為等）を行わないよう徹底していただくようお願いいたします。

5. インターンシップの取扱い

インターンシップは、学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行う場であり、大学等の教育の一環として位置づけられるものです。この趣旨を踏まえ、インターンシップの実施に当たっては、募集対象を学士課程3年次及び修士課程1年次の学生に限定せず、また、広報活動や採用選考活動とは一切関係ないことを明確にして行っていただくようお願いいたします¹¹。

また、上記の広報活動及び採用選考活動の開始日より前において、インターンシップと称した広報活動及び採用選考活動そのものを行うなど、インターンシップ全体に対する信頼性を失わせることのないようにしていただくようお願いいたします。特に、いわゆる「ワンデーインターンシップ」など短期間で実施されるプログラムの中には、就業体験を伴わず、企業等の業務説明の場となっているものが存在することが懸念されることから、こうしたプログラムをインターンシップと称して行うことがないようにしていただくようお願いいたします¹²。

6. 成績証明等の一層の活用

採用選考活動に当たっては、大学等における成績証明等を取得して一層活用すること（例えば、面接時にそれらに基づいた質問を行うなど）等により、学生の学修成果や学業への取組状況を適切に評価していただくようお願いいたします。

7. クールビズ等への配慮

採用選考活動の実施時期が梅雨や夏季に当たることから、学生のクールビズ¹³等への配慮を行うとともに、その旨を積極的に学生に対して周知していただくようお願いいたします。

8. 卒業・修了後3年以内の既卒者の取扱い

意欲や能力を有する若者に応募の機会を広く提供する観点から、若者雇用促進法に基づく指針¹⁴の趣旨を踏まえつつ、自社の実情や採用方針に則って、大学等の卒業・修了者が、卒業・修了後少なくとも3年間は新規卒業・修了予定者の採用枠に応募できるような募集条件を設定するなど、適切な対応に努めていただくようお願いいたします。

以 上

1 日本国内の大学、大学院修士課程、短期大学、高等専門学校の卒業・修了予定者が対象であり、大学院博士課程（後期）に在籍している院生はこの限りではありません。

2 例えば、ホームページにおける文字や写真、動画などを活用した情報発信、文書や冊子等の文字情報によるPRなどです。

3 広報活動のスケジュールを事前に公表することは差し支えありません。

4 例えば、広報活動を行う際の告知・募集の段階と実施時の段階の双方において、当該活動が広報活動として行われる旨を、ホームページや印刷物への明記、会場での掲示、口頭による説明などの方法によって、学生に周知徹底するなどです。

5 エントリーシートの提出、ウェブテストやテストセンターの受検などによる事前スクリーニングについては、

日程・場所等に関して学生に大幅な裁量が与えられていることから、上記の開始時期を卒業・修了年度の6月1日以降とする採用選考活動とは区別します。

- 6 新卒学生のうち、留学期間が1. の就職・採用活動の日程と重複する者などを指します。
- 7 「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」(昭和41年法律第132号)
- 8 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(昭和47年法律第113号)
- 9 「青少年の雇用の促進等に関する法律」(昭和45年法律第98号)
- 10 「障害者の雇用の促進等に関する法律」(昭和35年法律第123号)
- 11 2020年度卒業・修了予定者を対象とし、広報活動・採用選考活動の開始期日以後に実施されるインターンシップであり、あらかじめ広報活動・採用選考活動の趣旨を含むことが示されている場合については、この限りではありません。
- 12 上記のほか、文部科学省・厚生労働省・経済産業省の連名で作成・公表された「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」(平成27年12月10日改定)及びその留意点(平成29年10月25日)についても留意いただくようお願いいたします。
- 13 政府としては、2005年からクールビズ(冷房温度の適正化とその温度に適した軽装や取組など)を推進しており、各企業におかれましては、業界の実態等に照らして、ご協力をお願いいたします。
- 14 「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」(平成27年厚生労働省告示第406号)

(本資料内の別紙省略)

2019年3月25日

就職問題懇談会

2020年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について(申合せ)

大学、短期大学及び高等専門学校(以下「大学等」という。)は、グローバル化や情報通信技術の急激な進展により、社会構造が大きく変化している状況の中で、学生にこのような社会に対応し、未来を切り拓いていけるような高い学力と豊かな人間性を身につけさせた上で、社会に送り出す社会的使命を負っている。その責務を果たすためには、正常な学校教育と学生の学修環境を確保することが不可欠である。

その理念の下、国公私立の大学等で構成する就職問題懇談会は、2020年度卒業・修了予定者の就職活動の秩序を維持し、学生の就職機会の均等を期するため、各大学等が取り組む事項について下記のとおり申し合わせる。

この申合せを行うに当たり、各大学等においては、全教職員が協力し、全学的にこれを実行することを確認する。

なお、就職活動の秩序維持に関して、各大学等が取り組むだけでなく、就職問題懇談会として企業に対し別紙の通り協力要請を行う。その際、大学側、企業側双方において申合せに沿って対応がなされているかについて、確認を行う。

記

1. 各大学等は、以下の就職・採用活動の日程を遵守するとともに、企業等に対して、その遵守を要請する。

- ・ 広報活動開始 : 卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降
- ・ 採用選考活動開始 : 卒業・修了年度の6月1日以降
- ・ 正式な内定日 : 卒業・修了年度の10月1日以降

2. 各大学等は、就職・採用活動に関する本申合せの大きな目的の一つが、学生の学修時間の確保や留学などの多様な経験を得る機会の確保など、学生の学修環境の整備であることを再度認識する。その上で、学生に対して、関連情報の周知や情報提供に努めるとともに、個別の相談や

- 指導等を行い、場合によっては企業に具体的な対応を要請するなど、きめ細やかな支援を行う。
3. 各大学等は、インターンシップの本来の趣旨に鑑み、その教育的効果を高めることに努める。
また、「インターンシップ」と称した会社説明会や採用選考活動と捉えられる行事等を行わないよう、企業等に要請する。
 4. 各大学等は、採用選考において学生の学業への取組状況を適切に評価するよう企業等に要請する。

具体的取組

1. 就職・採用活動の円滑な実施

(1) 学生への周知・情報提供

① 就職・採用活動に関して注意すべき点の十分な周知

各大学等は、学生が混乱することのないよう、就職・採用活動の時期等について、その趣旨を含めて、学生に対して十分に周知すること。特に、採用選考活動が授業期間と重複するスケジュールであることを踏まえ、学生個々の学業と採用選考関係の日程が重複する場合には、採用選考関係の日程調整に関して企業等に相談することが可能であること、留学や教育実習等を希望する際は注意が必要であること等を周知・指導すること。

② 就職関連情報の積極的な提供

学生が進路選択する際の検討に資するため、各大学等は学部・分野別の就職実績等の情報の積極的な提供に努めること。また、海外への留学や外国人留学生の受入れを積極的に進めている大学等は、日本人海外留学生や外国人留学生に対し、企業での採用に関する情報提供を積極的に行い、就職活動において不利にならないよう配慮すること。

(2) 就職・採用活動スケジュールに関する留意事項

就職・採用活動の日程及びそれに付随して実施される「企業説明会」、「学校推薦」、「正式内定開始日」について、大学等として遵守するよう徹底すること。

① 「企業説明会」の取扱い

卒業・修了前年度3月1日より前は、学内及び学外で企業等が実施する「企業説明会」に対して会場提供や協力を行わないこと。（なお、「企業説明会」とは「会社説明会」、「学内セミナー」等の名称に関わらず、採用を目的として事前に採用予定数や選考スケジュールなどの採用情報を広く学生に発信するための説明会を指す。）この点、キャリア教育と称して、実態が特定の企業の説明とならないよう、特に留意すること。

② 学校推薦の取扱い

学校推薦は、卒業・修了年度6月1日以降とすることを徹底すること。

③ 正式内定開始日の周知

正式内定日は、卒業・修了年度の10月1日以降である旨学生に徹底する。正式内定に至るまでの間においては、複数の内々定の状態が継続しないよう、学生を指導するとともに、9月30日以前の内々定は学生を拘束しないものである旨徹底すること。

2. 就職・採用活動の公平・公正の確保について

(1) インターンシップ

インターンシップとは、「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」（以下、「三省合意」という。）では「学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を

行うこと」としており、あくまでも教育プログラムであり、原則、就職・採用活動そのものではないということを学生に対して周知すること。また、大学等が実施に関わる場合は、「三省合意」ⁱ及び「留意点について」ⁱⁱを踏まえ、適切に実施することを徹底する。インターンシップと称するが、実質的に就業体験が伴わず業務説明の場となっているものについては、学生に対してインターンシップではない旨を周知するとともに、これを理由に授業等を欠席することは認めないことが望ましい。

また、不適切な取組が行われていることを確認した場合には、各大学等において、今後の学生への指導等に使用すること。

なお、2020年度卒業・修了予定者を対象とし、広報活動・採用選考活動の開始期日以後に実施されるインターンシップで、あらかじめ広報活動・採用選考活動の趣旨を含むことが示されている場合には、この限りではない。

3. その他の事項について

(1) 各大学等における職員採用の対応

企業等への就職・採用活動のみならず、各大学等における職員採用においても、本申合せを踏まえた対応を行うこと。

(2) 「申合せ」の内容の周知

各大学等は、「申合せ」の内容について、学内の教職員はもとより、学生への周知徹底を図り、学生に不安と混乱が生じないよう適切に対応すること。

また、企業等に対しても、「申合せ」の内容の周知を図ること。各大学等による企業等への直接的な要請は「申合せ」の趣旨の理解促進に極めて重要であるため、各大学は主体的に上記に取り組み、一層の周知徹底に努めること。

- i 「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」（平成27年12月10日一部改正 文部科学省、厚生労働省、経済産業省）（抜粋）
インターンシップと称して就職・採用活動開始時期前に就職・採用活動そのものが行われることにより、インターンシップ全体に対する信頼性を失わせるようなことにならないよう、インターンシップに関わる者それぞれが留意することが、今後のインターンシップの推進に当たって重要である。
 - ii 「インターンシップの更なる充実に向けて 議論のとりまとめ」等を踏まえた「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」に係る留意点について～より教育的効果の高いインターンシップの推進に向けて～（平成29年10月25日 文部科学省、厚生労働省、経済産業省）（抜粋）
1. 就業体験を伴わないプログラムをインターンシップと称して行うことは適切ではない
インターンシップについては、就業体験を伴うことが必要です。一方で、いわゆるワンデーインターンシップなど短期間で実施されるプログラムの中には、就業体験を伴わず、企業等の業務説明の場となっているものが存在することが懸念されます。
インターンシップの信頼性の確保や教育効果の向上のため、こうしたプログラムをインターンシップと称して行うことがないようご留意ください。また、就業体験を伴わないプログラムについては、インターンシップと称さず、実態に合った別の名称（例：セミナー、企業見学会）を用いてくださいますようお願いいたします。
 2. より教育的効果の高いインターンシップの推進を図る
（略）
インターンシップを正規の教育課程に位置付ける場合には、「基本的考え方」に則りつつ、インターンシップの実施期間については、より教育効果を高める観点から、5日間以上の実習期間を担保することが望まれます。地域の事情や企業規模等により、連続した5日間の実習が困難な場合は、事前・事後学習との組み合わせや、5日間で複数の企業において実習を行う等の形態も可能であると考えられますが、教育プログラムとして単位認定を行うのであれば、可能な限り連続した5日間とするなど、一定期間のまとまりにより職業生活を体験することが有益であると考えられます。

2 公共職業安定機関における取扱い

考え方及び申合せ内容を踏まえ、令和2年度の公共職業安定機関における取扱いは次のとおりとします。

(1) 求人票等の展示・公開の取扱いについて

令和2年度大学等卒業予定者（以下「大学等新卒者」という。）に係る求人票、求人要項等は、令和2年4月1日以降学生に対しこれらを展示・公開する。

なお、令和2年4月1日前に求人を受理する場合においても、当該求人者に求人票展示・公開日等について説明をし、了解を求めておく。

(2) 公共職業安定機関が作成する求人情報、ガイドブック等について

大学等新卒者を対象とした求人要項記載の求人情報、ガイドブック等の発行は令和2年4月1日以降とする。

(3) 公共職業安定機関が主催する学生対象の就職面接会について

公共職業安定機関が主催する大学等新卒者を対象とした就職面接会は、地域の中小企業等と学生等とのマッチングに大きな効果があるため、採用選考活動開始以降、大学等の学事日程等に最大限配慮しつつ、積極的に開催する。

(4) 専修学校等の取扱いについて

考え方及び申合せは、令和2年度専修学校卒業予定者及び公共職業能力開発施設等長期間訓練課程修了予定者を対象とするものではないが、公共職業安定機関においては、これらも大学等卒業予定者と同様の取扱いとする。

3 公平・公正な採用の確保等

公共職業安定機関としては、事業主に対し、公平・公正な採用が確保されるよう、次の点について理解の促進を図る。

- ① 考え方及び申合せ並びに公共職業安定機関の取扱い日程の周知を図ること。
- ② 男女雇用機会均等法に沿った採用活動を行うこと。
- ③ 学生の自由な就職活動を妨げないようにすること。
- ④ 募集の中止及び募集人員の削減、採用内定取消し並びに入職時期繰下げが生じないよう、的確な採用計画に基づいて採用内定を行うこと。
- ⑤ 未就職卒業者についても、新規学卒者と同様の応募機会を確保すること。
- ⑥ 高校卒業予定者等の安定的な採用の確保を図ること。

求人申込書（大卒等）の 書き方のポイント

求人事業主の皆さまへ

求職者に対して、従事すべき業務内容、賃金、労働時間、その他の労働条件を明示することは、職業安定法第5条の3により義務付けられています。労働条件などの明示は、労働者が職場に適応してその能力を有効に発揮するためにも、就職後のトラブルを避ける上からも重要です。

大卒等の場合、初めての就職活動ということもあり誤解を生じやすいため、正確かつわかりやすく記載していただきますよう、お願いします。

ハローワークの窓口では、わかりやすい記載方法のアドバイスをを行っています。お気軽にご相談ください。

また、労働条件を的確に伝えることに加えて、平均勤続年数や研修の有無および内容といった職場情報を新卒者等に提供することが、「若者雇用促進法」によって求められています。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL011128首01

求人申込書(大卒等)

受付年月日 《新元号》

年 月 日

求人 区分	事業所名: 霞ヶ関電子工業 株式会社		事業所番号: 9999-999999-9	
	区(1) 大学院 (2) 大学 3. 短大 4. 高専 分 5. 専修学校 6. 能開校 ※1つ以上選択		オンライン提供を 不可とする機関 ☐ 民間人材ビジネス ☐ 地方自治体(地方版ハローワーク)	
	求人の対象年度 (2021) 年3月卒業の求人			
	公開希望 (1) 事業所名等を含む求人情報を公開 2. ハローワークの求職者に限定し、事業所名等を含む求人情報を公開		3. 事業所名等を含まない求人情報を公開 4. 求人情報を公開しない	

仕事 内容	職種: 営業
	仕事の内容: 電子機器の法人向け営業(既存顧客への営業及び新規顧客の開拓) ・受注計画に基づき新製品開発に合わせた製品の提案・見積 ・受注から納品までのフォロー・代金回収といった一連の営業業務を担当していただきます。
	就業形態 (1) 派遣・請負ではない 2. 派遣 3. 紹介予定派遣 4. 請負 雇用形態 (1) 正社員 2. 正社員以外 3. 有期雇用派遣労働者 4. 無期雇用派遣労働者 正社員以外の名称()
	雇用期間 (1) 定めなし 2. 定めあり(4ヶ月以上) 3. 定めあり(4ヶ月未満) 4. 日雇 年 月 日 ~ 年 月 日 又は 年 月 日
	契約更新の可能性 1. あり(原則更新・条件付きで更新あり) 2. なし
	試用期間 (1) あり 2. なし 試用期間中の労働条件: 同条件 異なる
	☒ 事業所所在地に同じ ☐ 在宅勤務に該当
	就業場所 最寄り駅(町田 駅)から[徒歩・車]で(10 分) 従業員数:就業場所(35 人)うち女性(10 人)うちパート(0 人)
	屋内の受動喫煙対策 (1) あり(屋内の受動喫煙対策:禁煙・喫煙室あり) 2. なし(喫煙可) 3. その他 屋内の受動喫煙対策に関する特記事項: 喫煙できる部屋がある
	マイカー通勤 (1) 可 2. 不可 特記事項(駐車場あり)
	転勤の可能性 (1) あり 2. なし
	既卒者・中退者の応募可否 既卒応募: (1) 可 2. 不可 卒業後概ね(3)年以内 中退者応募: (1) 可 2. 不可
履修科目 1. 必須 2. あれば尚可 3. 不問 履修科目の詳細: 理工学部(電子関係)	
必要な免許・資格 1. 必須 2. あれば尚可 3. 不問 必要な免許・資格の詳細: 普通自動車免許(AT限定可)	

賃金・ 手当	(1) 大学院 2. 大学 3. 短大 4. 高専 5. 専修学校 6. 能開校 の賃金・手当 ※1. ~6. を○で囲んでください。			
	賃金形態 (1) 月給 2. 日給 3. 時給 4. 年俸制 5. その他	基本給(a)	190,000	円
	1 営業 手当 30,000 円	3	手当	円
	2 手当 円	5	手当	円
	3 手当 円	固定残業代(c) (1) あり 26,000 円 2. なし		
	(1. 大学院 2. 大学 3. 短大 4. 高専 5. 専修学校 6. 能開校) の賃金・手当 ※1. ~6. を○で囲んでください。			
賃金形態 (1) 月給 2. 日給 3. 時給 4. 年俸制 5. その他	基本給(a)	180,000	円	
1 営業 手当 30,000 円	4	手当	円	
2 手当 円	5	手当	円	
3 手当 円	固定残業代(c) (1) あり 25,000 円 2. なし			

ワークにおいて事業所登録が必要です。

求人区分

「区分」

応募可能な学校種別に○をしてください。

「オンライン提供を不可とする機関」

民間職業紹介事業者や地方自治体（地方版ハローワーク）への求人情報の提供について、オンライン提供を不可とする機関がある場合はチェック☑をしてください。

「公開希望」

ハローワークインターネットサービスでの求人情報や事業所名の公開について、該当するものに○を記入してください。なお、ハローワークインターネットサービスは、民間の人材ビジネス企業のサイトなどに求人情報の転載を認めているため、公開すると事業所に対して各種の問い合わせがくる場合があります。あらかじめご了承ください。

仕事内容

「仕事の内容」

・学生が最も重要視する項目の一つです。分かりやすい記入をお願いします。

「就業形態・雇用形態」

・該当する数字に○を記入してください。

・雇用形態の「2. 正社員以外」を選んだ場合は、「正社員以外の名称」に準社員、期間社員などの具体的な名称を記入してください。

・無期派遣労働者については誤解を招かないよう「1. 正社員」ではなく、「4. 無期雇用派遣労働者」としてください。

「雇用期間」

・定めりの場合は期間を明示してください。

「契約更新の可能性の有無」

・「雇用期間」欄で「あり」と回答した場合に記入してください。

・契約更新の可能性「あり」の場合には、「原則更新」か「条件付きで更新あり」のいずれかを選択し、更新の際の条件などについて「補足事項」欄に詳しく記入してください。

「試用期間」

・試用期間がある場合はその期間を「補足事項」欄に記入するとともに、期間中の条件について、変更がある場合はその内容も記載してください。

「就業場所」

・本社で採用事務を一括処理する等により、求人申込み時にその就業場所が特定できない場合は、就業可能性のある工場・支店等を記入し、「補足事項」欄に就業場所決定の方法・時期等を記入してください。

「屋内の受動喫煙対策」

・屋内の受動喫煙対策の有無を選択してください。なお、「その他」を選択した場合は、「屋内の受動喫煙対策に関する特記事項」に記入してください。

・「屋内の受動喫煙対策」で「喫煙室あり」を選択した場合は、「喫煙のみを行う室がある」、「喫煙できる室（飲食サービス提供あり）がある」、「加熱式たばこのみの喫煙ができる室がある」等を「屋内の受動喫煙対策に関する特記事項」に記入してください。

「マイカー通勤」

・「可」の場合は駐車場の有無や有料か無料等の情報を「特記事項」欄に記入してください。

「転勤の可能性」

・転勤の可能性がある場合は、「あり」を選択するとともに、「補足事項」欄に可能性のある地域を記入してください。

賃金・手当

「賃金形態等」

・該当する数字に○を記入してください。（・月給…月額を決めて支給・日給…日額を決めて、勤務日数に応じて支給・時給…時間額を決めて勤務時間数に応じて支給・年俸制…年額を決めて、各月に配分して支給・その他…具体的に明示してください。）

「基本給」

・「基本給」欄には、初任給の額を記入してください（固定残業代や各種手当は含めないでください）。

・基本給は、月給制の場合にはその額を、月給制以外の場合には1日の所定労働時間、月平均労働日数等から算出した月額を記入してください。

「固定残業代」

・固定残業代がある場合は「あり」を選択し、額を記入します。その上で、「固定残業代に関する特記事項」（次項）に「時間外手当は、時間外労働の有無にかかわらず、固定残業代として支給し、●時間を超える時間外労働は追加で支給」と記入してください。

(1. 大学院 2. 大学 3. 短大 4. 高専 5. 専修学校 6. 能開校) の賃金・手当 ※1. ～6. を○で囲んでください。									
賃金形態	1. 月給 2. 日給 3. 時給 4. 年俸制 5. その他 ☒				基本給(a)		円		
	定額的に支払われる手当(b)	1	手当		円	4	手当		円
		2	手当		円	5	手当		円
		3	手当		円	固定残業代(c)		1. あり ☒ 円 2. なし	
(1. 大学院 2. 大学 3. 短大 4. 高専 5. 専修学校 6. 能開校) の賃金・手当 ※1. ～6. を○で囲んでください。									
賃金形態	1. 月給 2. 日給 3. 時給 4. 年俸制 5. その他 ☒				基本給(a)		円		
	定額的に支払われる手当(b)	1	手当		円	4	手当		円
		2	手当		円	5	手当		円
		3	手当		円	固定残業代(c)		1. あり ☒ 円 2. なし	
(1. 大学院 2. 大学 3. 短大 4. 高専 5. 専修学校 6. 能開校) の賃金・手当 ※1. ～6. を○で囲んでください。									
賃金形態	1. 月給 2. 日給 3. 時給 4. 年俸制 5. その他 ☒				基本給(a)		円		
	定額的に支払われる手当(b)	1	手当		円	4	手当		円
		2	手当		円	5	手当		円
		3	手当		円	固定残業代(c)		1. あり ☒ 円 2. なし	
固定残業代に関する特記事項:	時間外労働の有無にかかわらず支給する10時間を超える時間外労働分については、追加で割り増賃金を支給する				通勤手当		① 実費支給(上限あり) → 月額・日額 ② 実費支給(上限なし) ③ 一定額 → 50,000 円 ④ なし		
	賃金締切日	1. 固定(月末以外) → 毎月 日 ② 固定(月末) 3. その他 →				賃金支払日	① 固定(月末以外) → 当月・翌月 25 日 2. 固定(月末) → 当月・翌月 3. その他 →		
昇給	① 制度あり → ※前年度実績がある場合は記入 2. 制度なし 金額: 2,500 円 又は 昇給率: %								
賞与	① 制度あり → ※(新規学卒者の)前年度実績がある場合は記入 回数 1 回 賞与月数: 2.8 ヶ月分 又は 賞与額: 円 ~ 円 ※(一般労働者の)前年度実績がある場合は記入 回数 2 回 賞与月数: 4 ヶ月分 又は 賞与額: 円 ~ 円								

※就業時間で該当する場合は選択:									
就業時間	就業時間	1	8 時 30 分 ~ 17 時 30 分						
		2	時 分 ~ 時 分						
		3	時 分 ~ 時 分						
時間外労働	① あり ☒	月平均時間外労働時間: 10 時間				□ 36協定における特別条項あり ☒			
	2. なし	特別な事情・期間等:							
休憩時間	60 分	年間休日数	124 日	年次有給休暇	入社時の年次有給休暇日数 0 日 6ヶ月経過後の年次有給休暇日数 10 日				
休日等	休日	□ 月 □ 火 □ 水 □ 木 □ 金 □ 土 □ 日 □ 祝 □ その他							
	週休二日制	① 毎週 2. その他 3. なし							
その他の記載事項: 夏季休暇は7月～9月に5日間、年末年始12月28日～1月3日									

ワークにおいて事業所登録が必要です。

賃金・手当

「手当」

・「定額的に支払われる手当」とは、毎賃金支払時に全員に決まって支給される賃金をいいます。定額的に支払われる手当の他、家族手当、皆勤手当等、個人の状態・実績に応じて支払われる手当等がある場合は、「求人条件にかかる特記事項」にその内容を記入してください。

労働時間

「就業時間」

※法定労働時間にご注意ください。必要に応じて就業規則や各種届出の内容を確認させていただく場合があります。

- ・「就業時間」1に通常の就業時間帯
- ・「就業時間」2及び3に特定の曜日の就業時間帯を記入し、「補足事項」欄に曜日を特定して注釈を記入してください。
- ・「フレックスタイム制」について、
「就業時間1」に標準となる一日の就業時間を記入し、「補足事項」欄にフレキシブルタイム・コアタイムの就業時間帯を記入してください。

・「裁量労働制」について、
「補足事項」欄に、例えば、「裁量労働制（〇〇業務型）により、出退社の時刻は自由であり、〇時間勤務したもののみならず」等記入してください。

また、「就業時間1」に具体的な就業時間について記入する必要はありませんが、「就業時間1」に記入する場合は、実態・目安であることを「補足事項」欄に明示してください。

- ・「変形労働時間制」について、
特に指定がなければ「就業時間1」に具体的な就業時間を記入する必要はありませんが、「補足事項」欄に、例えば「変形労働制により始業は●時～●時、終業は●時～●時とし、シフト制で決定する」（一ヶ月単位の場合）など、具体的に記入してください。

「36協定」

36協定における特別条項がある場合は「特別な事情・期間等」に、例えば、「〇〇とき（特別な事情）は〇回を限度として1ヶ月〇〇時間まで、一年〇〇時間できる」と具体的に記入してください。

「休日等」

- ・「週休二日制」欄には、下記の該当する数字に〇を記入してください。
 1. 毎週・・・完全週休二日制を実施している場合
 2. その他・・・それ以外の形態で週休二日制を実施している場合
 3. なし・・・週休二日制を実施していない場合
- 年末年始休暇や夏季休暇など特別休暇がある場合は、「その他の記載事項」欄に記入してください。

保険・年金・定年等

加入保険等	①雇用保険 ②労災保険 3. 公務災害補償 ④健康保険 ⑤厚生年金 6. 財形 7. その他()			
企業年金	☐ 厚生年金基金 ☐ 確定拠出年金 ☐ 確定給付年金			
退職金共済	1. 加入 ②未加入			
退職金制度	①あり 2. なし	勤続年数	1. 不問 ②必要(3)年以上	
定年制	①あり 2. なし	一律定年制	①あり 2. なし	定年年齢: 60 歳
再雇用制度	①あり 2. なし	上限年齢	65 歳まで	
勤務延長	①あり ②なし	上限年齢	歳まで	
入居可能住宅	① 単身用あり 2. 世帯用あり 3. なし			

選考方法

求人数	4 人 ☐ 住込	受付期間	1. 期間 ②開始日のみ指定 6 月 1 日 ~ 月 日	
既卒者等の入社日	1. 日にちを指定 ②随時 3. 応募者の相談に応じる 4. その他			
説明会	説明会開催 ①あり 2. なし 1. 日時: 4 月 1 日 時 分 場所: 東京本社(所在地と同じ) 2. 日時: 月 日 時 分 場所: 3. 日時: 月 日 時 分 場所:			
選考方法	☒ 書類選考 ☒ 面接 ☐ 適性検査 ☐ その他 ☒ 筆記試験(☒ 一般常識 ☐ 英語 ☐ 作文 ☐ 専門 ☐ その他)			
選考日	☒ 別途通知 ☐ 月 日 又は 月 日以降随時			
選考場所	☒ 事業所所在地と同じ ☐ 事業所情報に登録した就業場所名称 ☐ 選考場所を記入 〒 - 最寄り駅(駅)から[徒歩・車]で(分)			
応募書類等	応募書類 ①ハローワーク紹介状 ②履歴書 3. ジョブ・カード ④卒業見込証明書 ⑤成績証明書 6. その他			
	郵送の送付場所 ☒ 事業所所在地と同じ ☐ 就業場所と同じ ☐ 選考場所と同じ ☐ その他 []			
	応募書類の返却: ①あり 2. 求人者の責任で破棄			
担当者	課係名、役職名	人事総務課 リーダー		
	担当者	厚労 花子		
	担当者(カタカナ)	コウロウ ハナコ		
	電話番号	※事業所登録情報と異なる場合に記入 - - 内線:		
	FAX番号	※事業所登録情報と異なる場合に記入 - -		
	Eメールアドレス			
留学生採用実績の有無	①あり 2. なし		外国人雇用状況届実績の有無	①あり 2. なし

選考方法

「求人数」

求人が用意した住宅に入居することを条件とするときは☐住込にチェックしてください。

「既卒者等の入社日」

応募可の場合、「既卒者等の入社日」欄に入社日の詳細を記入してください。なお、応募不可の場合は、「既卒者等の入社日」欄の「2 随時」を選択してください。

「選考方法」

選考方法において、その他に選択した場合は、詳細を「補足事項」欄に記入してください。
また、受付方法についても、郵送、電話、FAX、Eメール等を「補足事項」欄に記入してください。

(4/5)

選考方法

補足事項	試用期間：3ヶ月 転勤の範囲：東京都内 受付方法：郵送、電話、Eメール
求人条件にかかる特記事項	・手当は他に以下のものがあります。 資格手当：当社の定める資格の保有者に対し、10,000円支給
ハローワークへの連絡事項	※ハローワークへ連絡したい事項がある場合に入力してください。(求人票には表示されません。)

青少年雇用情報

企業の募集・採用に関する情報	(1) 新卒者等採用者数：前年度：10人 2年度前：11人 3年度前：9人 新卒者等離職者数：前年度：1人 2年度前：2人 3年度前：1人 (2) 男性新卒者等採用者数：前年度：6人 2年度前：7人 3年度前：4人 女性新卒者等採用者数：前年度：4人 2年度前：4人 3年度前：5人 (3) 平均勤続勤務年数：18.5 年 従業員の平均年齢：41.7 歳
企業の職場能力の開発及び向上に関する取組の実施状況	(1) 研修の有無 ① あり ② なし 新入社員導入研修、英語講座(通信制)、簿記検定講座(社外講座)、管理職研修 等 (2) 自己啓発支援の有無 ① あり ② なし 業務に資するとして会社が認めた資格について取得費用の全額補填 (3) メンター制度の有無 ① あり ② なし (4) キャリアコンサルティング制度の有無 ① あり ② なし 入社直後、入社3年目等の節目に人事担当者によるキャリア等に関する相談を実施 (5) 社内検定等の制度の有無 ① あり ② なし 霞ヶ関電子工業社内検定
企業の職場への定着の促進に関する取組の実施状況	(1) 前事業年度の月平均所定外労働時間：15.5時間 (2) 前事業年度の有給休暇の平均取得日数：10.7日 (3) 女性の役員割合：22.10% 女性の管理職割合：30.50% (4) 前事業年度の出産者数：女性 12人 男性の配偶者 10人 前事業年度の育児休業取得者数：女性 9人 男性 2人
区分毎の情報	区分の名称(高卒) ※求人を行っている採用区分(例：総合職／一般職)、学歴別(大卒／高卒)、事業所別、職種別など。企業の任意の区分で可。
区分毎の募集・採用に関する情報	(1) 新卒者等採用者数：前年度：4人 2年度前：3人 3年度前：3人 新卒者等離職者数：前年度：0人 2年度前：1人 3年度前：1人 (2) 男性新卒者等採用者数：前年度：2人 2年度前：1人 3年度前：2人 女性新卒者等採用者数：前年度：2人 2年度前：2人 3年度前：1人 (3) 平均勤続勤務年数：20.7年 従業員の平均年齢：40.2歳
区分毎の職場への定着の促進に関する取組の実施状況	(1) 前事業年度の月平均所定外労働時間：9.8時間 (2) 前事業年度の有給休暇の平均取得日数：12.8日 (3) 前事業年度の出産者数：女性 5人 男性の配偶者 4人 前事業年度の育児休業取得者数：女性 3人 男性 1人

ワークにおいて事業所登録が必要です。

「補足事項」「求人条件にかかる特記事項」

各欄に書ききれなかった内容や応募上の注意事項などを記入してください。

青少年雇用情報は、可能な限り全ての項目を記入していただくようお願いします。

- ・全ての項目を記入することが難しい場合でも、情報提供の義務（「企業の募集・採用に関する情報」「企業の職業能力の開発及び向上に関する取組の実施状況」「企業の職場への定着の促進に関する取組の実施状況」の欄において、それぞれで1項目以上の情報提供）にとどまらない積極的な情報提供をお願いします。
- ・数値を算出して記入する項目については、小数点第2位を切り捨て、小数点第1位まで記入してください。
- ・「企業の職場能力の開発及び向上に関する取組実施状況」については、制度として就業規則や労働協約に規定されていなくても、継続的に実施しており、かつそのことが従業員に周知されていれば「あり」と記入してください。

「新卒者等の採用者数／離職者数」

・新卒者のほか、新卒者と同じ採用枠で採用した既卒者など、新卒者と同等の処遇を行うものを含みます。直近で終了している事業年度を含む3年度間についての状況を記入してください。離職者数は、各年度の採用者数のうち、記入日現在における離職者数を記入してください。

「平均継続勤務年数」

・労働者ごとの雇入れられてから記入日の時点までに勤務した年数を合計した値を、労働者数で割って算出します。

「従業員の平均年齢」（参考値）

・若者雇用促進法に基づく青少年雇用情報の項目ではありませんが、参考値として、記入日時点での平均年齢も可能な限り記入してください。平均継続勤務年数及び平均年齢は、事業年度末時点、事業年度当初等、求人申込書記入日直近の数値としても差し支えありません。

「研修の有無及びその内容」

・具体的な対象者、内容を示してください。全ての研修の内容を書き切れない場合は、主な研修の内容のみ記入してください。

「自己啓発支援の有無及びその内容」

・教育訓練休暇制度、教育訓練短時間勤務制度がある場合は、その情報を含めて記入してください。他には、配置等についての配慮、始終業時刻の変更、資格取得の費用補助等もこの欄に記入してください。

「メンター制度の有無」

・メンター制度とは、新たに雇入れた新規卒卒者等からの職業能力の開発及び向上その他の職業生活に関する相談に応じ、並びに必要な助言その他の援助を行う者を当該新規卒卒者等に割り当てる制度のことです。

「キャリア・コンサルティング（※1）制度の有無及びその内容」

・セルフ・キャリアドック（※2）を実施している場合は、その情報を含めて記入してください。キャリアコンサルティングを実施する者が企業に雇用されているかどうか、また資格の有無は問いませんが、企業内の仕組みとしてキャリアコンサルティングが実施されていることが必要です。

※1 キャリアコンサルティング

労働者の職業の選択、職業生活設計または職業能力の開発や向上に関する相談に応じ、助言や指導を行う。

※2 セルフ・キャリアドック

労働者が自らのキャリアや身に付けるべき知識・能力等を確認することを通じて主体的なキャリア形成を行うことを支援するため、年齢、就業年数、役職等の節目において定期的にキャリアコンサルティングを受ける機会を設定する仕組み。

「前事業年度の月平均所定外労働時間・有給休暇の平均取得日数」

・算出方法は次ページを参照してください。

「役員及び管理的地位にある者に占める女性の割合」

・求人区分に関わらず、企業全体に雇用される全ての労働者に関する情報としてください。

*「管理的地位にある者」とは、原則としていわゆる課長級以上が該当します。

「前事業年度の育児休業取得者数／出産者数」

・育児休業取得者数及び出産者数について、いずれも記載してください。

・男性については、配偶者の出産者数を記載してください。

「区分毎の情報」（本求人に対する追加の情報提供）

・企業全体の情報のほか、求人申込みを行っている採用区分（例：総合職／一般職）、学歴別（大卒／高卒）や事業所別、職種別などの情報についても、追加情報として極力記入してください。

* 追加の情報については、貴社の任意の区分の情報で構いません。

【記載する情報についての留意事項】

- ・「企業（⇔区分毎）」の情報については、求人事業所を含めた企業全体の情報を記載してください。
- ・海外支店等に勤務している労働者については除外した情報としてください。
- ・原則として、求人申込書の記入日時点の最新の状況について記載してください。

前事業年度の月平均所定外労働時間の算出方法

前事業年度の労働者毎の一月あたりの所定外労働時間の平均値を合計した値を、労働者数で除して算出します。（管理的地位にある者については、算出対象から除いて差し支えありません。）

$$\text{前事業年度の月平均所定外労働時間} = \frac{\text{労働者ごとの一月あたりの所定外労働時間の平均値の合計}}{\text{前事業年度の労働者数}}$$

※月平均所定外労働時間は以下の計算方法で算出しても差し支えありません。

$$\text{前事業年度の月平均所定外労働時間} = \frac{\text{前事業年度の所定外労働時間の合計}}{\text{各月1日に在籍している労働者の延べ人数}}$$

前事業年度の有給休暇の平均取得日数の算出方法

労働者ごとの年次有給休暇の取得日数を合計した値を、労働者数で除して算出します。（管理的地位にある者、有給休暇が付与されていない者については、算出対象から除いて差し支えありません。）

$$\text{前事業年度の有給休暇の平均取得日数} = \frac{\text{前事業年度の労働者ごとの年次有給休暇の取得日数の合計}}{\text{前事業年度の労働者数}}$$

情報の範囲

求人区分に応じて、企業全体の正社員又は正社員以外※の情報を提供してください。

※ 正社員以外の情報は、期間雇用者や派遣等、いわゆる正社員以外の直接雇用の労働者全てに関する情報としてください。

「前事業年度の月平均所定外労働時間・有給休暇の平均取得日数」

・算出方法は上記を参照してください。

(4) 新卒応援ハローワークのご案内

「横浜新卒応援ハローワーク」、川崎公共職業安定所内に「川崎新卒応援ハローワーク」を設置し、大学院・大学・短期大学・高専、専修学校卒業年次の学生や卒業後3年以内の方を重点的に就職支援を行っており、業務内容等は次のとおりです。

- 希望職種の選定、エントリーシートや履歴書の作成、面接の受け方などの仕事探しに関する相談や職業紹介。
- 大卒者等の全国求人情報等の検索や職業訓練情報の提供。
- 就職フェア（面接会）や就職活動に役立つ各種セミナーを開催。
- 臨床心理士による心理相談を実施（予約制）。
- キャリアインサイト（適職診断ツール）、VPI職業興味検査、厚生労働省編一般職業適性検査（GATB）による適性診断を行ない、診断後は結果の解説やカウンセリングを実施（予約制）。

横浜新卒応援ハローワーク

所在地：〒220-0004 横浜市西区北幸1-11-15 横浜STビル16階

電話：045-312-9206

開設日時：平日 9時30分から18時 第1・3土曜日 10時から17時

（日曜日、祝日、年末年始は除く）

URL：http://kanagawa-hellowork.jsite.mhlw.go.jp/yokohama_shinsotsu.html

川崎新卒応援ハローワーク

所在地：〒210-0015 川崎市川崎区南町17-2 川崎公共職業安定所内

電話：044-244-8609 49#

開設日時：月曜日から金曜日（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

8時30分から17時

URL：http://kanagawa-hellowork.jsite.mhlw.go.jp/kawasaki_shinsotsu.html

2 中学・高校の求人について

(1) 中学求人の流れ等

① 新規中学校卒業者求人申込みの手続き

- 中卒用求人票に、必要事項を記入し、14欄に事業所名・代表者名を記入のうえ、**6月1日以降**に管轄の公共職業安定所に提出してください。公共職業安定所では提出された中卒用求人票に基づいて、求人内容等について確認のうえ、7月1日以降にお返しします。
- 求人票の作成枚数
求人票は、職種毎に1部作成してください。

② 求人受付後の事務処理

- 9月10日までに県内各公共職業安定所が受理した求人は、求人一覧表により県内各中学校に求人情報として提供します。
- 県外への求人連絡は求人者の希望等を十分考慮して連絡先公共職業安定所を決定し、7月1日以降送付します。これを受けた県外の公共職業安定所は、求人情報として一覧表等を作成し管内の各学校に提供します。
(9月11日以降に連絡を受けた求人については、各学校への提供が不定期となりますので、県外求人連絡を希望する場合は、なるべく早めに求人申込みを行ってください。)

③ 紹介と選考

職業紹介の正常化と求人秩序の確立を図るため選考開始の期日が下記のように定められていますので厳守してください。

推薦・選考開始期日 令和3年1月1日以降

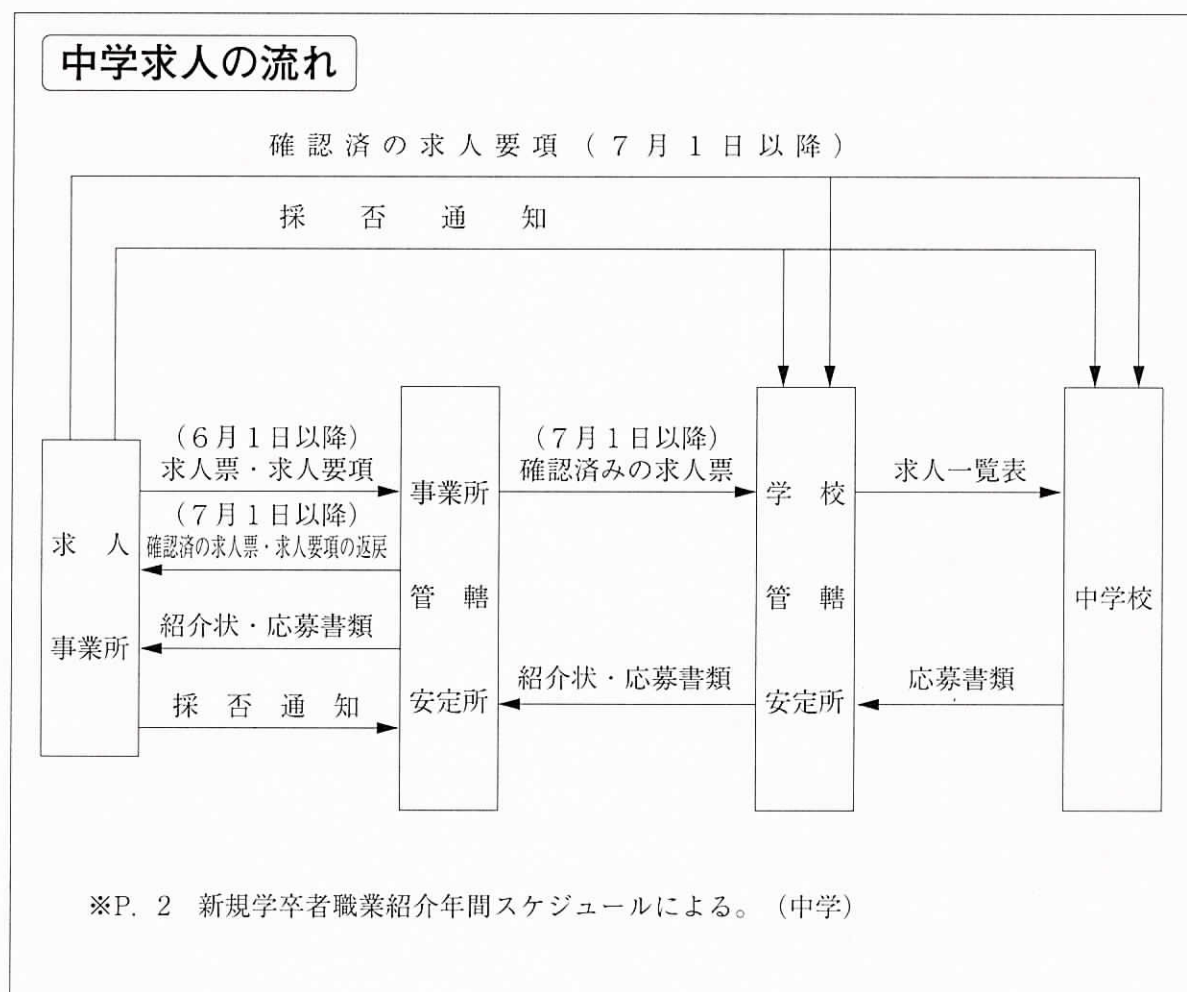
ただし、東北等積雪地の企業への推薦・選考開始期日は、**令和2年12月1日**以降となっており、積雪地道県及び地域は次のとおりです。

北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟、富山、石川、福井、長野（飯山公共職業安定所管内の地域に限る）、島根（松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る）

※特に選考にあたりましてかならず50～51頁の「選考にあたっての留意事項」を熟読願います。

④ 紹介の手続き

- 中学の通勤求人の場合は、応募書類（職業相談票（乙））に学校管轄公共職業安定所長が発行する紹介状を添えて、求人申込み公共職業安定所から事業所へ送付します。
- 中学の住込み求人の場合は、送出地の公共職業安定所から本県の公共職業安定所を経由して、応募書類を事業所へ送付しますが、現地出張選考を実施される場合は、送出地公共職業安定所から直接事業所へ送付することもあります。



⑤ 学校訪問

求人者が求人活動のために中学校を訪問することについては、事前に学校に了解を得てください。
 (48頁(2)「学校訪問」を参照のこと。)

(2) 高校求人の流れ等

① 新規高等学校卒業生求人申込みの手続き

- 6月1日以降所定の求人申込書（高卒）（39頁～47頁参照）を記入していただく方法、または、公共職業安定所内にある端末で求人情報を仮登録してから窓口で本登録する方法により、公共職業安定所で求人内容の確認をします。

もしくは、事前に会社等のパソコン等で求人情報を仮登録してから、公共職業安定所に出向いて窓口で本登録することもできます。（ハローワークインターネットサービスにおいて求人者マイページを開設する必要があります。）詳しくは、ハローワークインターネットサービス「高卒の求人申込み手続きについてはこちらをご覧ください」をご覧ください。

- 求人申込書の記入によりお申込みされる場合は、求人申込書（高卒）に必要事項を記入し、**6月1日以降**に管轄公共職業安定所に提出してください。公共職業安定所では提出された求人申込書の求人内容を確認のうえ、**7月1日以降**に求人票をお返しいたします。7月1日以降に提出した求人申込書は、原則、提出日に求人票をお返しいたします。（お預りさせていただき、後日お返しさせていただく場合もあります。）

- 7月1日以降に返戻された求人票を複写し、**求人者から直接学校あてに送ってください。**

- 求人申込書（高卒）は、職種毎に1組作成してください。

※初めて求人を提出される場合にはあらかじめ事業所登録が必要です。事業所の所在地を管轄する公共職業安定所においでください。

② 求人票の送付と高卒就職情報WEB提供サービス

- 求人先学校を指定する場合は、公共職業安定所で受理済の求人票（受理印のあるもの）の写しと、推薦依頼校一覧（別添1）を当該学校に送付してください。

- 求人先学校を指定しない場合であっても、特に求人情報を提供したい都道府県、公共職業安定所がある場合には、当該求人票の写しを当該都道府県、公共職業安定所管内の学校に送付してください。

- 推薦依頼する学校を決める際には、神奈川県版高等学校便覧（119頁以降に記載）を参考にしてください。県外の学校については高卒就職情報WEB提供サービスの高等学校便覧を参考にし、学校または管轄公共職業安定所に相談されることをお勧めします。

- 推薦依頼（求人票の送付）

(a) 推薦を依頼する学校を指定する場合（指定校以外は応募不可）は、求人申込書「求人区分」の公開希望欄の「4. 求人情報を公開しない」を選択し、「選考方法」の「指定校推薦」欄に学校名および推薦人数の記入と、106頁「推薦依頼校一覧（別添1）」にも記入のうえ、求人申込書と推薦依頼校一覧をあわせて公共職業安定所へ提出してください。

(b) 求人票を送付する学校を特定するが送付した学校以外の応募も受付ける場合は、求人申込書「求人区分」の公開希望欄の「1 事業所名等を含む求人情報を公開する」を選択してください。

い。「選考方法」の「指定校推薦」欄に学校名および推薦人数の記入と、106頁「推薦依頼校一覧（別添1）」にも記入のうえ、求人申込書と推薦依頼校一覧をあわせて公共職業安定所へ提出してください。

※指定校が多数あり「選考方法」の「指定校推薦」欄に記入しきれない場合は、106頁「推薦依頼校一覧（別添1）」に記入して提出してください。なお、求人申込時に推薦（送付）学校が決定していない場合は空欄としてください

また、学校を指定しない求人であっても、特に求人情報を提供したい都道府県、公共職業安定所がある場合は、当該都道府県、公共職業安定所を記入し、求人連絡数欄には求人数をそのまま記入してください。

※ 高卒就職情報WEB提供サービスについて

高卒就職情報WEB提供サービスは、公共職業安定所で受け付けた新規高等学校卒業生に対する求人情報や公共職業安定所で入力したイベント等の情報を、高等学校の進路指導担当教諭を通じて提供し、新規高等学校卒業生の就職活動を支援するシステムです。企業に対しては、全国高等学校便覧や都道府県高等学校就職問題検討会議実施結果等を提供するシステムです。

URL：<http://job.koukou.gakusei.go.jp/>

※ 求人票のインターネットによる公開について

高卒就職情報WEB提供サービスで公開を希望した高卒求人は、全国の高校にインターネットで公開します。

そのため、求人者が推薦依頼をしていない高校から応募者が出る場合もあります。応募を指定の学校に限る等、インターネット非公開を希望する場合は、求人申込み時にお申し出いただくようお願いいたします。

また、求人の内容等から、求人者が学校に対してその内容を直接説明することが適切と判断される求人については、インターネットに公開しないこともありますのでご了承ください。

③ 紹介と選考

中学校と同様選考開始の期日が下記のように定められておりますので厳守してください。

推薦開始期日 令和2年9月5日以降
(文書の到達する日)

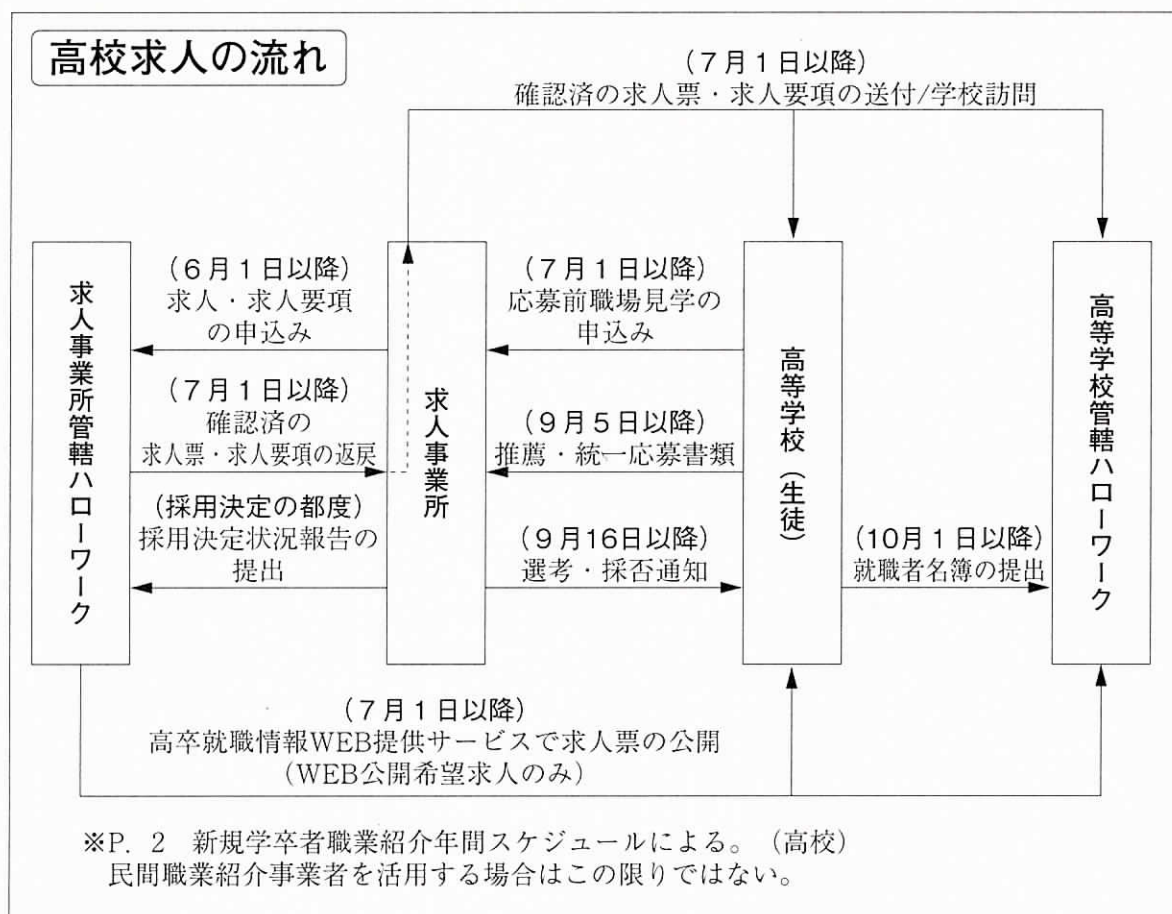
選考開始期日 令和2年9月16日以降

ただし、沖縄県は8月30日以降推薦開始となっております。

※特に選考にあたりましては、必ず50～51頁の「選考にあたっての留意事項」を熟読願います。

④ 紹介の手続き

- 高校求人については、学校から直接事業所に応募書類が送付されます。



⑤ 学校訪問

- 求人者が求人活動のために高等学校を訪問することについては、学校に事前に了解を得てください。

※(48頁(2)「学校訪問」を参照のこと。)

新規高等学校卒業予定者の応募・推薦について

新規高卒者の採用につきましては、日頃から格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、近年の新規高卒者をめぐる就職環境が大きく変化し、従来のいわゆる「1人1社制」では弊害が生ずるとの指摘がなされるようになりました。そこで、教育行政機関等及び経営者団体と「神奈川県高等学校就職問題検討会議」において検討した結果、「10月1日以降、1人2社まで応募・推薦可」との申し合わせが行われました。

つきましては、令和2年度におきましても10月1日以降すべての事業主に2社まで複数応募をお願いすることとし、新規高卒者の「就職応募機会の拡大」と「高校生と企業が互いに納得できる応募・推薦方法の仕組みの整備」のため、今後ともご理解とご協力をお願いいたします。

「神奈川県高等学校就職問題検討会議」の申し合わせについて

神奈川県高等学校就職問題検討会議において、高等学校卒業予定者の応募・推薦について以下のとおり申し合わせを行うこととする。

令和2年度については、推薦開始日からは1人1社の応募・推薦とするが、10月1日以降は1人2社まで応募・推薦を認める。

この申し合わせにより、事業主、学校関係者、生徒及びその保護者に、申し合わせ事項についてあらゆる機会を利用し周知していくものとする。

令和2年3月24日

神奈川県高等学校就職問題検討会議

一般社団法人 神奈川県経営者協会
一般社団法人 神奈川県商工会議所連合会
神奈川県商工会連合会
神奈川県中小企業経営者協会
神奈川県中小企業団体中央会
一般社団法人 神奈川経済同友会
神奈川県立学校長会議専門学科部会
神奈川県市立高等学校長会

一般財団法人 神奈川県私立中学高等学校協会
神奈川県産業労働局労働部
神奈川県教育委員会教育局指導部
神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部学振興課
横浜市教育委員会指導部
川崎市教育委員会学校教育部
神奈川労働局職業安定部

● 確認事項

1. 複数応募可否の確認

(1) 求人申込みをする際、事業主は複数応募についての可否を申し出ることとする。

2. 複数応募・推薦の方法（9月中に採否の確認が取れていない場合）

- (1) 9月5日から9月30日までの応募・推薦に係る採否が9月30日までに出不着の場合、10月1日以降も1社応募・推薦ができる。
- (2) 10月1日以降A・Bの2社に応募・推薦し、うち1社から選考結果の連絡があった場合は次のとおりとする。
- ① A社内定・B社連絡待ち
B社の連絡を待ち、2社とも内定の場合はA社・B社のいずれかを選択する。
 - ② A社不採用・B社連絡待ち
C社に応募・推薦できるものとする。

3. 内定の承諾（2社から内定を得た場合）

(1) 生徒は2社の内定を得た場合は、2社目の内定の確認後3日以内に就職先を決定し、内定の承諾及び辞退を申し出るものとする。

m e m o

[illegible]

求人申込書（高卒）の 書き方のポイント

求人事業主の皆さまへ

求職者に対して、従事すべき業務内容、賃金、労働時間、その他の労働条件を明示することは、職業安定法第5条の3により義務付けられています。労働条件などの明示は、労働者が職場に適応してその能力を有効に発揮するためにも、就職後のトラブルを避ける上からも重要です。

高卒の求職者はアルバイト未経験者などいることから、求職者から誤解を生じにくいカタチで、正確かつわかりやすく記載していただきますようお願いします。

ハローワークの窓口では、わかりやすい記載方法のアドバイスをを行っています。お気軽にご相談ください。

また、労働条件を的確に伝えることに加えて、平均勤続年数や研修の有無および内容といった職場情報を新卒者等に提供することが、「若者雇用促進法」によって求められています。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL011128首02

求人申込書(高卒)

受付年月日 《新元号》

年 月 日

求人 区分	事業所名: 霞ヶ関電子工業 株式会社		事業所番号: 9999-999999-9	
	求人の対象年度 (0000) 年3月卒業の求人	公開希望 ☒ 1. 事業所名等を含む求人情報を公開する ☐ 4. 求人情報を公開しない		
仕事 内容	職種: 営業	仕事の内容: 電子機器の法人向け営業(既存顧客への営業及び新規顧客の開拓) ・受注計画に基づき新製品開発に合わせた製品の提案・見積 ・受注から納品までのフォロー・代金回収といった一連の営業業務を担当していただきます。		
	就業形態 ☒ 1. 派遣・請負ではない ☐ 2. 派遣 ☐ 3. 紹介予定派遣 ☐ 4. 請負	雇用形態 ☒ 1. 正社員 ☐ 2. 正社員以外 ☐ 3. 有期雇用派遣労働者 ☐ 4. 無期雇用派遣労働者 正社員以外の名称()		
	雇用期間	☒ 1. 定めなし ☐ 2. 定めあり(4ヶ月以上) ☐ 3. 定めあり(4ヶ月未満) ☐ 4. 日雇 年 月 日 ~ 年 月 日 又は 年 月		
	契約更新の可能性	1. あり(原則更新・条件付きで更新あり) ☐ 2. なし ☐		
	試用期間	☒ 1. あり ☐ 2. なし 試用期間中の労働条件: ☒ 同条件 ☐ 異なる		
	就業場所	☐ 事業所所在地に同じ ☐ 在宅勤務に該当		
		〒145-xxxx 東京都 町田市 x丁目x-x-x 町田支店		
		最寄り駅(町田 駅)から[徒歩・車]で(10 分)		
		従業員数: 就業場所(35 人) うち女性(10 人) うちパート(0 人)		
		屋内の受動喫煙対策	☒ 1. あり(屋内の受動喫煙対策: 禁煙 ☒ 喫煙室あり) ☐ 2. なし(喫煙可) ☐ 3. その他 屋内の受動喫煙対策に関する特記事項: 喫煙できる部屋がある	
マイカー通勤	☒ 1. 可 ☐ 2. 不可	転勤の可能性	1. あり ☒ 2. なし ☐ 通学 ☐ 1. 可 ☒ 2. 不可	
既卒者・中退者の応募可否	既卒応募: ☒ 1. 可 ☐ 2. 不可 卒業後概ね(3)年以内		中退者応募: ☒ 1. 可 ☐ 2. 不可	
必要な知識・技能等(履修科目)	☒ 1. 必須 ☒ 2. あれば尚可 ☐ 3. 不問 必要な知識・技能等の詳細: 普通自動車免許(AT限定可)(入社後の取得可)			
賃金・ 手当	賃金形態等	☒ 1. 月給 ☐ 2. 日給 ☐ 3. 時給 ☐ 4. 年俸制 ☐ 5. その他		毎月の賃金 ☒ 1. 現行 ☐ 2. 確定
		基本給(a) 165,000 円		月平均労働日数 20 日
	定額的に支払われる手当(b)	1 営業 手当 30,000 円	3 手当 円	
		2 手当 円	4 手当 円	
固定残業代(c)	☒ 1. あり ☐ 2. なし	23,000 円 固定残業代に関する特記事項: 時間外労働の有無にかかわらず支給する 10時間を超える時間外労働分については、追加で割り増賃金を支給する		

ワークにおいて事業所登録が必要です。

求人区分

「公開希望」

・各高等学校の進路指導教諭に対して、高卒就職情報WEB提供サービスで求人情報を公開することを希望する場合には「1 事業所名等を含む求人情報を公開する」を選択し、希望しない場合には「4 求人情報を公開しない」を選択してください。

仕事内容

「仕事の内容」

・生徒が最も重要視する項目の一つです。分かりやすい記入をお願いします。

「就業形態・雇用形態」

・該当する数字に○を記入してください。
・雇用形態の「2. 正社員以外」を選んだ場合は、「正社員以外の名称」に準社員、期間社員などの具体的な名称を記入してください。
・無期派遣労働者については誤解を招かないよう「1. 正社員」ではなく、「4. 無期雇用派遣労働者」としてください。

「雇用期間」

・定めありの場合は期間を明示してください。

「契約更新の可能性」

・「雇用期間」欄で「あり」と回答した場合に記入してください。
・契約更新の可能性「あり」の場合には、「原則更新」か「条件付きで更新あり」のいずれかを選択し、更新の際の条件などについて「補足事項」欄に詳しく記入してください。

「試用期間」

・試用期間がある場合はその期間を「補足事項」欄に記入するとともに、労働条件が異なる場合はその内容も「補足事項」欄に記入してください。

「就業場所」

・本場で採用事務を一括処理する等により、求人申込み時にその就業場所が特定できない場合は、就業可能性のある工場・支店等を記入し、「補足事項」欄に就業場所決定の方法・時期等を記入してください。

「転勤の可能性」

・転勤の可能性がある場合は、「あり」を選択するとともに、「補足事項」欄に可能性のある地域を記入してください。

「屋内の受動喫煙対策」

・屋内の受動喫煙対策の有無を選択してください。なお、「その他」を選択した場合は、「屋内の受動喫煙対策に関する特記事項」に記入してください。
・「屋内の受動喫煙対策」で「喫煙室あり」を選択した場合は、「喫煙のみを行う部屋がある」、「喫煙できる室（飲食サービス提供あり）がある」、「加熱式たばこのみの喫煙ができる室がある」等を「屋内の受動喫煙対策に関する特記事項」に記入してください。

「マイカー通勤」

・「可」の場合は駐車場の有無や有料か無料等の情報を「求人条件にかかる特記事項」欄に記入してください。
・通学が「可」で配慮（時間配慮、賃金補助等）がある場合は、青少年雇用情報の「2（2）自己啓発支援の有無及びその内容」に詳しい情報を記入してください。

「必要な知識・技能等」

・高校生の採用は未経験者の採用が基本です。できる限り応募の機会を広げていただくようお願いします。

賃金・手当

「賃金形態等」

・該当する数字に○を記入してください。（・月給…月額を決めて支給・日給…日額を決めて、勤務日数に応じて支給・時給…時間額を決めて勤務時間数に応じて支給・年俸制…年額を決めて、各月に配分して支給・その他…具体的に明示してください。）

「基本給」

・「基本給」欄には、初任給の額を記入してください（固定残業代や各種手当は含めないでください）。
また、記入した賃金に応じて、「現行」か「確定」のいずれかを選択してください。
※「現行」：申込み時点で賃金額の確定が困難な場合、当該年の新規高等学校卒業者採用者の現行の賃金額とする。
・基本給は、月給制の場合にはその額を、月給制以外の場合には1日の所定労働時間、月平均労働日数等から算出した月額を記入してください。

「固定残業代」

・固定残業代がある場合は「あり」を選択し、額を記入します。その上で、「固定残業代に関する特記事項」に「時間外手当は、時間外労働の有無にかかわらず、固定残業代として支給し、●時間を超える時間外労働は追加で支給」と記入してください。

あらかじめ事業所の住所を管轄するハロー

(2/4)

賃金・手当	a+b	(固定残業代がある場合はa+b+c) 218,000 円		通勤手当	① 実費支給(上限あり) → ② 実費支給(上限なし) ③ 一定額 → ④ なし	月額・日額 50,000 円
	特別に支払われる手当	1 手当 円	3 手当 円	2 手当 円	4 手当 円	
	賃金締切日	1. 固定(月末以外) → [毎月 日] ② 固定(月末) 3. その他 → []		賃金支払日	① 固定(月末以外) → [当月・翌月 25 日] 2. 固定(月末) → 当月・翌月 3. その他 → []	
	昇給	① 制度あり → ※前年度実績がある場合は記入 2. 制度なし 金額: 2,500 円 又は 昇給率: %				
	賞与	① 制度あり → ※(新規学卒者の)前年度実績がある場合は記入 回数 1 回 賞与月数: 2 ヶ月分 又は 賞与額: 円 ~ 円 ※(一般労働者の)前年度実績がある場合は記入 回数 2 回 賞与月数: 4 ヶ月分 又は 賞与額: 円 ~ 円				

労働時間	就業時間	※就業時間で該当する場合は選択: 1. 交替制(シフト制) 2. フレックスタイム制 3. 裁量労働制 4. 変形労働時間制(1ヶ月単位・1年単位・1週間単位非定型的)			
	就業時間	1 8 時 3 0 分 ~ 17 時 3 0 分			
	2 時 分 ~ 時 分				
	3 時 分 ~ 時 分				
	時間外労働	① あり → 月平均時間外労働時間: 1 0 時間 ② なし	□ 36協定における特別条項あり →		
休憩時間	60 分	年間休日数 124 日	年次有給休暇	入社時の年次有給休暇日数 0 日 6ヶ月経過後の年次有給休暇日数 1 0 日	
休日等	休日 □月 □火 □水 □木 □金 □土 □日 □祝 □その他 週休二日制 ① 毎週 2. なし 3. その他 → その他の記載事項: 夏季休暇は7月~9月に5日間、年末年始12月28日~1月3日				

保険・年金・定年等	加入保険等	① 雇用保険 ② 労災保険 3. 公務災害補償 ④ 健康保険 ⑤ 厚生年金 6. 財形 7. その他()			
	企業年金	□ 厚生年金基金 □ 確定拠出年金 □ 確定給付年金			
	退職金共済	1. 加入 ② 未加入			
	退職金制度	① あり → 勤続年数 1. 不問 ② 必要(3)年以上 2. なし			
	定年制	① あり → 一律定年制 ① あり → 定年年齢: 60 歳 2. なし 2. なし			
	再雇用制度	① あり → 上限年齢 65 歳まで 2. なし			
	勤務延長	① あり → 上限年齢 歳まで ② なし			
入居可能住宅	① 単身用あり 2. 世帯用あり 3. なし				

ワークにおいて事業所登録が必要です。

賃金・手当

「手当」

・「定額的に支払われる手当」とは、毎賃金支払時に全員に決まって支給される賃金をいいます。定額的に支払われる手当の他、家族手当、皆勤手当等、個人の状態・実績に応じて支払われる手当等がある場合は、「求人条件にかかる特記事項」にその内容を記入してください。

労働時間

「就業時間」

※法定労働時間にご注意ください。必要に応じて就業規則や各種届出の内容を確認させていただく場合があります。

- ・「就業時間」1に通常の就業時間帯
- ・「就業時間」2及び3に特定の曜日の就業時間帯を記入し、「補足事項」欄に曜日を特定して注釈を記入してください。
- ・「フレックスタイム制」について、
「就業時間1」に標準となる一日の就業時間を記入し、「補足事項」欄にフレキシブルタイム・コアタイムの就業時間帯を記入してください。
- ・「裁量労働制」について、
選考方法欄の「補足事項」欄に、例えば、「裁量労働制（〇〇業務型）により、出退社の時刻は自由であり、〇時間勤務したものとみなす」等記入してください。
- また、「就業時間1」に具体的な就業時間について記入する必要はありませんが、「就業時間1」に入力する場合は、実態・目安であることを「補足事項」欄に記入してください。
- ・「変形労働時間制」について、
特に指定がなければ「就業時間1」に具体的な就業時間を記入する必要はありませんが、「補足事項」欄に、例えば「変形労働制により始業は●時～●時、終業は●時～●時とし、シフト制で決定する」（一ヶ月単位の場合）など、具体的に記入してください。

「36協定」

・36協定における特別条項がある場合は「特別な事情・期間等」に、例えば、「〇〇とき（特別な事情）は〇回を限度として1ヶ月〇〇時間まで、一年〇〇時間できる」と具体的に記入してください。

「休日等」

- ・「週休二日制」欄には、下記の該当する数字に〇を記入してください。
 1. 毎週・・・完全週休二日制を実施している場合
 2. なし・・・週休二日制を実施していない場合
 3. その他・・・それ以外の形態で週休二日制を実施している場合年末年始休暇や夏季休暇など特別休暇がある場合は、「その他の記載事項」欄に記入してください。

保険・年金・定年等

「企業年金」

事業所登録の内容と異なる場合は、下記のいずれかを記入してください。

1. 厚生年金基金
2. 確定拠出年金
3. 確定給付年金

「入居可能住宅」

・従業員のために用意している住宅が入居可能な場合に該当する項目「単身用あり」、「世帯用あり」、入居可能な住宅がない場合は「なし」を選択してください。なお、利用条件や宿舍費用などの詳細、現在利用不可能だが空きが出れば利用可能な住宅がある場合などは「求人条件にかかる特記事項」欄に記入してください。

(3/4)

求人数	通勤: 2人	住込: 0人	不問: 1人
受付期間	①. 期間 2. 開始日のみ指定 9月 5日 ~ 9月 11日		
既卒者等の入社日	1. 日にちを指定 ②. 随時 3. 応募者の相談に応じる 年 月 日		
応募前職場見学	①. 可 2. 不可 □随時 又は □補足事項欄参照	複数応募	①. 可 2. 否 年 10月 1日 以降
選考方法	☒ 面接 ☒ 適性検査 ☐ その他 その他の選考方法(○○テスト、△△試験) 学科試験 ☒ 一般常識 ☐ 国語 ☐ 数学 ☐ 英語 ☐ 社会 ☐ 理科 ☐ 作文 ☒ その他		
選考結果通知	面接選考結果通知: 面接後: 10日以内		
選考日	月 日 9月 16日 以降随時		
選考場所	☒ 事業所所在地と同じ ☐ 事業所情報に登録した就業場所名称 ☐ 選考場所を記入 〒 - 最寄り駅()から[徒歩・車]で()分		
赴任旅費の有無	①. あり 2. なし		
担当者	課係名、役職名 人事総務課 リーダー 担当者 厚労 花子 担当者(カタカナ) コウロウ ハナコ 電話番号 ※事業所登録情報と異なる場合に記入 - - 内線: FAX番号 ※事業所登録情報と異なる場合に記入 - - Eメールアドレス		
補足事項	・ 試用期間3ヶ月 ・ 応募前職場見学への参加の有無によって採否を決定するものではありません。 ・ 応募前職場見学については、7月20日以降実施予定です。		
求人条件にかかる特記事項	・ 駐車場有り ・ 手当は他に以下のものがあります。 資格手当: 当社の定める資格の保有者に対し、10,000円支給 ・ 選考旅費: 上限額5万円まで。		
紹介希望安定所	都道府県: △△ 紹介希望安定所: ○○ 求人連絡数: 2人 都道府県: △△ 紹介希望安定所: ○○ 求人連絡数: 2人 都道府県: 紹介希望安定所: 求人連絡数: 人 都道府県: 紹介希望安定所: 求人連絡数: 人 都道府県: 紹介希望安定所: 求人連絡数: 人		
指定校推薦	※学校名及び推薦人員数を記入		
ハローワークへの連絡事項	※ハローワークへ連絡したい事項がある場合に入力してください。(求人票には表示されません。)		

選考方法

ワークにおいて事業所登録が必要です。

選考方法

「求人数」

・求人者が入居可能住宅を用意しない場合には「通勤」、用意した住宅に入居することを条件とするときは「住込」、雇い入れる労働者の希望があれば用意するときは「不問」に記入してください。

「既卒者等の応募可否・入社日」

・応募可の場合、「既卒者等の入社日」欄に入社日の詳細を記入してください。なお、応募不可の場合は、「既卒者等の入社日」欄の「2 随時」を選択してください。

「応募前職場見学」

・生徒に応募先選定・確認の機会をできる限り与えるため、積極的な受入れをお願いいたします。「応募前職場見学」の可否について、「可」を選択した場合には、「随時」又は「補足事項欄参照」を選択し、「補足事項欄参照」を選択した場合には「補足事項」欄に詳細を記入してください。

なお、応募前職場見学は、生徒が事前に職業や職場への理解を深め、適切な職業選択や、事前の理解不足による就職後の早期離職の防止を目的として行っていただくものです。このことをご理解いただき、応募前職場見学が求人者の採用選考の場とならないよう十分にご注意ください。

「選考方法」

・選考方法において、その他に選択した場合は、詳細を「その他の選考方法」欄に記入してください。また、適性検査の具体的な検査名も、「その他の選考方法」欄に記入してください。

「受付期間」「選考日」

・高校生の推薦開始期日は、推薦文書の到達が9月5日（沖縄県については8月30日）以降となっています。
また、選考開始期日は9月16日以降となっています。ご注意ください。

「補足事項」「求人条件にかかる特記事項」

・各欄に書ききれなかった内容や応募上の注意事項などを記入してください。
また、新規学卒者の入社日について、4月1日が一般的ですが、異なる場合は、「補足事項」欄に記入してください。
なお、ハローワークが情報を追加する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(4/4)

青少年雇用情報	企業の募集・採用に関する情報	(1)新卒者等採用者数: 前年度:10人 2年度前:11人 3年度前: 9人 新卒者等離職者数: 前年度: 1人 2年度前: 2人 3年度前: 1人
		(2)男性新卒者等採用者数: 前年度: 6人 2年度前: 7人 3年度前: 4人 女性新卒者等採用者数: 前年度: 4人 2年度前: 4人 3年度前: 5人
		(3)平均勤続勤務年数:18.5 年 従業員の平均年齢:41.7 歳
	企業の職場能力の開発及び向上に関する取組の実施状況	(1)研修の有無 ① あり → 新入社員導入研修、英語講座(通信制)、簿記検定講座(社外講座)、管理職研修 等 ② なし
		(2)自己啓発支援の有無 ① あり → 業務に資するとして会社が認めた資格について取得費用の全額補填 ② なし
		(3)メンター制度の有無 ① あり ② なし
		(4)キャリアコンサルティング制度の有無 ① あり → 入社直後、入社3年目等の節目に人事担当者によるキャリア等に関する相談を実施 ② なし
		(5)社内検定等の制度の有無 ① あり → 霞ヶ関電子工業社内検定 ② なし
	企業の職場への定着の促進に関する取組の実施状況	(1)前事業年度の月平均所定外労働時間: 15.5時間
		(2)前事業年度の有給休暇の平均取得日数: 10.7日
		(3)女性の役員割合: 22.10% 女性の管理職割合: 30.50%
		(4)前事業年度の出産者数: 女性 12人 男性の配偶者 10人 前事業年度の育児休業取得者数: 女性 9人 男性 2人
	区分毎の情報	区分の名称(高 卒) ※求人を行っている採用区分(例:総合職/一般職)、学歴別(大卒/高卒)、事業所別、職種別など、企業の任意の区分で可。
	区分毎の募集・採用に関する情報	(1)新卒者等採用者数: 前年度: 4人 2年度前: 3人 3年度前: 3人 新卒者等離職者数: 前年度: 0人 2年度前: 1人 3年度前: 1人
		(2)男性新卒者等採用者数: 前年度: 2人 2年度前: 1人 3年度前: 2人 女性新卒者等採用者数: 前年度: 2人 2年度前: 2人 3年度前: 1人
(3)平均勤続勤務年数:20.7年 従業員の平均年齢:40.2歳		
区分毎の職場への定着の促進に関する取組の実施状況	(1)前事業年度の月平均所定外労働時間: 9.8時間	
	(2)前事業年度の有給休暇の平均取得日数: 12.8日	
	(3)前事業年度の出産者数: 女性 5人 男性の配偶者 4人 前事業年度の育児休業取得者数: 女性 3人 男性 1人	

前事業年度の月平均所定外労働時間の算出方法

前事業年度の労働者毎の一月あたりの所定外労働時間の平均値を合計した値を、労働者数で除して算出します。(管理的地位にある者については、算出対象から除いて差し支えありません。)

$$\text{前事業年度の月平均所定外労働時間} = \frac{\text{労働者ごとの一月あたりの所定外労働時間の平均値の合計}}{\text{前事業年度の労働者数}}$$

※月平均所定外労働時間は以下の計算方法で算出しても差し支えありません。

$$\text{前事業年度の月平均所定外労働時間} = \frac{\text{前事業年度の所定外労働時間の合計}}{\text{各月1日に在籍している労働者の延べ人数}}$$

前事業年度の有給休暇の平均取得日数の算出方法

労働者ごとの年次有給休暇の取得日数を合計した値を、労働者数で除して算出します。(管理的地位にある者、有給休暇が付与されていない者については、算出対象から除いて差し支えありません。)

$$\text{前事業年度の有給休暇の平均取得日数} = \frac{\text{前事業年度の労働者ごとの年次有給休暇の取得日数の合計}}{\text{前事業年度の労働者数}}$$

情報の範囲

求人区分に応じて、企業全体の正社員又は正社員以外※の情報を提供してください。

※ 正社員以外の情報は、期間雇用者や派遣等、いわゆる正社員以外の直接雇用の労働者全てに関する情報としてください。

ワークにおいて事業所登録が必要です。

青少年雇用情報は、可能な限り全ての項目を記入していただくようお願いします。

- ・全ての項目を記入することが難しい場合でも、情報提供の義務（「企業の募集・採用に関する情報」「企業の職業能力の開発及び向上に関する取組の実施状況」「企業の職場への定着の促進に関する取組の実施状況」の欄において、それぞれで1項目以上の情報提供）にとどまらない積極的な情報提供をお願いします。
- ・数値を算出して記入する項目については、小数点第2位を切り捨て、小数点第1位まで記入してください。
- ・「企業の職場能力の開発及び向上に関する取組実施状況」については、制度として就業規則や労働協約に規定されていなくても、継続的に実施しており、かつそのことが従業員に周知されていれば「あり」と記入してください。

「新卒者等の採用者数／離職者数」

- ・新卒者のほか、新卒者と同じ採用枠で採用した既卒者など、新卒者と同等の処遇を行うものを含みます。直近で終了している事業年度を含む3年度間についての状況を記入してください。離職者数は、各年度の採用者数のうち、記入日現在における離職者数を記入してください。

「平均継続勤務年数」

- ・労働者ごとの雇い入れられてから記入日の時点までに勤続した年数を合計した値を、労働者数で割って算出します。

「従業員の平均年齢」（参考値）

- ・若者雇用促進法に基づく青少年雇用情報の項目ではありませんが、参考値として、記入日時点での平均年齢も可能な限り記入してください。平均継続勤務年数及び平均年齢は、事業年度末時点、事業年度当初等、求人申込書記入日直近の数値としても差し支えありません。

「研修の有無及びその内容」

- ・具体的な対象者、内容を示してください。全ての研修の内容を書き切れない場合は、主な研修の内容のみ記入してください。

「自己啓発支援の有無及びその内容」

- ・教育訓練休暇制度、教育訓練短時間勤務制度がある場合は、その情報を含めて記入してください。他には、配置等についての配慮、始終業時刻の変更、資格取得の費用補助等もこの欄に記入してください。

「メンター制度の有無」

- ・メンター制度とは、新たに雇い入れた新規学卒者等からの職業能力の開発及び向上その他の職業生活に関する相談に応じ、並びに必要な助言その他の援助を行う者を当該新規学卒者等に割り当てる制度のことです。

「キャリア・コンサルティング（※1）制度の有無及びその内容」

- ・セルフ・キャリアドック（※2）を実施している場合は、その情報を含めて記入してください。キャリアコンサルティングを実施する者が企業に雇用されているかどうか、また資格の有無は問いませんが、企業内の仕組みとしてキャリアコンサルティングが実施されていることが必要です。

※1 キャリアコンサルティング

- 労働者の職業の選択、職業生活設計または職業能力の開発や向上に関する相談に応じ、助言や指導を行う。

※2 セルフ・キャリアドック

- 労働者が自らのキャリアや身に付けるべき知識・能力等を確認することを通じて主体的なキャリア形成を行うことを支援するため、年齢、就業年数、役職等の節目において定期的にキャリアコンサルティングを受ける機会を設定する仕組み。

「前事業年度の月平均所定外労働時間・有給休暇の平均取得日数」

- ・算出方法は左記を参照してください。

「役員及び管理的地位にある者に占める女性の割合」

- ・求人区分に関わらず、企業全体に雇用される全ての労働者に関する情報としてください。

* 「管理的地位にある者」とは、原則としていわゆる課長級以上が該当します。

「前事業年度の育児休業取得者数／出産者数」

- ・育児休業取得者数及び出産者数について、いずれも記載してください。
- ・男性については、配偶者の出産者数を記載してください。

「区分毎の情報」（本求人に対する追加の情報提供）

- ・企業全体の情報のほか、求人申込みを行っている採用区分（例：学歴別（大卒／高卒）、総合職／一般職）や事業所別、職種別などの情報についても、追加情報として極力記入してください。

* 追加の情報については、貴社の任意の区分の情報で構いません。

【記載する情報についての留意事項】

- ・「企業（⇒区分毎）」の情報については、求人事業所を含めた企業全体の情報を記載してください。
- ・海外支店等に勤務している労働者については除外した情報としてください。
- ・原則として、求人申込書の記入日時点の最新の状況について記載してください。

3 求人活動のルール

求人活動はお互いに求人秩序を守り、公正かつ適正な求人活動が行われるよう十分留意してください。

(1) 家庭訪問の禁止

求人活動のために求人者又はその委託を受けた者が直接生徒の家庭を訪問することは、全面的に禁止されています。

(2) 学校訪問

求人者が求人活動のため学校を訪問する場合は、職業指導上必要な場合これを認めております。

○ 職業指導上必要な場合とは、概ね次のとおりです。

ア. 職務の内容等求人内容について求人票の補足説明を行う場合。

イ. 採用・雇用管理の方針等求人票の補足説明を行う場合。

○ 実施時期は、7月1日以降。ただし、学校に事前の了解を得て、安定所に求人申込みを行った日以降についてもできます。

(3) 職場見学

職場見学は、生徒が事前に職業や職場への理解を深め、適切な職業選択ができることを目的としているため、応募書類等の提出を求めたり、採用選考に直接つながる質問をしたり、内定と受け取られるような話をしないようにしてください。

(4) 利益供与の禁止

求人者又はその委託を受けた者が、新規学校卒業者、その保護者、その他の関係者に対し、金品又は利便の供与を行うことにより新規学校卒業者の求人活動を行うことは禁止されています。

(5) 縁故募集

縁故募集については、人間関係の面などで長所がある反面、雇用条件が不徹底であるとか求人秩序を乱すおそれがあるなど欠点も多く、職場不適応等をおこす原因ともなりますので、なるべく公共職業安定所を通しての採用をおすすめします。

(6) 文書募集の制限

新規学校卒業予定者を対象とする取扱いについては、特に、中学・高等学校卒業予定者を対象とする文書募集につきまして、一定の規制がありますので取扱いに十分注意してください。

新規中学・高等学校卒業予定者を対象とした新聞広告やポスター、テレビ、ラジオ、インターネット等による募集についてはこれら新規学校卒業者の職業生活に対する知識、職業選択に対する判断力等が乏しい点を考慮して、特別の職業指導を行う必要があります。したがって、

ア. 中卒者を対象とする文書募集は、全面禁止されています。

イ. 高卒者を対象とする文書募集は、7月1日以降、次の条件に留意した上で行うことができます。

- a 安定所へ申込みを行った求人であること。
- b 求人者管轄安定所名、求人受付番号を記載すること。
- c 求人票記載内容と異なる内容のものでないこと。
- d 応募の受け付けは、学校又は安定所を通じて行うこと。

(7) 現地公共職業安定所への訪問

求人者が、求人活動のため、現地公共職業安定所を訪問される場合は、求人申込み以後に実施してください。

(8) 求人秩序を乱す行為に対する措置

以上の禁止規制に違反行為があった場合は「紹介停止」等の措置を受けることとなりますので、十分ご留意のうえ公正な求人活動をお願いします。

4 採用選考から受入れまで

(1) 選考にあたっての留意事項

新規学校卒業者の採用選考につきましては、あくまでも本人の有する職業への適性、能力が採用職種に適合するかどうかを判断し行ってください。従って適性、能力に直接関係のない本籍地や親の学歴、職業、収入、資産等を選考の基準とすることは本人の隠れた素質を見失うばかりでなく、将来伸びようとする大切な芽をつみとり企業にとってもマイナスとなります。

応募する生徒が成長過程にあることを考慮して長所や可能性を積極的に見出し、採用しようとする方向で選考が行われるようお願いします。

(参考) 職業安定法第3条

何人も、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、職業紹介、職業指導等について、差別取扱を受けることがない。(以下略)

1 推薦依頼文書 求人票に添えて求人者が学校に直接送付提出する、いわゆる推薦依頼文に求める人物像等を記載して推薦を依頼する事例が見受けられますが、これらは就職先の職場環境によって左右される事項でもあり、また学校教師等の主観による推薦をまねくなど、客観性を欠く採用条件ともなりますので記載しないようにしてください。

したがって、推薦依頼文はあくまでも、時候のあいさつ程度にとどめ、締切日・選考日時・場所・携帯品などの必要最小限度の記入が望ましいのです。

2 学科試験 を実施する場合は学校教育の内容を十分ご理解いただき、あくまでも作業遂行に必要な適性、能力を判定する観点から実施するようお願いします。

3 作文 については、採用職種の作業遂行能力の判定上必要なものだけにとどめてください。
「私の家族」「おいたち」などのテーマは本人の家族状況、生育歴や思想、信条等を選考の過程に持ち込むこととなりますので記述させないようお願いします。

4 面接 はあらかじめ、その目的、方法、質問内容等を明確に定めて実施していただくとともに応募する生徒の立場を十分考慮し基本的人権を尊重する観点で実施してください。

なお、選考の際に、本人中心でなく本人をとりまく家族状況（家族の職業・収入・住宅の状況）によって判断することは、本人中心であるべき選考の正しい判断を妨げることになります。

また、応募者の適性・能力に関係のない思想・信条・宗教・加入団体等についての質問は、応募者の適性・能力に対する判断に誤りをきたすばかりでなく、応募者の基本的人権を侵す恐れがありますのでやめてください。

5 家庭調査 採用選考に関する身元調査には予断と偏見が入りやすく、事実がゆがめられて報告されることが少なくありません。このようなことが思いがけない不公平な結果を生み出すことになり、本人の適性・能力を中心とした公正な選考を阻害することとなりますので絶対に行わないでください。

6 応募書類 は、中学は職業相談票（乙）を、高校は全国高等学校統一用紙を使用することにな

っています。とくに高校の場合、求人者が独自に応募書類を定めて使用したりする例が見受けられますが、選考当日においても事業所独自の用紙の使用はもとより、全国高等学校統一用紙以外の書類の使用又は提出を求めることは絶対に行わないようお願いします。

7 健康診断

採用選考時の健康診断については、学校保健法第4条または第6条の規定の中で定期的に実施していますので、各学校からの推薦を尊重し、あえて実施する必要性はないと判断されます。(64～65頁「採用選考時の健康診断」参照)

選考にあたっての留意事項等につきましては、特にⅢ「公正な採用選考」を熟読いただき、従来の選考方法をもう一度チェックされるようお願いします。

(2) 採用選考と採否通知

① 選考方法

新規学卒者の選考方法は、**学科試験、面接、適性検査**等があり、各方法についてその必要性等を十分検討のうえ、最も適切な方法を選び、求人票（中卒）・求人申込書に表示してください。なお、書類選考のみで選考するというようにひとつの方法のみで選考する方法は、正確な評価に欠けるおそれがありますので、極力、総合的に評価するようにしてください。

また、応募があった場合すみやかに選考の日時や場所の略図を学校および本人へご連絡ください。

② 採否（選考結果）の通知

応募者は、採否の通知を待っています。応募者の採用選考と選考結果の通知は文書にてすみやかに（求人票に記載の日数にて）行っていただくようお願いします。選考結果の通知が遅れますと不安感を抱かせることとなるだけでなく、採用に至らなかった生徒の他企業への応募を遅らせる結果となりますので、この点を十分にご配慮ください。

また、学卒者を紹介した公共職業安定所および学校でも、選考結果を把握する必要がありますので、すみやかに必ず通報してください。(選考結果については詳細に記述しておいてください。)

なお、不採用の場合は、その理由を具体的に明記し、応募書類とともに学校に送付してください。

※採否の通知にあたりましては、個人情報保護のため、誤送付・誤送信にご留意してください。

(3) 採用決定者への連絡(内定後であっても、本人との連絡は学校を通してください。)

いろいろのご苦心を経て採用を決定されましたが、赴任迄にはまだ日時があります。採用決定者が元気な顔で入職してこれるよう本人や家族に連絡をたやさないようにすることが必要です。愛情のこもる連絡が、就職者には親近感を、家族には信頼感を与えます。

① 就職者への連絡

定期的に、順次つぎの事柄を知らせましょう（1回に多くの事柄を急いで知らせようとするとなかなか理解できなかったり、忘れてしまうことがあります。）

- 事業所の内容や将来性、入社後従事する仕事の内容、労働条件、福利厚生施設等をはっきりと知らせる。
- 先輩従業員や家族と同居する場合には、その人達の写真を送り紹介しておく。
- 宿舍の所在地、略図ほか周囲の環境、施設の内容を写真にして送る。
- 赴任する方法、日時をわかりやすく知らせる。（家族の付添いについては確認すること。）
- 赴任の際に持参する品物（例えば寝具、身の回り品、印鑑、転出証明書等）の目録を作って送る。
- 赴任の際に送る小荷物の送り先、最寄駅名や荷物の送付方法等を知らせる。
- 県外の学卒者に対しては、これから生活していくうえでの心構えや、注意事項をあらかじめ知らせておくことが大切です。
- 定時制、通信制高校等の入学希望者には、必要な事柄を連絡してあげましょう。
- 社内報や機関誌等を発刊の都度送付しておくことも一方法でしょう。
- 同郷の先輩等から便りをしてもらうことも不安を取り除くことに役立ちます。

② 予期しない事態が発生した場合の連絡

やむを得ず**採用取消し、赴任日の変更、労働条件の変更**等がありましたら、独断で行わず、すみやかに求人申込み公共職業安定所へ連絡をとるようお願いします。

③ 入社前に提出を求める書類

採用内定時に求める書類は、「入社承諾書」だけにしてください。（100頁参照）

採用内定以降で「身元保証書」「従業員カード」の提出を求める場合は、本人に十分説明し了解を得た上で行ってください。なお、戸籍謄（抄）本については、提出を求めないようにしてください。（99頁参照）

(4) 県外学卒就職者の赴任方法

① 赴任させる方法

- 1 事業主引率 2 単身赴任

事業主引率とは……事業主の方が直接先方へ出向いて、採用決定者を引率する方法です。

単身赴任とは……採用決定者がひとりで、あるいは友人同志で赴任するとか、保護者等に引率を依頼する方法です。

② 赴任方法の通知

事業所で決めた採用決定者の赴任方法は、なるべく早めに、送出公共職業安定所、出身学校、採用決定者あてに知らせることが必要です。

事業主引率の場合は、赴任の日時、集合場所、引率者の氏名、目じるし、輸送の方法や経路などを詳しく書き添えてください。また単身赴任の場合は保護者が引率するようお願いします。

特に新規中学卒業者の場合は2月末日までに赴任受入計画について受入・送出公共職業安定所及び出身中学校へ報告してください。

また、赴任時期は卒業後とし、赴任終了後は7日以内に赴任受入れについて受入・送出公共職業安定所及び出身中学校へ報告してください。

(5) 学卒就職者の受入れと職場適応

いよいよ令和3年3月新規学卒就職者が皆さんの事業所に入ることになり、受入れの準備を進める段階になりました。

新規学卒者は、心身ともに未成熟な時期に社会生活に入り、企業・での活動に参加するわけですから、そこでの不安やとまどいは大変なものです。新規学卒者が、よき職業人、よき社会人として健全な成長を遂げるよう皆さんの温かいご配慮をお願いします。

① 就業開始期日について

新規中学校卒業者の就業開始（実習、研修等を含む）時期は、労働基準法第56条の規定により令和3年4月1日以降としてください。

また、新規高等学校卒業者の就業開始時期については卒業日の翌日以降としてください。

なお、次のような場合もすべて事前研修と考えるのでご注意ください。

- オリエンテーションの開催
- 研修
- 入社の手合わせ会（内定者説明会）
- 忘年会、新年会等への出席
- レポートの提出

ただし、ある程度の人員を採用する事業所で制服等の採寸を行う場合は、事前に学校の手承を得て授業に影響のない日、時間帯であればやむを得ないこととします。

② 受入れ体制の点検整備について

ア 求人条件の確認

まず、公共職業安定所に申込んだ「学卒求人票」の内容を、手持の控によって再確認してください。実際に履行されるべき雇用条件は、求人票記載の内容と同一か、それ以上であることが絶対必要です。特に賃金就業時間等の雇用条件の相違は、就職後の離転職につながる原因となりやすいものです。

イ 直接指導者の訓練

事前に、学卒者の世話係、教育係、相談相手など、適任者を選定しておきましょう。また、それ以外の先輩従業員に対しても、社内掲示等の方法で、学卒者の迎え方、育て方を指導するなど、全社的な受入れ体制づくりが必要です。

ウ 適正配置計画

職場配置前の研修、教育・訓練を行ってください。

就職直後の相当期間を導入教育にあて、職務遂行上必要とする知識と技能を付与したうえで、職場に配置することが大切です。

また就職者各人を適正に配置して仕事に対する意欲と自信を持たせ、職責を自覚させてください。

なお、配置・教育訓練にあたり、性別により異なる取扱いを行うことは男女雇用機会均等法により禁止されています。

③ 就職後の職場適応指導について

入社して2ヵ月～3ヵ月位たつと離職が急増します。これは、仕事や環境にも幾分なれ、緊張感もようやくほぐれて、周囲を見まわしたとき、期待と現実のギャップを意識することに原因があるようです。この時期は定着上もっとも大切な時期ですから、不平・不満を早く汲みあげ、早期に最善の解決策を講ずることが肝要です。

こうしたことから新規学卒就職者を一日でも早く職場に適応させるため、中卒者や障害者等職場定着上特別の指導を要する者に対し、安定所職員及び相談員が就職直後から計画的、継続的に就職先事業所を訪問し、職場適応指導を実施しています。職員等の訪問の際には求人者各位の御協力をお願いします。

(6) 公共職業安定所及び学校への連絡

① 離転職者の報告

学卒就職者が就職後1年以内に離転職した場合は、すみやかに事業所管轄安定所へ報告してください。

また、本人の家族や出身学校への連絡を忘れずをお願いします。

② 求人数、求人条件等を変更した場合

求人受付後、求人条件を変更する場合、また、止むを得ず求人取消しや採用内定取消し、入職時期の繰り下げ等を行おうとする場合には、必ず事前に公共職業安定所及び学校に連絡してください。

③ 採否の結果が判明した場合

応募者の採用選考を実施した結果については採否結果通知書（118頁参照）により通知してください。

④ 学校または現地公共職業安定所等の訪問計画がある場合

学校または現地公共職業安定所を訪問される場合は、事前に了解を得てからにしてください。

なお、学校訪問の際は前年卒業者の近況ばかりでなく、それ以前の卒業者についても知らせるよう配慮してください。

⑤ その他行政機関に対し連絡又は報告の必要があると認められた場合

5 新規学卒障害者にもっと雇用の場を

～障害者をあなたの職場に積極的に迎えましょう～

近年、社会における障害者の雇用についての理解と関心が高まり、障害者の雇用状況は着実に改善されているところですが、まだ、多くの障害者の方々が働く場を求めており、依然厳しい状況が続いております。

このような状況の中、公共職業安定所では、個々の障害者の特性、能力に見合った職場の開拓に努めています。事業主のみなさま、是非雇用の場の確保にご協力をお願いします。

また、新規学卒障害者につきましては、就労、社会参加に向けた職場実習にご協力をお願いします（県内の特別支援学校については139～140頁参照。）。

～民間企業では、2.2%以上の障害者を雇用しなければなりません～

「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、事業主は、障害者雇用率（2.2%）によって計算される法定雇用障害者数以上の障害者を雇用しなければなりません（障害者雇用率制度）。

もし、雇用率を達成していない場合は、まず、管轄の公共職業安定所へご相談ください。

また、公共職業安定所では障害者就職面接会を実施しております。積極的な参加をお願いします。

※ 常用労働者45.5人以上雇用している事業主は1人以上の障害者を雇用する義務があります（常用労働者数45.5人×2.2%=1.0人）。

〔障害者雇用チェックポイント〕

☆ あなたの事業所は法定雇用率に達していますか。

あなたの職場にも障害者ができる仕事がたくさんあるはずです。もう一度確かめてみてはいかがですか。

☆ 障害者雇用推進者を配置していますか。

☆ 障害者職業生活相談員資格認定講習会をご存じですか。

☆ 職場適応援助者（ジョブコーチ）事業をご存じですか。

☆ トライアル雇用奨励金等、障害者の雇入れに関する各種助成制度をご存じですか。

～障害者の採用については、公共職業安定所へご相談ください～

障害者の採用や採用後の雇用管理等についての相談は、まず、公共職業安定所へご連絡ください。

○ 障害者の職業相談

各公共職業安定所では、障害者専門の職員・相談員を配置し、求職の申込みから採用後のアフターケアまで一貫した職業相談、紹介等を行っています。

また、きめ細やかな職業相談を、より円滑に、かつ効果的に実施できるよう、各公共職業安定所に手話協力員や就職支援ナビゲーター（障害者支援分）等が配置されています。

○ 障害者のための各種援護措置

障害者雇用を促進するために事業主及び障害者に対して様々な援護措置が講じられています。

詳しくは、各公共職業安定所へお問い合わせください。

なお、神奈川労働局ホームページや厚生労働省ホームページにも援護措置に関する情報を掲載しております。

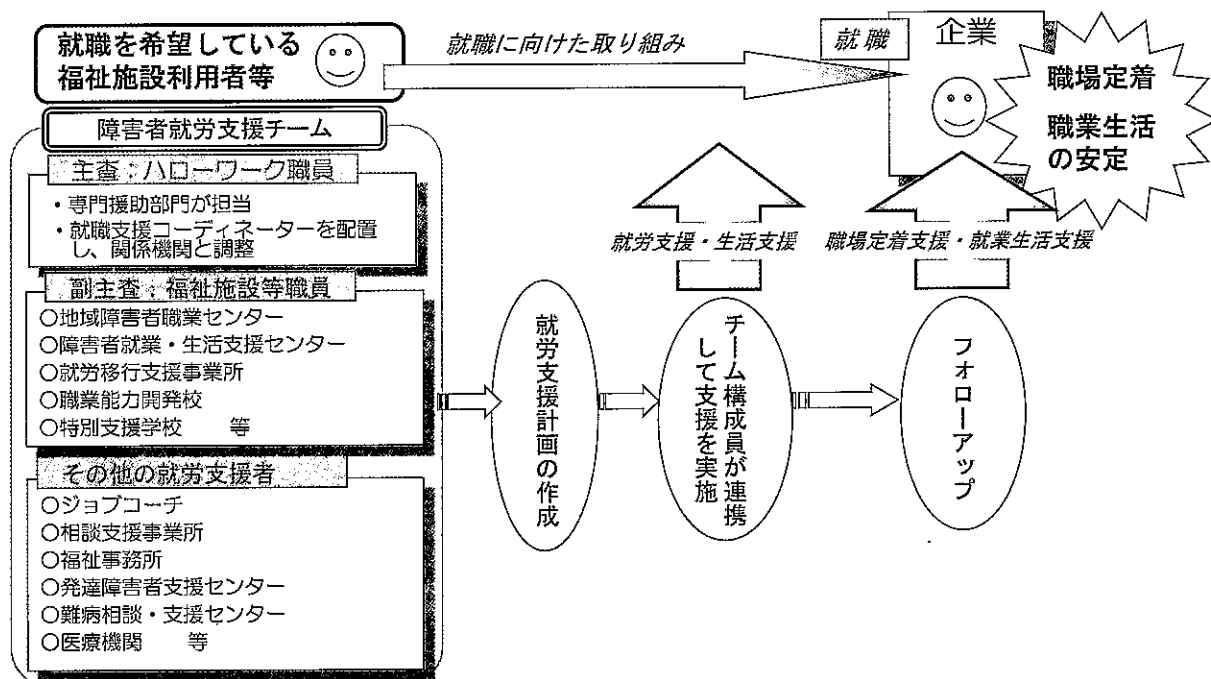
神奈川労働局ホームページ

<http://www.kana-rou.go.jp>

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp>

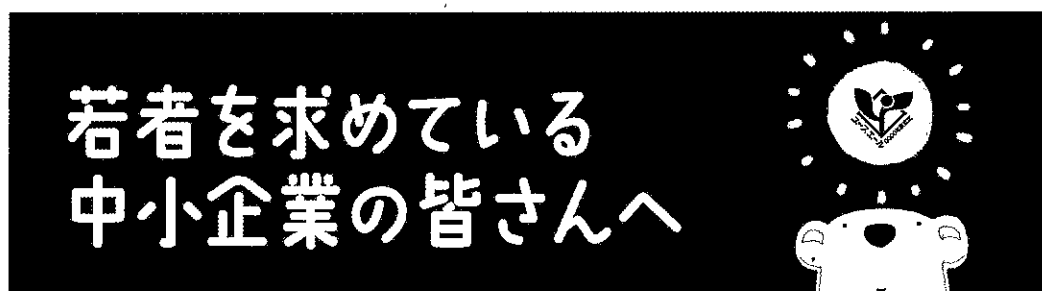
ハローワークを中心とした「チーム支援」



6 優良な中小企業の認定制度について

○優良な中小企業の認定制度（ユースエール認定制度）

若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）制度とは、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定し、これらの企業に対して情報発信を後押しすることなどにより、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図る事業です。



ユースエール認定を受けると...

国が情報発信をサポート

「新卒応援ハローワーク」などで積極的にPRできます。また、厚生労働省が運営する「若者雇用促進総合サイト」にも企業情報を掲載。各都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについても優先的・積極的にご案内しますので、正社員就職を希望する若者と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます。

企業イメージがアップ

認定企業は、若者雇用促進法に基づく認定マークを、商品、広告などに付けることができます。認定マークを使用することによって、若者雇用促進法に基づく認定を受けた優良企業であるというのを対外的にアピールできます。



助成金の加算や低利融資も

キャリアアップ助成金やトライアル雇用助成金など、認定企業が若者の採用・育成を支援する助成金を活用する際、一定額が加算されます。また、日本政策金融公庫による低利融資や公共調達における加点評価といった特典もあり、会社の経営にも貢献します。（※詳しくは労働局へお問い合わせください。）

ユースエール認定制度を取得するには...



ユースエール認定
事前相談メール

gm-soudan-wakamono@mynavi.jp

本事業は令和元年度の厚生労働省委託事業として、株式会社マイナビが受託し実施しています。※フリーコールはメールアドレスに変更になりました。令和2年3月31日まで受け付けております。

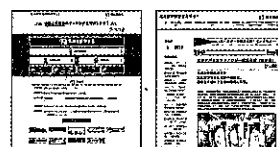
認定基準の一部を紹介

- 学卒求人など、若者対象の正社員の求人申込みまたは募集を行っていること
- 若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること
- 「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること
- 直近3事業年度の若手者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下
- 前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働時間60時間以上の正社員が1人もいないこと
- 前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間取得日数が平均10日以上
- 直近3事業年度で男性労働者の育児休業等取得者が1人以上又は女性労働者の育児休業等取得率が75%以上
- 直近3事業年度の若手者などの採用者数・離職者数、男女採用者数、平均継続勤務年数を公表していること

その他詳しい認定基準については「若者雇用促進総合サイト」を参照してください。

認定企業は Web サイトに掲載!

厚生労働省が運営する「若者雇用促進総合サイト」に、ユースエール認定企業として企業情報を掲載。採用活動のPRにお役立てください。



若者雇用促進総合サイト

検索

<https://wakamono-koyou-sokushin.mhlw.go.jp/>



Ⅲ 公正な採用選考

1 「公正な採用選考」とは

- ①応募者に広く門戸を開き
- ②本人のもつ適性・能力を基準にして
選考を行うことです

I 採用選考の基本的な考え方

(1) 応募者の基本的人権の尊重

事業主には、採用方針・採用基準・採否の決定など、「採用の自由」が認められています。
しかし、いくら自由だからといって、応募者の基本的人権を侵してよいわけではありません。
採用選考を行うに当たっては、応募者の基本的人権に十分配慮し、これを尊重することが重要です。

(2) CSRの観点から

また、現在は、企業のCSR(企業の社会的責任: Corporate Social Responsibility)の取組の内容が、ますます企業の社会的評価を左右するようになっていきます。CSRには人権尊重や差別撤廃への取組も含まれると考えられますので、人権の取組をおろそかにすると社会的な批判を招き、顧客・従業員・株主等の信頼を失ってしまうおそれがあります。

II 公正な採用選考の基本

(1) 応募者に広く門戸を開く

『公正な採用選考』を行うには、まず、「応募者に広く門戸を開くこと」が求められます。

特定の国や地域の出身者(同和関係者など)、難病のある人、LGBT等の性的マイノリティの方などの特定の人を排除せず、求人条件に合致する全ての人が応募できるようにすることが大切です。

(2) 適性・能力のみを採用基準とする

応募してきた人が「求人職種の職務を遂行するにあたり、必要となる適性や能力をもっているか」ということを基準にして採用選考を行うことが必要です。

例えば、本籍地や家族の職業など「本人に責任のない事項」や、宗教や支持政党などの「本来自由であるべき事項(思想・信条にかかわること)」は、本人が職務を遂行できるかどうかには関係がなく、適性・能力とは関係がありません。これらの項目を採用基準にしないことが必要です。

(3) 適性・能力に関係のない事項

適性・能力に関係のない事項は、それを採用基準としないうちでも、エントリーシートに記載させたり

面接時に尋ねたりすれば、その内容は採否決定に影響を与える可能性があります。

応募者にとってみれば、採用側が採用基準としなかつた事項であっても、尋ねられればそれが採用選考の基準にされていると解釈してしまいます。

また、それらの事項を尋ねられたくない応募者にとってみれば、尋ねられることで精神的な圧迫や苦痛を受けたり、その心理的打撃が影響して面接において実力を発揮できなかったりする場合があります、結果としてその人を排除することになりかねません。

※ なお、求職者の個人情報保護を観点から、社会的差別の原因となるおそれのある個人情報などについては、原則として収集が認められません。(68頁「求職者等の個人情報の取扱い」参照)

III 「採用選考時に配慮すべき事項」

～就職差別につながるおそれがある14事項～

本人に責任のない事項	本来自由であるべき事項 (思想・信条にかかわること)	採用選考の方法
本籍・出生地	宗教	身元調査の実施
家族	支持政党	
住宅状況	人生観・生活信条	全国高等学校統一応募用紙・JIS規格の履歴書(様式例)に基づかない事項を含んだ応募書類(社用紙)の使用
生活環境・家庭環境	尊敬する人物	
	思想	
	労働組合(加入状況や活動歴)	
	学生運動などの社会運動	合理的・客観的に必要性が認められない健康診断
	購読新聞・雑誌・愛読書	

労働者に求められる適性と能力の内容は、職種の職務内容によって異なります。

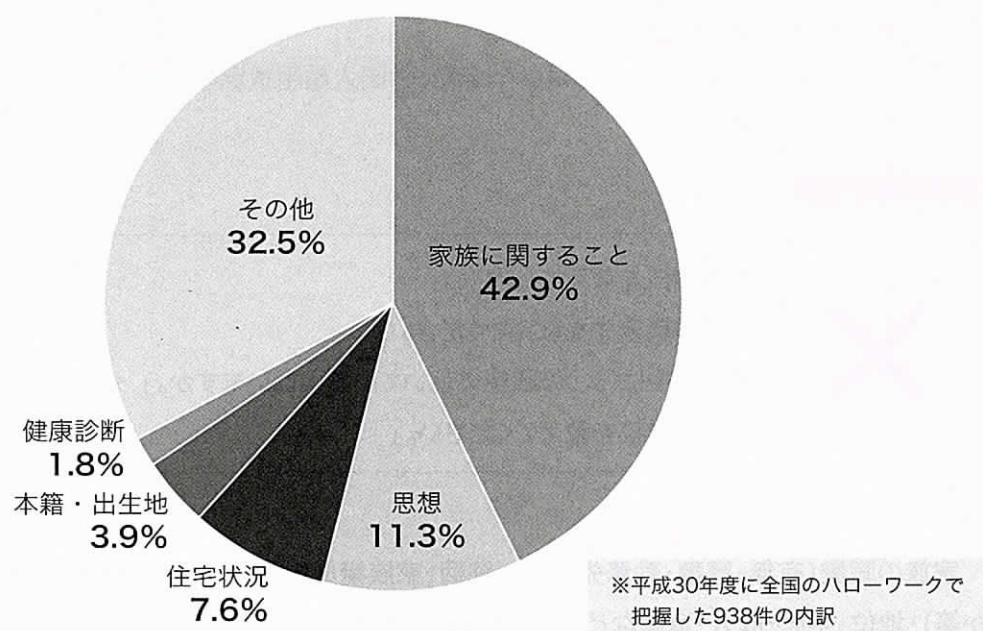
そのため、応募者からどんな事項を把握することが適切かどうかは、職務内容に応じて判断しなければなりません。

しかしながら、少なくとも各職務に共通して、適性や能力とは関係のない事項として、上記の14事項をあげることができます。

上記の「本人に責任のない事項」や、「本来自由であるべき事項(思想・信条にかかわること)」を、応募用紙やエントリーシートに記載させる・面接時において尋ねる・小論文を課すなどによって把握することは、本人の適性・能力を評価する基準として不適切です。

※ 不適切な事象件数

応募者等から、「本人の適性・能力以外の事項を把握された」との指摘があったもののうち、「家族」に関することについての質問が約半数を占めています。



なお、ハローワークが不適切な事象の報告を受けた場合は、事業所に事実確認を行い、事実と認められれば、今後そのような質問等を行わないよう啓発・指導を行います。

では、何故上記の項目が不適切なのか、以下、質問例を交えながら解説していきます。
聞かれた人の立場にたって考えてみましょう。

「本籍・出生地に関する事」



- 戸籍謄(抄)本の提出を求める
- 本籍が記載された住民票(写し)の提出を求める
- 外国人に対して国籍を聞く
- 生まれ故郷の事を尋ねる

【解説】

本籍・戸籍謄(抄)本は、被差別部落出身者であることを理由とした差別に用いられるおそれがあり、それが把握されることによって多くの人々を不安にさせているということについて、深く認識する必要があります。

「本籍によって差別するつもりはなく、特に必要性はないけれども事務的に戸籍謄(抄)本の提出を求めた」ではすまされないことについてご理解ください。本籍が記載された「住民票(写し)」も、考え方は同様です。

また、外国人(在日韓国・朝鮮人を含む)の場合、採用選考段階において、応募者から「在留カード」や「特別永住者証明書」などを提示させることは、国籍など適性と能力に関係のない事項を把握することにより、採否決定に偏見が入り込んだり、応募機会が不当に失われたりするおそれがあります。

就労資格の確認については、採用選考時は口頭による確認とし、採用内定後に「在留カード」の提示を

求めるという配慮が必要です。

※特別永住者は就労活動に制限はなく、また、外国人雇用状況の届出の対象にはなりません。

家族に関する事



「家族構成を教えてください」

「父親の勤務先を教えてください」

「家族の中に〇〇の職業に就いている人はいますか。」

「兄弟の学校を教えてください。」

【解説】

家族の職業（有無・職種・勤務先など）・続柄（家族構成を含む）・健康・病歴（遺伝性疾患の家系であるか等）・地位・学歴・収入・資産などを応募用紙や面接などで把握しようとする事例が見受けられます。

「同業者の子弟は企業防衛上困る」、「採用後すぐ辞められると困るので、親の職業を聞いて定着性を判断するため」等を理由にすることがありますが、応募者本人に責任のない事項で採否を決定することは不適切です。

そもそも、両親のいる家庭であるかとか、家族がどんな仕事に就いているか、会社の中でどんな役職か、どれほどお金持ちかなどということによって、本人の就職が左右されてよいはずがありません。

応募者をリラックスさせるために、話題として出ただけであり、採用基準にするつもりはなかったという場合もあります。

しかし、ひとたび尋ねて把握してしまえば、それは知らないうちに偏見や予断を招き、本人に対する評価・見方にフィルターがかかります。

また、家族について尋ねるということは、例えば家族の離死別・失業など、さまざまな事情に立ち入ることにもなり、もし応募者がそれらの事情を尋ねられたくないと思っていたならば、本人を傷つけたり、動揺させて面接時に実力を発揮できなくさせ、結果としてその人を排除してしまうことにもなりかねません。

住宅状況



「家の間取りを教えてください」「家は持ち家ですか、借家ですか」

「不動産をお持ちですか」

「家の周辺にどんな施設がありますか」

【解説】

住宅状況や不動産の有無など家の資産を把握することは、採用後企業に損害を与えた場合の補償能力を判断したり、資産の程度・居住環境などから家柄や育ちの良否を推量し偏見を持って応募者の人格を判定することにつながるおそれがあります。これらはいずれも、職種への適性・能力とは何ら関係がない事項です。

※ 企業の中には、採用時に応募者に対して身元保証人をたてることを求める場合があります。しかし、応募者からみれば、身元保証人が確保できなければ採用されないという点で就職活動を行いにくくなります。また、企業からみても、近年、身元保証人を引き受ける人も少なくなり、応募者が集まりにくくなる場合があります。募集の際は応募者に広く門戸を開く観点から、できる限り身元保証人を求めないようにしましょう。

本来自由であるべき事項(思想・信条にかかわること)



「家の宗教は何ですか」「支持政党はどこですか」
「尊敬する人物は誰ですか」「労働組合や学生運動に参加しましたか」
「愛読書は何ですか」

【解説】

「宗教」「支持政党」「人生観・生活信条など」「尊敬する人物」「思想」「労働組合(加入状況や活動歴など)」「学生運動などの社会運動」「購読新聞・雑誌・愛読書」など、思想・信条にかかわることを採否の判断基準とすることは、憲法上の「思想の自由(第19条)」「信教の自由(第20条)」などの規定の精神に反することになりますので、それを採用選考に持ち込まないようにすることが必要です。

また、選挙権が18歳以上に引き下げられたことから、高校生に対する採用面接の際、「選挙に行ったか?」、「高校生が有権者として政治活動に参加することについて、どう思うか?」等の質問が行われていますが、高校生に限らず、選挙での投票行動等の政治的な活動に関する質問については、「思想・信条にかかわることの把握」につながる可能性が高いことから、面接の話題としては適切とは言えません。

身元調査の実施



採用候補者の身元調査を行っている
現住所(自宅付近)の略図等の提出を求めている

【解説】

これまで見てきたとおり、企業が従業員の採用に当たって、応募者の本籍、生活状況、家族の状況などを調査することは、応募者の適性・能力に関係のない事柄を把握してそれを採用基準とすることになり、その結果、本人の就職の機会が不当に閉ざされることになります。

身元調査は、居住地域等の生活環境等を実地に調べたり、近所や関係者への聞き込みや様々な書類・データを収集することなどによって、本人やその家族に関する情報を広く集めることになりますが、その中で、仮に意図しなくても、本人の本籍・生活環境や家族の状況・資産などの本人に責任のないことや、思想・信条にかかわることなど、本人の適性・能力とは関係のない、差別の原因となるおそれのある事項が把握されることとなります。

また、身元調査によって収集される情報の中には、無責任な風評・予断・偏見が入り込んだ情報が含まれることがあり、それによって採用が左右されるおそれがあります。

このようなことから、身元調査は就職差別につながるおそれがあります。

なお、「現住所(自宅付近)の略図等の提出」を求めることは、居住地域の状況などを把握したり、身元調査に利用される危険性があります。通勤経路の把握などのために用いる場合は、入社後において必要に応じて把握すれば足り、採用選考時に把握する合理性はありません。

採用選考時の健康診断



職種に関係なく健康診断書を一律に提出させる

【解説】

労働安全衛生規則第43条に「雇入時の健康診断」が規定されていることを理由に、採用選考時に一律に血液検査等の「健康診断」を実施する(「健康診断書の提出」を求める)事例が見受けられます。

しかし、この「雇入時の健康診断」は、常時使用する労働者を雇い入れた際における適正配置、入職後の健康管理に役立てるために実施するものであって、採用選考時に実施することを義務づけたものではなく、また、応募者の採否を決定するためのものでもありません。

採用選考時における血液検査等の「健康診断」は、応募者の適性と能力を判断する上で必要のない事項を把握する可能性があり、結果として、就職差別につながるおそれがあります。

したがって、採用選考時における「健康診断」は、その必要性を慎重に検討し、それが応募者の適性と能

力を判断する上で合理的かつ客観的に必要である場合を除いて実施しないようにしましょう。

なお、真に必要な場合であっても、応募者に対して検査内容とその必要性についてあらかじめ十分な説明を行ったうえで実施することが求められます。

<ウィルス性肝炎について>

ウィルス性肝炎は、通常の業務において労働者が感染したり、感染者が他の労働者に感染させたりすることは考えられず、また多くの場合肝機能が正常である状態が続くことから、基本的に就業に当たっての問題はありません。肝炎ウィルスの持続感染者等に対する差別は、偏見を基礎にしたものであるといえます。

したがって、採用選考時において、肝炎ウィルス検査(血液検査)を含む合理的必要性のない「健康診断」を実施することは、結果として肝炎ウィルスの持続感染者等に対する就職差別につながるおそれがあります。

<色覚多様性(色覚異常)について>

色覚検査において異常と判別された方の大半は、支障なく業務を行うことが可能であることが明らかになってきています。しかしながら、このような方が業務に特別の支障がない場合であっても、事業主が採用を制限する事例も見受けられることから、労働安全衛生規則等の改正(平成13年10月)により、「雇入時の健康診断」の診断項目として色覚検査が廃止されました。

従業員を雇い入れる際には、「色覚異常は不可」などの求人条件をつけるのではなく、色を使う仕事の内容を詳細に記述するようにするとともに、採用選考時において、色覚検査を含む「健康診断」を行うことについては、職務内容との関連でその必要性を慎重に検討し、就職差別につながらないように注意してください。

<遺伝子検査について>

最近、医療機関において、がんや難病等の治療を目的とした遺伝子検査が行われています。また、医療機関を介さずに、唾液、爪、毛髪等から、がん、高血圧病、糖尿病などの病気のなりやすさ、肥満やお酒の強さなどの体質等を検査する遺伝子関連サービスも広まりつつあります。

一方、これらの検査で判明した遺伝情報や家族歴(家族の病気に関する記録)等で就職を断られたり、就職希望先から提出を求められたりするケースが報告されています。

そもそも遺伝情報は両親から引き継いだもので本人が決めることのできないものです。さらに、病気のなりやすさなどの中には、遺伝要因だけではなく生活習慣などの環境要因に大きく左右されるものもあります。

採用選考の際に、応募者の遺伝情報を利用することは、本人に責任のない事項を採否に影響させることになり、就職差別につながるおそれがあります。したがって、採用選考の際に、遺伝情報を取得したり、利用したりしないでください。

その他不適切と考えられる質問



「明るく元気な人を募集」

【解説】

求人票にこのような応募条件が記載されていることをよく目にしますが、人によって明るさや元気の基準は違います。何故明るさや元気さが必要かが不明確な上、病気や障害をお持ちの方を排除することにつながります。



短所を教えてください。

また、それをどう克服したか教えてください。

【解説】

短所についての質問は、それをどう工夫して克服したかを評価の基準とすることが多いですが、この短所自体は人それぞれに違うものであり、応募者によっては、身体的特徴や健康状態を短所と考えている場合があります。こうした方はこれらを採否の基準にはされたくないと考えているはずですので、短所について問われる精神的動揺の大きさに配慮しましょう。

なお、困難に対してどう工夫したかを問う質問であれば、例えば、「学生生活で直面した困難な出来事に対してどう工夫したか」等の形を変えた聞き方を検討しましょう。

2 公正採用選考人権啓発推進員制度

事業主が、同和問題などの人権問題について正しい理解と認識のもとに、公正な採用選考を行っていただくため、一定規模以上の事業所(※)に「公正採用選考人権啓発推進員」(以下「推進員」という。)を選任していただいています。

(推進員の役割)

- ★推進員は、就職の機会均等を確保する観点に立って、各事業所内で公正な採用選考システムの確立を図る役割とともに、ハローワークや労働局との連携窓口としての役割を担います。
- ★具体的には、各事業所内で行われる労働者の採用選考が公正なものとなるよう、事業所内での事務的な責任者(旗振り役)としての役割を担います。

例えば、採用基準の作成、不適切な項目がないかエントリーシートのチェック、面接時の質問の作成、それらを面接官や企業トップクラスと共有するための研修会の開催、面接マニュアルの作成等が挙げられます。

また、公正な採用選考について、さらに理解を深めることができるよう労働局・ハローワークにおいて、推進員の方々を対象に公正採用選考に関する研修会を開催しています。

是非、推進員を選任して研修に参加しましょう。

(推進員の選任)

- ★推進員は、人事担当責任者など採用選考に関する事項について相当の権限を有する方の中から選任していただきます。
- ★推進員を新たに選任したり選任替えをした場合などは、ハローワークにお知らせください。(98頁別紙参照)
- ★職業紹介事業者及び派遣元事業主は、雇用としての側面にとどまらず、労働力需給システムの一翼としての社会的責任の重要性にかんがみ、従業員規模にかかわらず選任いただくようお願いします。

採用面接の際、企業の社長・役員が、家族の状況等を尋ねるなど不適切な事例が見られます。

「公正採用選考人権啓発推進員」から企業トップクラスをはじめとした面接担当者全員に対して、「公正な採用選考」の考え方をいかに的確に伝えていくかが重要なポイントになります。

※推進員設置対象事業所（神奈川）

- (1) 常時使用する従業員の数が80人以上である事業所。
ただし、工場、支店、営業所等については、人事権（採用権）を有する事業所。
- (2) (1)のほか、公共職業安定所長が推進員を選任することが適当であると認める事業所。
- (3) (1)及び(2)にかかわらず、職業紹介事業または労働者派遣事業を行う事業所。

3 求職者等の個人情報の取扱い

求職者等の個人情報の取扱い

職業安定法では、労働者の募集業務等の目的の達成に必要な範囲内で、募集に応じて労働者になろうとする者等の個人情報を収集、保管、使用しなければならない旨規定しています。

また、併せて、法に基づく指針が公表され、原則として収集してはならない個人情報等を規定しています。

次の個人情報の収集は原則として認められません。

- 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項
 - ・家族の職業、収入、本人の資産等の情報
 - ・容姿、スリーサイズ等差別的評価につながる情報
- 思想及び信条
 - ・人生観、生活信条、支持政党、購読新聞・雑誌、愛読書
- 労働組合への加入状況
 - ・労働運動、学生運動、消費者運動その他社会運動に関する情報

個人情報の収集は、本人から直接又は本人の同意の下で収集することが原則です。

違反したときは、

- 違反行為をした場合は、職業安定法に基づく行政指導や改善命令等の対象となる場合があります。
- 改善命令に違反した場合は、
罰則(6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金)が科せられる場合もあります。

労働者の募集を行う者や求人者は、募集や求人の方法(自社のホームページの利用、求人サイトの利用、ハローワーク等への求人申込み等)を問わず、法及び指針を遵守して行わなければいけません。

しかしながら、就職差別を未然に防止し、公正な採用選考を図るためには、この規定、指針だけを遵守すればよいというものではありません。

本人に責任のない事項や、本来自由であるべき事項等本人の適性・能力以外のことを採用基準にすること、不適正な募集・応募書類の使用、身元調査等は就職差別につながるおそれがあるということを十分認識いただき、今後とも、公正な採用選考システムの確立が図られるよう、さらに積極的な取り組みをお願いします。

職業安定法(抄)
(求職者等の個人情報の取扱い)

第5条の4 公共職業安定所等は、それぞれ、その業務に関し、求職者、その募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者の個人情報(以下この条において「求職者等の個人情報」という。)を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で求職者等の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。
(以下略)

指針(平成11年労働省告示第141号)(抄)

第4 法第5条の4に関する事項(求職者等の個人情報の取扱い)

1 個人情報の収集、保管及び使用

(1)職業紹介事業者等(注)は、その業務の目的の範囲内で求職者等の個人情報(以下単に「個人情報」という。)を収集することとし、次に掲げる個人情報を収集してはならないこと。ただし、特別な職業上の必要性が存在することその他業務の目的の達成に必要不可欠であって、収集目的を示して本人から収集する場合はこの限りでないこと。

- イ 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項
- ロ 思想及び信条
- ハ 労働組合への加入状況

イからハについては、具体的には、例えば次に掲げる事項等が該当します。

イ 関係

- ① 家族の職業、収入、本人の資産等の情報
(税金、社会保険の取扱い等労務管理を適切に実施するために必要なものを除く。)
- ② 容姿、スリーサイズ等差別的評価に繋がる情報

ロ 関係 人生観、生活信条、支持政党、購読新聞・雑誌、愛読書

ハ 関係 労働運動、学生運動、消費者運動その他社会運動に関する情報

(2)職業紹介事業者等は、個人情報を収集する際には、本人から直接収集し、又は本人の同意の下で本人以外の者から収集する等適法かつ公正な手段によらなければならないこと。

(3)職業紹介事業者等は、高等学校若しくは中等教育学校又は中学校若しくは義務教育学校の新規卒業予定者から応募書類の提出を求めるときは、職業安定局長の定める書類(全国高等学校統一用紙又は職業相談票(乙))により提出を求めること。

(4)個人情報の保管又は使用は、収集目的の範囲に限られること。ただし、他の保管若しくは使用の目的を示して本人の同意を得た場合又は他の法律に定めのある場合はこの限りでないこと。

2 個人情報の適正な管理

(1)職業紹介事業者等は、その保管又は使用に係る個人情報に関し、次の事項に係る措置を講ずるとともに、求職者等からの求めに応じ、当該措置の内容を説明しなければならないこと。

- イ 個人情報を目的に応じ必要な範囲において正確かつ最新のものに保つための措置
- ロ 個人情報の紛失、破壊及び改ざんを防止するための措置
- ハ 正当な権限を有しない者による個人情報へのアクセスを防止するための措置
- ニ 収集目的に照らして保管する必要がなくなった個人情報を破棄又は削除するための措置

(2)職業紹介事業者等が、求職者等の秘密に該当する個人情報を知り得た場合には、当該個人情報が正当な理由なく他人に知られることのないよう、厳重な管理を行わなければならないこと。なお、有料職業紹介事業者は特に厳重な管理を行わなければならないこと。

(以下略)

(注)「職業紹介事業者等」には、労働者の募集を行う者や求人者も含まれます。

4 同和問題の理解のために

【同和問題とは】

昭和40年8月11日、同和対策審議会が内閣総理大臣に対して行った「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」についての答申(以下「答申」という。)では、「いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。」と述べられています。

【同和問題解決への取組み】

こうした同和問題の解決を図るため、国は、地方公共団体とともに、昭和44年以来33年間、特別措置法に基づき、地域改善の特別対策を行ってきました。その取組みについて、平成8年5月17日、地域改善対策協議会会長が内閣総理大臣と関係各大臣に対して行った「同和問題の早期解決に向けた今後の方策に基本的な在り方について」の意見具申では、「生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備がおおむね完了とするなど着実に成果をあげ、様々な面で存在していた較差は大きく改善された」とする一方、教育の問題、不安定就労の問題、産業面の問題など較差がなお存在している分野がみられることや、「差別意識は着実に解決へ向けて進んでいるものの結婚問題を中心に依然として根深く存在している」ことなどが指摘されました。

【公正採用選考システムの確立に向けた厚生労働省の取組み】

また、意見具申では「差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきと考えられる。その中で同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組を踏まえて積極的に推進すべきである」と述べています。

厚生労働省では、従来、事業所に対し同和関係者の就職の機会均等を図るなどの観点から、本籍、家庭環境、親の職業など、就職差別につながるおそれのある事項の把握を排除し、応募者の適性・能力に基づく公正な採用選考システムを確立するよう啓発指導を行ってきましたが、この意見具申等を踏まえ、平成9年度から人権教育、人権啓発の事業に再構成して実施しています。

【同和問題に係る差別の解消に向けて】

平成14年3月には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき策定された基本計画において、厚生労働省は「雇用主に対して就職の機会均等を確保するための公正な採用選考システムの確立が図られるよう指導・啓発を行う」とこととされました。

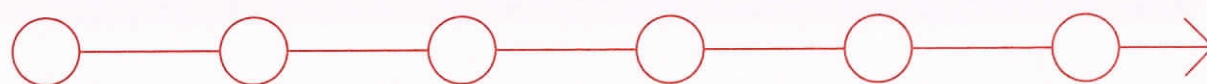
一方、近年、同和問題を巡っては、情報化の進展に伴ってその差別に関する状況や態様に変化が生じていることを踏まえ、平成28年12月に、部落問題の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とした「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布・施行されました。

事業主の皆様には、改めてこうした経緯等をご理解いただき、採用選考に当たっては本籍・出生地など本人に責任のない事項を把握しないことや身元調査を実施しないことなど、同和問題に係る差別の解消に向けた公正な採用選考の実施に一層の取組みをお願いします。

5 採用の手順

企業が人を採用するには、概ね以下の手順で採用活動が行われます。

企業規模や職種等により採用の手順は異なりますが、それぞれのSTEP毎に自社の採用選考システムをチェックし、公正な採用選考に努めましょう。また、この機会に今一度採用基準を総点検し、必要な改善を行いましょう。



STEP 1	STEP 2	STEP 3	STEP 4	STEP 5	STEP 6
採用方針・ 採用計画	採用基準 (選考基準)・ 方法の決定	募集	書類選考・ 適性検査	採用面接	採否の決定・ 内定通知
(P.72)	(P.74)	(P.76)	(P.79)	(P.81)	(P.86)

- ☐求める人材像が
具体的で明確か？
- ☐採用活動戦略を
立てているか？
- ☐自社のアピールポ
イントを整理でき
ているか？

- ☐応募者の適性・能
力を見極めるため
にどういった選考
方法にするか決定
したか？
- ☐あらかじめ選考方
法ごとに選考基準
を明確化(点数化)
しているか？
- ☐適性・能力のみを
採用基準(選考基
準)としているか？
- ☐特定の国や地域
の出身者、難病の
ある方、LGBT等
の性的マイノリテ
ィの方など特定の
人を排除していな
いか？

- ☐応募の働きかけを
行う対象集団等の
選定は効果的か？
- ☐ハローワーク、就
職サイト、メディア
などの周知時期、
方法は適切か？
- ☐応募への門戸を
広く開き、応募を
不合理に制限す
る条件を設定して
いないか？
- ☐適正な応募用紙
を使用し、その他
エントリーシート
などで、本籍・出生
地などの就職差別
につながるおそれ
のある事項を把握
しようとしていな
いか？

- ☐書類選考は、あら
かじめ定めておい
た選考基準に基
づき客観的に行わ
れたか？
- ☐適性検査の結果
を絶対視したり、
鵜呑みにしていな
いか？
- ☐作文や小論文を
課す場合、テーマ
は適切か？

- ☐面接の質問内容
は適切か？
- ☐面接官の人選は
適切か？
- ☐面接官の研修、打
合せはできたか？

- ☐内定通知のタイミ
ングは適切か？
- ☐不採用者にも誠
意ある対応ができ
たか？

STEP 1

採用方針・採用計画

ここをチェック！

- ☐ 求める人材像が具体的で明確か？
- ☐ 採用活動戦略を立てているか？
- ☐ 自社のアピールポイントを整理できているか？

①人員計画、採用計画の策定

「採用担当グループ」が結成され、各担当の役割が決まります。

今後の退職予定者、業績見込みのほか経営方針等を勘案して、採用職種や採用人数が定められ、配置部署や採用後の育成方針等について、各部署と十分に話し合います。

②求める人材像の明確化

採用予定部署の意見も聞きながら、どんな能力をもった人材を採用したいのか、採用する人材像をできるだけ明確化します。

企業の中には、求める人材像が「明るく元気な人」、「コミュニケーション能力や協調性がある人」、「社会的常識やマナーを備えた人」、「やる気があり、積極的に仕事に取り組んでくれる人」等と、抽象的である場合が少なくありません。

しかし、必要な人材を的確に採用するためには、その人材に求める能力を更にもう一步掘り下げて具体化し、人材像を明確化することが大切です。

下記の点を参考にしながら、企業のトップや配置予定の部署の意見をよく聞いた上で、どんな点を重視するのか具体的な人材像の条件を設定しましょう。

1. 企業全体として、また採用部署で2～3年後はどんなビジョンや計画を描いているのか？
2. 今までの採用活動で、課題となっている点は何か？
3. 今回配置を予定している部署で活躍している人はどんな能力を持っているか？
4. 採用にあたって、最優先する能力は何か？
5. 基礎知識、専門的知識はどの程度必要か？
6. 今回採用する職種（現場）にいる人をみて、「さらにこういった能力があったら」と感じる点は何か？

③採用活動戦略の策定

これまでの採用を総括した上で「採用活動戦略」を立てます。

具体的には、会社案内やホームページ、会社説明会等の見直しや学校訪問スケジュールの設定、リクルーターの選定などのほか、下記④の内容を中心とする採用活動戦略の案を策定して、採用担当者会議、ミーティングなどでトップや配置予定部署の意見を聞き、その意見を反映した上で確定します。

④アピールポイントの明確化

企業のホームページや会社説明会で自社の魅力やアピールポイントを明確にするとともに、応募者に求める人材像をわかりやすく効果的にPRし、「この会社で働きたい」と思ってもらうことが重要です。

企業理念や企業目標はもちろん、「従業員の教育方針、方法」「障害者雇用や高齢者雇用」、「女性の登用」、「ダイバーシティの取組」のほか、現在働いている社員の意見を反映した「働きがい」、「職場の雰囲気」、「仕事の進め方」など、他社との違いがわかるようアピールすることを考えましょう。

コラム1 中小企業のメリットを生かしたアピールポイントを考える

中小企業の採用担当の方々の中には、「学卒求人を出しても全然応募がない。たまたま応募があっても、本当に当社に入社したいのか、意欲を感じられない場合もある。」と嘆いている方もいらっしゃると思います。

いろんな要因はあると思いますが、「うちは、大企業にはないこんな職場環境で、大企業では味わえないこんな仕事をしています。そこが魅力です。」など、まずは、大企業にはない中小企業ならではのメリットや、他社と比べて自慢できる自社のPRネタをアピールする機会を増やしていくことが重要です。

一般的に言われている「経営者と従業員の距離が近い、職場がアットホームで相談しやすい」、「フットワークが軽いため、思い切った改革ができる」などの中小企業のメリットや自社独自のPRネタをからませて、活躍している若手社員の紹介をホームページに掲載するなど求める人材像の明確化・オープン化を図ります。また、積極的な学校訪問や会社説明会への参加、職場見学やインターンシップの積極的受入れなど、採用方法の見直しを検討し、PR活動を続けていくことが必要です。

その際には、職場全体で学卒採用に取り組む姿勢や採用現場での若者を育てる気運が土台にないと、せっかく採用した若者が早期に辞めてしまうことにもなりかねませんので、人事担当だけでなく配属の現場などを巻き込んで採用システム、教育システム、PR方法を見直してみてもいいかもしれません。

STEP 2

採用基準(選考基準)・方法の決定

ここをチェック!

- ☐ 応募者の適性・能力を見極めるためにどういった選考方法にするか決定したか?
- ☐ あらかじめ選考方法ごとに選考基準を明確化(点数化)しているか?
- ☐ 適性・能力のみを採用基準(選考基準)としているか?
- ☐ 特定の国や地域の出身者、難病のある方、
LGBT等の性的マイノリティの方など特定の人を排除していないか?

①選考方法を決める

応募者が、STEP1で明らかにされた求める人材像に該当するかを、的確・適切に見極めるための選考方法を検討し決定します。

選考方法には、書類選考、一般常識などの筆記試験、適性検査、面接選考(個別、集団)などがありますが、どの方法を用いるかは募集職種の特性等に応じて決定する必要があります。

○書類選考

会社の規模や応募者数に左右されますが、面接重視の選考を行うため、書類選考はしないという企業もあります。

○適性検査

適性検査は、「職業適性検査」「職業興味検査」「性格検査」などがあり、求人企業の採用選考においても、応募者が求人職種の職務に対してどの程度適性があるかを判断する際の参考として用いられることがあります。

○学力試験

学力試験(学科試験)は、学校教育による学習によって得られた能力を筆記試験などで評価するものです。その結果から応募者が求人職種の職務遂行上必要な適性・能力(知識)をもっているかどうかを判断するために行われます。

○作文・小論文

作文・小論文は、与えられたテーマを的確に理解し、それに対する自分の考え方を整理して文章で他人に伝える能力などをみたり、誤字や脱字は多くないかなどをみることで、求める職種の職務遂行上必要な適性・能力(知識)を判断するために実施するものです。

このようなことから、応募者に作文や小論文を書かせることが、求人職種の職務内容からみて、必要な知識や適性を判定する方法として適当かどうか(安易に書かせていないかどうか)、検討する必要があります。

書類選考により次のステージに進むことができる者を限定するのか、筆記試験を課す必要があるのか、面接では応募者のどのような能力を見極めるのか、そのためには面接回数や面接選考メンバーをどうするか、また、それぞれの面接ステージでどのような質問をしてどのような評価をするのか、下記②・③により、あらかじめ決めておくとともに、面接担当者の事前打合せや面接のシミュレーション(予行演習)をしておくことも必要です。

②あらかじめ採用基準(選考基準)を明確化しておく

採用基準(選考基準)は採用選考を実施するための「ものさし」ですが、その内容は、面接などの選考手続を実施してから検討するのではなく、あらかじめ明確化しておきましょう。

例えば書類選考では「書類の読みやすさ」「志望動機」「将来性」など、面接では「コミュニケーション能力」「回答の論理性」「協調性」などといった項目を定め、それぞれ点数化しておくことで、採用担当者の好き嫌いなどの主観を排除し、総合的で客観的な評価が可能となります。

また、各地に支社や支店を有する企業では、本社や本店において採用に関する考え方や基本的方針などを確立し、支社、支店に対する指導に十分配慮することが大切です。支社、支店が独自の採用権限を有する場合においては、本社、本店の責任によって正しい採用選考について十分な指導を実施しておく必要があります。

③適性・能力のみを採用基準とする

採用基準(選考基準)は、採用予定の職種の職務を遂行するためにどんな適性・能力が必要とされるか、そのために採用時点でどの程度の適性・能力(技能・経験・資格・将来的な可能性など)が必要とされるか、という観点から検討しましょう。

また、特定の国や地域の出身者、難病のある方、LGBT等の性的マイノリティの方など特定の人を排除していないか確認しましょう。

STEP 3

募集

ここをチェック！

- ☐ 応募の働きかけを行う対象集団等の選定は効果的か？
- ☐ ハローワーク、就職サイト、メディアなどの周知時期、方法は適切か？
- ☐ 応募への門戸を広く開き、応募を不合理に制限する条件を設定していないか？
- ☐ 適正な応募用紙を使用し、その他エントリーシートなどで、
本籍・出生地などの就職差別につながるおそれのある事項を把握しようとしていないか？

①応募に向けた効果的な働きかけ

良い人材確保のためには、求める適性や能力を持った学生等に、いかに効果的に働きかけ応募してもらうかということが大変重要です。

そのためには、こういった集団を対象に働きかけていくを含め自社のアピールポイントの明確化、メディア戦略などを綿密に立てるとともに、会社説明会など効果的な働きかけのためにふさわしい手段を選びながら自社の魅力と自社が求める人材像を具体的に伝え、一人でも多くの方に「この会社に応募したい。働いてみたい。」と思ってもらうことがポイントです。

そこで、これまでの応募者や採用者の状況と広報活動ごとの効果を検証する等して、どの方法が効果的か、どこに課題があるのかを分析しながら戦略を立てましょう。

◇応募に向けて効果的に働きかけるための主な方法、ツール

- ・企業案内・パンフレット、自社のホームページ
- ・ハローワークへの求人票提出（詳細な求人内容等自社のPRを盛り込む）
- ・会社説明会、セミナー
- ・ダイレクトメール
- ・インターンシップ、会社見学
- ・学校訪問
- ・民間の就職情報サイト活用

②応募条件の提示

企業が労働者に求める「応募条件」については、あらかじめ検討された「採用基準」に基づいて示すことになりますが、求人職種の職務を遂行するために必要な適性・能力以外の要素をその内容としないようにし、不合理な理由で制限をかけないようにする必要があります。



居住地・通勤時間によって応募者を限定する応募条件は、当該地域以外の地域や当該通勤時間を超える地域に居住している人を排除しその応募機会を制限しています。合理的な理由のない限り、居住地域による差別のおそれがあります。



「心身共に健全(健康)な方を募集」のように、障害者や病気のある人などを一律に排除するような表現が含まれていないか注意が必要です。

③応募の受付

応募者は、通常、履歴書やエントリーシートなどの応募書類を提出することによって応募の意思表示をしますが、この応募書類については次の点に留意しましょう。



- 「戸籍謄(抄)本」「住民票(写し)」は本籍・出生地を把握することとなり、また「現住所(自宅付近)の略図等」は居住地域の状況や生活環境等を把握したり身元調査につながるおそれがあります。採用後の雇用管理等に必要な場合は、採用後に収集するようにしましょう。
- 「合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断書の提出」は、結果として、適性・能力を判断する上で必要のない事項が把握される可能性があります。
- 「帰省先」という項目は、それが本人の「出身地」を意味することが多く不適切です。本人不在時の連絡先の把握が必要な場合は、「不在時連絡先」などとするのが適当です。

④適正な応募用紙

雇用主が独自に作成した応募書類(「社用紙」)は、例えば本籍地や家庭状況を記入させるなど、就職差別につながるおそれのある事項が含まれているものがみられます。

このため、新規中卒・高卒予定者の場合、就職差別につながるおそれのある事項が含まれない応募用紙としてそれぞれ、「職業相談票(乙)」「全国高等学校統一用紙」が全国的に定められていますので、それを使用し「社用紙」は使わないようにしてください。

①新規中学校卒業予定者

新規中学校卒業予定者については、全国的に定められた「職業相談票(乙)」(109ページ参照)を使用します。

この書類は、単に採用選考時における資料だけではなく、採用後の教育訓練など本人の可能性を伸ばすための学校からの教育引継書ともなる資料です。

②新規高等学校卒業予定者

新規高等学校卒業予定者については、厚生労働省、文部科学省及び全国高等学校長協会が協議して定めた「全国高等学校統一用紙」(110～111ページ参照)を使用します。

事業主が独自に作成する応募書類(社用紙)は使わないようにしてください。

③新規大学等卒業予定者

専修学校、高等専門学校、短期大学、大学の新規卒業予定者については、統一的な応募様式は定められていませんが、厚生労働省では、就職差別につながるおそれのある事項を除いた「新規大学等卒業予定者用標準的事項の参考例」(112ページ参照)を示していますので、これに基づいたエントリーシート、または、「JIS規格に基づいた履歴書」を使用しましょう。

④一般求職者

新規学校卒業予定者以外の応募者については、「JIS規格に基づいた履歴書」を使用しましょう。

職業訓練校修了予定者については、その職業訓練校において定められた応募書類がある場合、その書類を使用し、定められていない場合には、「JIS規格に基づいた履歴書」を使用しましょう。

STEP 4

書類選考・適性検査

ここをチェック！

- ☐ 書類選考は、あらかじめ定めておいた選考基準に基づき客観的に行われたか？
- ☐ 適性検査の結果を絶対視したり、鵜呑みにしていないか？
- ☐ 作文や小論文を課す場合、テーマは適切か？

①書類選考

応募者から提出された書類やエントリーシートに基づき、あらかじめ明確に定めておいた選考基準に基づき、公平・客観的に書類選考を行います。

②適性検査

「職業適性検査」「職業興味検査」「性格検査」等の適性検査は、その実施・判定・活用に専門的な知識と経験が必要であることや、回答のコツを知っていると応募者が回答内容を調整できてしまう場合があることなどを十分認識し、目的に応じて適切な種類の検査を選んだうえで専門的な知識と経験をもった人によって用いられる必要があります。

また、近年、業者が実施するマークシートテストを活用することが多くなっていますが、その内容は、言語・計数・一般常識（社会・理科・時事経済・英語）・性格の分野等から成る、基礎的な学力試験と適性検査をあわせたものが多いようです。

これらの検査はいずれも、「得られる結果は、応募者の適性のある一面を把握するものに過ぎず、応募者の適性を完全につかむことはできない」という限界を十分認識した上で、応募者の適性・能力の判断に当たって、結果を絶対視したり、鵜呑みにしないようにする必要があります。

③学力試験

採用のために行われる学力試験は、入学試験とは異なり、採用する職務に関係のない内容や必要以上に高度な内容とならないよう、職務との関係を重視して実施することが大切です。

なお、職務遂行上必要な技能・技術を既に一定程度身につけている者を採用する場合においては、その技能・技術に関する実技試験が行われることがあります。

④作文・小論文

作文や小論文を書かせる場合は、作文のテーマが適当かどうか検討する必要があります。本人に責任

のない事項や、本来自由であるべき事項(思想・信条にかかわること)を直接・間接的に書かせていないか十分留意する必要があります。



『私の家庭』『私の生いたち』など本人の家庭環境に係るテーマや『尊敬する人物』など本人の思想・信条にかかわるテーマは、その人の家族状況や思想・信条を把握し、それによって就職差別につながるおそれがあります。

また、これらのテーマは、就職差別につながるおそれがあるばかりでなく、それを「触れられたくない」「他人に言いたくない」「書きづらい」とする立場や事情を抱えている応募者に対して、思いやりの姿勢や配慮に欠けることになるという側面もあります。

例えば、両親を早く亡くした応募者にとっての『父(母)』というテーマや、つらい苦しい日々を過ごしてきた人にとっての『生いたち』というテーマは、まさにこれに該当するものであり、本人につらい思いをさせ苦痛を与える配慮のないテーマとなります。未成年の新規中・高卒予定者などであればなおさらです。

STEP 5

採用面接

ここをチェック！

- ☐ 面接の質問内容は適切か？
- ☐ 面接官の人選は適切か？
- ☐ 面接官の研修、打合せはできたか？

①面接の目的

採用選考の中で面接は重要な比重を占めており、面接だけで採否を決定する場合も多いようです。

面接の目的は、

- 第1に、応募者の志望動機や要望、自社の採用条件・労働条件の伝達や自社のアピール等お互いの意思疎通を図る情報交換の場です。
- 第2に、会話の中から質問の意図や内容をとらえる理解力・判断力、自分の伝えたいことを分かりやすく説明する表現力、コミュニケーション力、社会人としての常識・マナーなど、応募書類や学力試験などでは分からない適性・能力を判定する場です。
- 第3に、応募書類や学力試験などによって得られた情報を確認しつつ、応募者の受け答え、反応の仕方なども考慮して、あらかじめ定められた一定の基準にしたがって、応募者の適性と能力を総合的に評価する、いわば採用選考の集大成の場です。

②面接における評価

面接における応募者の評価は、質問事項への回答ぶりなどから判断していくことになりますが、その際の点に留意しましょう。

- ①あらかじめ評価基準を決めているか
- ②面接方法や質問内容について、「面接マニュアル」等を作成し、面接担当者全員で共有されているか
- ③できるだけ客観的かつ公平に評価するため、複数の面接担当者で選考しているか
- ④応募書類や学力試験などによってあらかじめ得られているデータ内容を整理しておき、それを面接の中で確認しながら、総合的な評価を行っているか

③面接官に求められる姿勢

面接担当者は面接に対して次のような姿勢で臨むことが求められます。

- ①応募者の基本的人権を尊重する姿勢

「就職」というものは、一人の人間の人生を左右しかねない重大な決定にかかわるものです。

そのため、面接担当者は、人権や差別問題に対する見識をもった上で、応募者を一人の人間として尊重し、その基本的な人権を尊重する立場に立って思いやりのある姿勢で臨み、応募者の人権や人格を傷つけるおそれのある質問や態度をとらないようにしましょう。

また、仮に職務上必要なストレス耐性を評価するなどの意図がある場合であっても、面接担当者が過度に威圧的な態度をとり、応募者の人権や人格を損なうようなものとならないように十分留意しましょう。

②応募者の潜在的な可能性を見いだす姿勢

応募者の適性・能力を評価するに当たって、能力を表面的に判断せず、潜在的な適性や長所、採用後の教育・訓練による可能性も積極的に見いだす姿勢をもって臨みましょう。



面接では様々な応募者と面接することとなりますが、過度に威圧的に接したり、感情的に批判したり、説教じみたことを言うてはいけません。

このような、面接での対応がSNSやインターネットの掲示板に書きこまれて拡散され、企業イメージの低下につながる場合もあります。

コラム2 好感をもたれる面接官の態度、行動

採用担当者が腕組みや足組みをしたり、無愛想な態度であれば、応募者が萎縮してしまい、本来の実力を発揮できなくなる可能性もあります。応募者をリラックスした状態にするためにも、面接官も好感を持たれる態度、行動が必要となります。

好感を持たれる面接官の態度、行動には例えば以下のものがあります。

- ①面接官も自己紹介する
- ②応募者の緊張をとく会話から面接を始める
- ③「〇〇さん…」と応募者の苗字で話しかける
- ④質問をするときに応募者の目を見ながら話す
- ⑤応募者の話にうなずきや相づちをうち、共感を持っている態度を示す
- ⑥時には笑顔や笑いがある
- ⑦最後に「これで面接を終了します。ありがとうございました。」とお礼を言う

④面接時の質問事項

面接においては、質問を行き当たりばったりではなく、すべての応募者に公平な対応ができるように、あらかじめ質問事項を決めておきます。

その際、「本人に責任のない事項」「本来自由であるべき事項(思想・信条にかかわること)」などの就職差別につながるおそれのある事項を避け、応募者が「職務遂行のために必要な適性・能力」をどの程度有するかを評価するために必要な事項を質問するようにします。

就職差別につながるおそれのある事項は、それを質問されたくない応募者にとってみれば、精神的な圧迫や苦痛を受けたり、そのために心理的に動揺し面接において実力を発揮できなかったりする場合があります。そのような応募者の回答ぶりと質問に答えやすい応募者の回答ぶりを比較して、採否決定の判断材料とするのは公平とはいえません。

このようなことから、質問事項や質問を行う上での留意点について、面接マニュアルなどに整理しておいたり、事前に打ち合わせをすることなどにより、面接担当者全員で確認・徹底しましょう。

ただし、面接というものは、質問事項をあらかじめ決めておいたとしても、しばしば、話の流れの中で様々な展開を見せる流動的なものです。そのため、話の流れの中でうっかり尋ねた事柄や、応募者の気持ちをやわらげようと聞いた事柄の中にも、就職差別につながるおそれのある事項が含まれたり、応募者を傷つけたり人権を侵す場合もあります。このため、公正採用選考の基本的な考え方を十分理解しておくことにより、常に臨機応変に適切な対応ができるようにしておくことが重要です。

コラム3 面接における質問を考える

面接では、応募者がどんな性格か、コミュニケーション能力はどうか、求める能力を持っているかなど、応募者の適性や能力、やる気、人柄などを総合的に見極め、採否を決定する必要があります。

30分程度の面接で全てを見極めるためには、どんな点を見極める質問か事前に質問内容を検討しておき、必要な質問を簡潔に、かつ本心を聞くために必要に応じて掘り下げて質問する必要があります。一般的な質問例やポイントをご紹介します。

①導入質問

応募者の緊張をほぐすため、適度な笑顔で応募者が答えやすい身近な項目から質問を始めます。



- お待たせしました、どうぞお掛けください。
- 〇〇さんですね、人事課長の〇〇です。当社にご応募いただきありがとうございます。
- 昨日はよく眠れましたか？
- 暑い中(寒い中)大変ではなかったですか？
- 当社を知ったきっかけは何ですか？

②志望動機や志望職種

志望動機は、入社の本気度を見極める重要な質問ですが、当然応募者もあらかじめ答えを用意していますので、応募者の回答に対してさらに掘り下げた質問や切り込んだ質問を行うことにより、動機の本質を見極めます。

面接官：当社を志望した動機をお聞かせください？

応募者：「子供のころから〇〇に興味があり□□大学で△△の研究をしています。御社でその知識を活かして〇〇の仕事をしてみたいと思い応募させていただきました。」

面接官：〇〇に興味をもったのはどのようなきっかけや理由からですか？

応募者：「父が〇〇関係の仕事をしており、仕事のおもしろさや大変さ、問題を解決した時の喜びなどを家族に話しているのを聞いて、自分も将来〇〇の仕事をしてみたいなあに興味を持つようになりました。」(※)

面接官：〇〇の仕事ならA社やB社でもやっていると思いますが、当社を選ばれた理由は何ですか？

(※) 本人から家族のことなど、本人の適性や能力と関係のない回答があった場合は、回答終了後に採用選考には影響しないことを説明する等配慮するよう心がけましょう。

③自己PRなど

自己PRや学生時代に力をいれてきたこと、専門的に学んでいることなどの回答から、自社や募集職種に対する適性や求める能力があるか判断します。

●自分のセールスポイントはどんな点だと思いますか？

(周りからどんな人間だと言われているか？)

●学生時代に最も力をいれて取り組んできたことは何ですか？

●得意とする学科(科目)は何ですか？(研究課題は何ですか？)

●応募職種については〇〇の専門的知識が必要ですが、〇〇についてどの程度研究されたり、知識がありますか？

●〇〇の仕事は□□する能力が必要です。自分の□□する能力についてどのように考えていますか？(根拠は？)

●採用された場合、あなたのどのような能力を活かしてどのように仕事をしてみたいですか？

※面接官が陥りやすい過ち

- 一つの側面が良い(悪い)ことをもって、他の全ての面も良い(悪い)と判断してしまう(ハロー効果)
- 外見などによる個人的な好悪感に左右される
- 第一印象にこだわる
- 直前の応募者との対比で、過大(過小)評価してしまう

④労働条件の確認、情報交換、応募者からの質問

採用後早期に退職してしまうことのないように、応募している職種の内容、労働条件についてどこまで知って応募しているのかを判断する質問です。

- 
- この仕事は〇〇という点が大変苦勞する点です。あなたならどう工夫しますか？
 - この営業という仕事は製造現場と違いお客様の都合に左右されます。
その点についてはどう考えていますか？
 - 納期の関係で繁忙期には〇時間位の残業があります。
残業についてどのように考えていますか？
 - 年に〇回位県外の工場に出張することがあります。
自宅を離れての出張は可能ですか？
 - こちらからお尋ねすることは以上ですが、
事前に聞いておきたいこと(質問)はありますか？

⑤面接時の不適切な質問

61～66頁以降を参照

⑥結び

最後に気持ちを張り続けている応募者の心情を察して、労をねぎらう言葉をかけましょう。

- 
- 本日はありがとうございました。以上で面接は終了です。
 - 採否結果は、〇〇日までに連絡します。
 - 残念ながら不採用の場合には、応募書類は返送いたします。
本日はどうもお疲れさまでした。お気をつけてお帰りください。

STEP 6

採否の決定・内定通知

ここをチェック！

- ☐ 内定通知のタイミングは適切か？
- ☐ 不採用者にも誠意ある対応ができたか？

①採否の決定(内定)

面接や学力試験・作文・適性検査などの選考手続が終わると、応募書類の内容を含めて、応募者について得られた様々な情報を総合的に評価して、応募者を採用するか否かに関する最終判断を行うことになります。

応募者は、採否通知があるまで大変不安な状態で待っていますし、他の企業への応募を差し控えている場合もありますので、採否の決定(内定)は速やかに本人に通知します。

なお、不採用者の通知についても、応募者は将来の顧客・取引先となる可能性がありますので、応募してくれたことへの感謝や今後の活躍を期待していることなど、誠意をもった丁寧な対応を心がけましょう。

②応募者から提出された応募書類の取扱い

応募者は、履歴書などの応募用紙に記載された個人情報などがどのように取り扱われるのかとても心配なものであり、特に不採用者や応募辞退者の場合は、できれば返却して欲しいと考える人が多いようです。

万が一、それが不正な目的で使用されたり、漏洩されたり、第三者が入手したりすれば、本人が大きく傷つけられるばかりでなく、企業も社会的な信頼を失いかねません。

職業安定法第5条の4に基づく指針(平成11年労働省告示第141号)第4の2(1)二においては、労働者の募集を行う者等は、収集目的に照らして保管する必要がなくなった個人情報を破棄又は削除するための措置を講ずるとともに、応募者からの求めに応じその措置の内容を説明しなければならないこととされています。(69頁「指針」参照)

このため、応募者から提出された応募書類の取扱い方(返却や破棄など)については、あらかじめ企業としての対応方法を定め、それを応募者に周知するとともに確実に実行することが必要です。

③採用内定者の個人情報の把握

採用内定後において、単に従来からの慣行であるなどの理由で、採用内定者の個人情報に係る各種書類を画一的に提出させる事例が見受けられます。

従業員の居住場所や緊急連絡先の確認、社会保険・税金などの手続き、通勤手当・家族手当・扶養手当・慶弔金などの支給条件の確認など、本人や家族の住所等を確認したり、その関係書類を提出させること

に、雇用管理上の合理的な必要性が認められる場合もあると思われますが、「戸籍謄(抄)本」を求めて本籍を把握することなどについては、通常、合理的な必要性があるとは考えられません。労働基準法施行規則第53条第1項に規定される労働者名簿の記入事項についても、「本籍」が削除されています(平成9年4月1日より)。

把握することに合理性が認められる場合であっても、例えば、本籍欄を含む「住民票」ではなくて「住民票記載事項証明書」(注)などを提出させることで足りるものと考えられますし、それも入社時に一律に提出させるのではなく、必要となった場合に本人の同意を得て提出させ、必要な内容の確認後は本人に返却するなどの配慮を行うことが望ましいと考えられます。

個人情報保護法(平成15年5月施行)においても、個人情報の適切な取扱いが求められているところであり、その観点からも、採用内定者の個人情報を、雇用管理のために必要な範囲を超えて把握収集したり保管などをしないようにすることが求められます。

(注)「住民票記載事項証明書」とは、本人等の請求に基づき、氏名・住所・生年月日などの所定事項が住民票に記載されていることを、

市・区役所や町村役場が証明する書類。請求人が作成した書面に役所・役場が証明をする場合と、役所・役場側が定めた様式の証明書が発行される場合がある。

(101～102頁参照)

参考《マイナンバーの提供を求める時期》

○社会保障・税に関する手続書類の作成事務が発生した時点が原則です。

○契約を締結した時点等のその事務の発生が予想できた時点で求めることは可能と解されています。

※例えば、給与所得の源泉徴収票等の作成事務の場合は、雇用契約の締結時点で事業主から従業員にマイナンバーの提供を求めることも可能であると解されています。

※雇用契約を締結する前(採用面接時等)に事業主から採用選考対象者等にマイナンバーの提供を求めることはできません。

※いわゆる「内定者」については、その立場や状況が個々に異なることから、一律に取り扱うことはできませんが、例えば「内定者」が確実に雇用されることが予想される場合(正式な内定通知がなされ、入社に関する誓約書を提出した場合等)には、その時点でマイナンバーの提供を求めることができると解されています。

6 ビデオライブラリー用DVD一覧

厚生労働省では、事業主に対する啓発・指導の一環として、業界団体または企業グループ単位での研修会、各企業での社内研修等の際に視聴覚教材として活用できるDVDを「ビデオライブラリー」として主なハローワークに備え付けて、利用の要望があれば貸出し（無料）を行っています。

このビデオライブラリーに備え付けてあるDVDと設置しているハローワークは次のとおりですので、貸出期間、貸出方法等を各ハローワークに確認の上、十分に活用してください。

設置ハローワーク 横浜・川崎北・平塚

	題名及び制作年	時間	内容
1	内定者からの手紙 公正な採用選考のために (平成21年)	26分	採用選考のメインとなる応募用紙や面接、筆記試験などには注意が行き届いても、内定後の書類提出などで人権的な配慮を欠くケースがあったり、採用選考が事業所ごとの判断に任ざれていて、公正な採用選考の異議が社内に広く浸透していない場合がある。 こうした中で、公正な採用選考の基本となる人権尊重の意識が、採用選考後も広くいきわたらせることの重要性を考えさせる作品。
2	どうしてそんなこと 聞くの 公正な採用選考のために (平成22年)	27分	エントリーシートを活用することは、採用選考の新たな可能性につながる反面、それにまつわる問題事例も発生する可能性もあります。予断や偏見を取り払い適性と能力のみを判断基準とする公正な採用選考をすることが大切です。 この作品では、エントリーシートのあり方を考えるきっかけに、採用選考担当者にとって必要な、公正採用選考のための情報を紹介する作品。
3	本当の出会いのため エントリーから始まる公正採用選考 (平成23年)	27分	公正な採用選考をするためには、受験者の基本的人権を尊重し、適正と能力のみを採用選考の基準にすることが大切です。 この作品では、エントリーから筆記試験、面接といった一連の流れの中で、いかにして受験者の基本的人権を守り、企業にとっても受験者にとっても望ましい採用選考のあり方が実現できるかを提起する作品。
4	だれにでも開かれていますか？ ～公正な採用選考を求めて (平成24年)	28分	就職における採用選考は、応募者の人生を左右しかねないとても重要な機会です。採用する側も、応募者の基本的人権を尊重し、公正な採用選考をすることが求められます。採用する側が門戸を狭め、特定の人に絞った採用を志向するようなことになれば、応募者の職業選択の自由を侵すことになります。 この作品では、採用選考において企業が門戸を広く開き、人権に対する感覚を高めていくことが非常に重要であるという視点で、公正な採用選考を進めることを図る作品。
5	みんなで語ろう！公正な採用選考 (平成25年)	26分	企業の人事部門の担当者にとって、公正な採用選考の知識とそれを具現化する技能は体得しておくべきものです。公正な採用選考について知っているつもりでも、その基本的な考え方を改めて学ぶことは、人事採用における更なるスキルアップにつながります。 この作品は、職場でありがちな採用選考に関わる事例を短くとりあげ、その事例から考えるべき公正採用選考の基本的な考え方を学ぶことを図る作品。
6	なぜ企業に人権啓発が必要なのか (平成26年)	22分	企業にとって人権啓発とは何なのでしょう？頭では、差別や偏見なく、人権に配慮して行動しなければいけないと知っているとは思いますが、では、自分の日々の業務の中で、何ができるのでしょうか。 この作品は、人権啓発を考えるためのヒントを、企業を舞台に日常の会社生活の一コマを切り取ったわかりやすいドラマとして構成し、あらためて考えるための素材として活用できる作品。
7	フェアな会社で働きたい (平成27年)	25分	企業がさまざまなステークホルダーの人権を尊重することは、現代の企業にとって必須のことであり、またそのための社員教育も重要になっています。しかし、社員が人権啓発について、具体的に自分のこととしてとらえることは難しいことでもあります。 この作品は、人事部の新入社員の体験をドラマにして、公正な採用選考をはじめとする企業における人権のあり方について学ぶ教材として活用できる作品。
8	人権啓発は企業にどんな力をもたらすのか (平成28年)	25分	いま、企業は利潤追求という価値観だけでなく、社会にとって責任ある存在であるという立場が求められています。そのために、企業内で人権啓発の必要性が高まっています。 この作品は、企業に働く人が人権の視点を取り入れて仕事に関わっていくことが企業にどんな力をもたらすかということを、ドラマ形式で事例をとりあげながら考えていく作品。
9	“尊重する”から始めよう ～公正採用選考の基本を学ぶ～ (平成29年)	29分	いま、企業は利潤追求だけでなく、社会にとって責任ある存在であることが求められています。そのものさしとなるのが企業の採用選考活動です。採用選考は短い期間ですが、その一瞬の間に会社と応募者双方の将来がかかっています。 この作品は、採用選考に関わる事例を短く取り上げ、公正な採用選考の基本的な考え方と、その原点である同和問題と人権尊重のこころを学ぶことを図る作品。
10	公正な採用選考が企業にもたらすもの (平成30年)	29分	企業において、採用選考は会社の未来を描くための大切な業務であり、それを公正に行うことによって良い人材を確保することは、企業の発展に不可欠なことです。採用選考が公正に行われず、予断や偏見により採用担当者が可否の判断を誤ると、かけがえのない人材を永久に失ってしまいます。また、そればかりではなく、採用選考時に応募者の人権をないがしろにすれば、その情報が広く伝播し、会社そのものの信頼を失いかねません。 この作品では、公正な採用選考の意義や、公正さをいかに守っていくかなどについて、具体的な事例をふんだんに盛り込み、企業の採用担当者の目線でわかりやすく描いています。

Ⅳ 参考資料・様式集

1 男女雇用機会均等法について

新規学卒者を採用予定の事業主の方へ 男女の均等な機会を

男女雇用機会均等法では、労働者の募集・採用について、男女双方に対する差別の禁止に拡大されました。

また、性別以外の事由を要件とするもののうち厚生労働省令で定めたものについても、合理的な理由がない場合には、間接差別として禁止とされます。

労働者を募集するときは「男性、女性」という区分ではなく、「仕事の内容」、「求める能力、適性、資格」、「給与、労働時間などの労働条件」などをはっきり示し、採用に当たっては、男女同一の基準により公正な選考を行ってください。

男女雇用機会均等法

(性別を理由とする差別の禁止)

第5条 事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

この場合の「募集」とは、あらゆる方法による募集をいい、公共職業安定所又は厚生労働大臣の許可を得、若しくは届出をして職業紹介を行う者（高等学校、大学等）への求人の申込みも含まれます。

なお、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律88号）第2条第1号に規定する労働者派遣のうち、いわゆる登録型派遣を行う事業主（同法第5条第1項の許可を受けた者をいう。）が、派遣労働者になろうとする者に対し登録を呼びかける行為及びこれに応じた者を労働契約の締結に至るまでの過程で登録させる行為は、「募集」に該当します。

また、「採用」には、労働契約の締結のほか、応募の受付、採用のための選考等、募集後の労働契約の締結に至る一連の手続きが含まれます。

募集・採用については、禁止の対象となる性別による差別の具体的な内容を以下のように厚生労働大臣が指針として定めています。

指 針 1

募集又は採用に当たって、その対象から男女のいずれかを排除すること。

(排除していると認められる例)

- ① 一定の職種（いわゆる「総合職」、「一般職」等を含む。）や一定の雇用形態（いわゆる「正社員」、「パートタイム労働者」等を含む。）について、募集又は採用の対象を男女のいずれかのみとすること。
- ② 募集又は採用に当たって、「営業マン」「ウエイター」「セールスレディ」「ウエイトレス」など、男

女のいずれかを表す職種の名称を用い募集すること。（「ウェイター・ウェイトレス募集」「カメラマン（男女）募集」など、対象を男女のいずれかのみとしないことが明らかである場合を除く。）又は「男性歓迎」、「女性向きの職種」等の表示を行うこと。

- ③ 男女をともに募集の対象としているにもかかわらず、応募の受付や採用の対象を男女のいずれかのみとすること。
- ④ 派遣元事業主が、一定の職種について派遣労働者になろうとする者を登録させるに当たって、その対象を男女のいずれかのみとすること。

指 針 2

募集又は採用に当たっての条件を男女で異なるものとする。

（異なるものとしていると認められる例）

- ① 募集又は採用に当たって、女性についてのみ、未婚者であること、子を有していないこと、自宅から通勤すること等を条件とし、又はこれらの条件を満たす者を優先すること。

指 針 3

採用選考において、能力及び資質の有無等を判断する場合に、その方法や基準について男女で異なる取扱いをすること。

（異なる取扱いをしていると認められる例）

- ① 募集又は採用に当たって実施する筆記試験や面接試験の合格基準を男女で異なるものとする。
- ② 男女で異なる採用試験を実施すること。
- ③ 男女のいずれかについてのみ、採用試験を実施すること。
- ④ 採用面接に際して、結婚の予定の有無、子供が生まれた場合の継続就労の希望の有無等一定の事項について女性に対してのみ質問すること。

指 針 4

募集又は採用に当たって男女のいずれかを優先すること。

（男女のいずれかを優先していると認められる例）

- ① 採用選考に当たって、採用の基準を満たす者の中から男女のいずれかを優先して採用すること。
- ② 男女別の採用予定人数を設定し、これを明示して、募集すること。又は、設定した人数に従って採用すること。
- ③ 男女のいずれかについて採用する最低の人数を設定して募集すること。
- ④ 男性の選考を終了した後で女性を選考すること。

求人の内容の説明等募集又は採用に係る情報の提供について、男女で異なる取扱いをすること。

(異なる取扱いをしていると認められる例)

- ① 会社の概要等に関する資料を送付する対象を男女のいずれかのみとし、又は資料の内容、送付時期等を男女で異なるものとする。
- ② 求人の内容等に関する説明会を実施するに当たって、その対象を男女のいずれかのみとし、又は説明会を実施する時期を男女で異なるものとする。

指針の適用除外

- 1 次に掲げる職務に従事する労働者に係る場合
 - ① 芸術・芸能の分野における表現の真実性等の要請から男女のいずれかのみに従事させることが必要である職務
 - ② 守衛、警備員等のうち防犯上の要請から男性に従事させることが必要である職務
 - ③ ①及び②に掲げるもののほか、宗教上、風紀上、スポーツにおける競技の性質上その他の業務の性質上男女のいずれかのみに従事させることについてこれらと同程度の必要性があると認められる職務
- 2 労働基準法により、坑内労働（妊婦及び産婦（申し出た者に限る。）が行う業務並びに厚生労働省令で定められた業務）、危険有害業務について、女性の労働が制限され、又は禁止されていることから、また保健師助産師看護師法により「助産師」は男性を就業させることができないことから、通常の業務を遂行するために、労働者の性別にかかわらず均等な機会を与え又は均等な取扱いをすることが困難であると認められる場合
- 3 風俗、風習等の相違により男女のいずれかが能力を発揮し難い海外での勤務が必要な場合その他特別の事情により労働者の性別にかかわらず均等な機会を与え又は均等な取扱いをすることが困難であると認められる場合

(性別以外の事由を要件とする措置)

第7条 事業主は、募集及び採用並びに前条各号に掲げる事項に関する措置であって労働者の性別以外の事由を要件とするもののうち、措置の要件を満たす男性及び女性の比率その他の事情を勘案して実質的に性別を理由とする差別となるおそれがある措置として厚生労働省令で定めるものについては、当該措置の対象となる業務の性質に照らして当該措置の実施が当該業務の遂行上特に必要である場合、事業の運営の状況に照らして当該措置の実施が雇用管理上特に必要である場合その他の合理的な理由がある場合でなければ、これを講じてはならない。

この「性別以外の事由を要件とするもの」とは、男性、女性という性別に基づくものではなく、外見上は性中立的な規定、基準、慣行等に基づくものをいいます。

また「合理的な理由」とは、具体的には、当該措置の対象となる業務の性質に照らして当該措置の実施が当該業務の遂行上特に必要であること、事業の運営の状況に照らして当該措置の実施が雇用管理上特に必要であること等をいうものです。

「厚生労働省令で定めるもの」のうち、募集・採用にかかるものは以下の2つの措置になります。これらの措置について「合理的な理由がない場合」、間接差別として禁止されます。

【厚生労働省令で定める措置①】

労働者の募集又は採用に当たって、労働者の身長、体重又は体力を要件とすること。

(合理的な理由がないと認められる例)

- ① 荷物を運搬する業務を内容とする職務について、当該業務を行うために必要な筋力より強い筋力があることを要件とする場合。
- ② 荷物を運搬する業務を内容とする職務ではあるが、運搬等するための設備、機械等が導入されており、通常の作業において筋力を要さない場合^{※1}に、一定以上の筋力があることを要件とする場合。
- ③ 単なる受付、出入者のチェックのみを行う等防犯を本来の目的としていない警備員の職務について、身長又は体重が一定以上であることを要件とする場合。

※1 「通常の作業において筋力を要さない場合」…日常業務遂行において筋力を要しない場合をいい、突発的な事故の発生等予期せざる事態が生じた場合に筋力を要する場合は、通常の作業において筋力を要するとは認められません。

【厚生労働省令で定める措置②】

労働者の募集もしくは採用・昇進または職種の変更に当たって、転居を伴う転勤に応じることができるとを要件とすること。

(合理的な理由がないと認められる例)

- ① 広域にわたり展開する支店、支社等がなく、かつ、支店、支社等を広域にわたり展開する計画等^{※2}もない場合。
- ② 広域にわたり展開する支店、支社等はあるが、長期間にわたり、家庭の事情その他の特別な事情により本人が転勤を希望した場合を除き、転居を伴う転勤の実態がほとんどない場合。
- ③ 広域にわたり展開する支店、支社等はあるが、異なる地域の支店、支社等で管理者としての経験を積むこと、生産現場の業務を経験すること、地域の特殊性を経験すること等が労働者の能力の育成・確保に特に必要であるとは認められず、かつ、組織運営上^{※3}、転居を伴う転勤を含む人事ローテーションを行うことが特に必要であるとは認められない場合。

※2 「計画等」…必ずしも書面になっている必要はなく、取締役会での決定や、企業の代表が定めた方針等も含まれますが、ある程度の具体性があることが必要であり、不確実な将来の予測などは含まれません。

※3 「組織運営上」…処遇のためのポストの確保をする必要性がある場合や、不正行為の防止のために異動を行う必要性がある場合などが含まれます。

男女雇用機会均等法

(女性労働者に係る措置に関する特例)

第8条 前三条の規程は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置を講ずることを妨げるものではない。

法第8条は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的として女性労働者に行う措置、すなわち、女性労働者に対する過去の取扱いなどが原因で雇用の場に生じている男性労働者との間の事実上の格差を是正することを目的として行う措置については法に違反しない旨を明記しています。

募集・採用に係る事項については以下の通りです。

女性労働者が男性労働者と比較して相当程度少ない雇用管理区分における募集又は採用に当たって、当該募集又は採用に係る情報の提供について女性に有利な取扱いをすること、採用の基準を満たす者の中から男性より女性を優先して採用することその他男性と比較して女性に有利な取扱いをすること。

なお、女性労働者が男性労働者と比較して「相当程度少ない」とは、日本の全労働者に占める女性労働者の割合を考慮して、4割を下回っていることをいいます。

2 神奈川県最低賃金（令和元年10月1日改正）

○地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額	効力発生 年 月 日	摘 要
	時間額		
神奈川県最低賃金	1,011円	令和元年10月1日	県下すべての労働者に適用されます。 ただし、下欄の産業別最低賃金が適用される者は除かれます。

○産業別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額 (時間単位)	効力発生 年 月 日	特定（産業別）最低賃金適用除外者 (上欄の神奈川県最低賃金が適用されます)
特 定 （ 産 業 別 ） 最 低 賃 金	令和元年度の 特定(産業別) 最低賃金は、改 正されなかった ため、地域最 低賃金(時間額 1,011円)が適 用されます。	地域最低賃金の効 力発生日は令和元 年10月1日です。	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6か月未満（ただし自動車小売業 については3か月未満）の者であって、技能 習得中のもの ③清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な 業務に主として従事する者 ④非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル 製造業及び電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低 賃金については、①、②、③に加え、次に掲 げる業務に主として従事する者も適用除外さ れます。 イ 手作業により又は手工具若しくは操作 が容易な小型動力機を用いて行う巻線、 組線、取付け、選別、検査等の業務 ⑤塗料製造業最低賃金については、①、②に 加え、次に掲げる業務に主として従事する者 も適用除外されます。 イ 清掃、片付けの業務 ロ ラベルはりの業務 ハ 手作業による空き缶及びふたの取りそ ろえ並びに充てんラインへの送給、包装、 箱詰め、袋詰め、こん包又は18リット ル缶未満の充てん製品運搬の業務
塗 料 製 造 業			
鉄 鋼 業			
電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械 器具、情報通信機械 器具製造業			
非鉄金属・同合金圧 延業、電線・ケーブ ル製造業			
ボイラ・原動機、ポ ンプ・圧縮機器、一 般産業用機械・装置、 建設機械・鉱山機械、 金属加工機械製造業			
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業			
自 動 車 小 売 業			

(注) ○ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、建設機械・鉱山機械、金属加工機械製造業
…他に分類されないはん用機械・装置製造業、化学機械・同装置製造業、真空装置・真空機器製造業、農業用トラ
クタ製造業を含み、家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業、建設用ショベルトラック製造業を除
く。

○電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業…医療用計測器製造業を除く。

○輸送用機械器具製造業…建設用ショベルトラック製造業を含む。

○自動車小売業…自動車部分品・附属品小売業を含み、二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。

◎ 最低賃金はパートタイマー、臨時、アルバイト等の労働者にも適用されます。

◎ 賃金額を時間当たりの金額に換算し、最低賃金と比較します。

例 日給制の場合 日給額÷1日の所定労働時間≥最低賃金額

月給制の場合 月給額÷月の所定労働時間（月により所定労働時間が異なる場合は年間平均）≥最低賃金額

◎ 次の賃金は、最低賃金の対象となる賃金には含まれません。

①精皆勤手当、通勤手当、家族手当

②臨時に支払われる賃金

③1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

④時間外・休日労働に対する賃金、深夜割増賃金

3 具体的計算方法について

実際の賃金が最低賃金以上となっているかどうかを調べるには、家族手当などの除外賃金を差し引いた賃金額と適用される最低賃金額を次の方法で比較します。

あなたの給料の支払われ方が、

① 時間給の場合

時間給 $\geq$ 最低賃金額

② 日給の場合

日給 $\div$ 1日の所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額

③ ①、②以外（週給・月給等）の場合

賃金額を時間当たりの金額に換算し、最低賃金額と比較します。（換算方法は次の計算例を参照）

月給者の場合

神奈川県で働く労働者Aさんの場合（神奈川県最賃適用者）

- 年間所定労働日数255日
- 月給225,000円（うち家族手当20,000円、精勤手当20,000円、通勤手当20,000円）
- 所定労働時間は毎日8時間
（神奈川県最低賃金は、時間額1,011円です。）



1. まず、最低賃金の対象とならない家族・精勤・通勤手当を除きます。
2. 月給制の場合は、次のような計算式を用いて比較します。

$$\frac{\text{月給額} \times 12 \text{ か月}}{\text{年間総所定労働時間}} \geq \text{最低賃金額}$$

3. Aさんの場合、2の計算式にあてはめると、

$$\frac{\text{月給} 165,000 \text{ 円} \times 12 \text{ か月}}{\text{年間所定労働日数} 255 \text{ 日} \times 8 \text{ 時間}} \div 970 \text{ 円} < \text{最低賃金} 1,011 \text{ 円}$$

したがって、この場合は最低賃金を満たしていないことになります。

産業別最低賃金についても、平成15年度の改正時から時間額のみとなりましたが、1日の所定労働時間が8時間より短い労働者に対して、支払われる賃金額を低下させることは、労働基準法第1条第2項の規定に抵触することになりますので、ご注意ください。

詳しくは**神奈川労働局 賃金室**（横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎8階 電話045-211-7354）または最寄りの**労働基準監督署**にお尋ねください。

ホームページアドレス <http://www.kana-rou.go.jp>

最低賃金についての照合、相談は――

神奈川労働局労働基準部賃金室 ☎045(211)7354
又は最寄りの労働基準監督署

4 令和2年度賃金早見表

求人票に記載の月額から所得税、社会保険料等が控除されます。手取月額の参考にしてください。

- ・雇用保険料は、1,000分の3で計算してあります。(建設の事業、農林水産・清酒製造の事業は、1,000分の4)
- ・健康保険料は、100分の9.93(折半)で、介護保険に該当しない被保険者として計算しています。
- ・厚生年金保険料は、100分の18.300(折半)で計算してあります。
- ・税額は甲欄扶養親族等の数は0で計算してあります。
- ・概算額ですので詳細については、関係機関にお問い合わせください。

月額	雇用 保険	健康 保険	厚生 年金	小計	社会保険 料等控除 後の金額	税額	控除計	手取 月額
140,000	420	7,050	12,993	20,463	119,537	1,750	22,213	117,787
141,000	423	7,050	12,993	20,466	120,534	1,750	22,216	118,784
142,000	426	7,050	12,993	20,469	121,531	1,850	22,319	119,681
143,000	429	7,050	12,993	20,472	122,528	1,850	22,322	120,678
144,000	432	7,050	12,993	20,475	123,525	1,950	22,425	121,575
145,000	435	7,050	12,993	20,478	124,522	1,950	22,428	122,572
146,000	438	7,448	13,725	21,611	124,389	1,950	23,561	122,439
147,000	441	7,448	13,725	21,614	125,386	2,050	23,664	123,336
148,000	444	7,448	13,725	21,617	126,383	2,050	23,667	124,333
149,000	447	7,448	13,725	21,620	127,380	2,150	23,770	125,230
150,000	450	7,448	13,725	21,623	128,377	2,150	23,773	126,227
151,000	453	7,448	13,725	21,626	129,374	2,260	23,886	127,114
152,000	456	7,448	13,725	21,629	130,371	2,260	23,889	128,111
153,000	459	7,448	13,725	21,632	131,368	2,360	23,992	129,008
154,000	462	7,448	13,725	21,635	132,365	2,360	23,995	130,005
155,000	465	7,944	14,640	23,049	131,951	2,360	25,409	129,591
156,000	468	7,944	14,640	23,052	132,948	2,360	25,412	130,588
157,000	471	7,944	14,640	23,055	133,945	2,460	25,515	131,485
158,000	474	7,944	14,640	23,058	134,942	2,460	25,518	132,482
159,000	477	7,994	14,640	23,111	135,889	2,550	25,661	133,339
160,000	480	7,994	14,640	23,114	136,886	2,550	25,664	134,336
161,000	483	7,944	14,640	23,067	137,933	2,610	25,677	135,323
162,000	486	7,944	14,640	23,070	138,930	2,610	25,680	136,320
163,000	489	7,944	14,640	23,073	139,927	2,680	25,753	137,247
164,000	492	7,944	14,640	23,076	140,924	2,680	25,756	138,244
165,000	495	8,441	15,555	24,491	140,509	2,680	27,171	137,829
166,000	498	8,441	15,555	24,494	141,506	2,740	27,234	138,766
167,000	501	8,441	15,555	24,497	142,503	2,740	27,237	139,763
168,000	504	8,441	15,555	24,500	143,500	2,800	27,300	140,700
169,000	507	8,441	15,555	24,503	144,497	2,800	27,303	141,697
170,000	510	8,441	15,555	24,506	145,494	2,860	27,366	142,634
171,000	513	8,441	15,555	24,509	146,491	2,860	27,369	143,631
172,000	516	8,441	15,555	24,512	147,488	2,920	27,432	144,568
173,000	519	8,441	15,555	24,515	148,485	2,920	27,435	145,565
174,000	522	8,441	15,555	24,518	149,482	2,980	27,498	146,502
175,000	525	8,937	16,470	25,932	149,068	2,980	28,912	146,088
176,000	528	8,937	16,470	25,935	150,065	2,980	28,915	147,085
177,000	531	8,937	16,470	25,938	151,062	3,050	28,988	148,012
178,000	534	8,937	16,470	25,941	152,059	3,050	28,991	149,009
179,000	537	8,937	16,470	25,944	153,056	3,120	29,064	149,936
180,000	540	8,937	16,470	25,947	154,053	3,120	29,067	150,933
181,000	543	8,937	16,470	25,950	155,050	3,200	29,150	151,850
182,000	546	8,937	16,470	25,953	156,047	3,200	29,153	152,847
183,000	549	8,937	16,470	25,956	157,044	3,270	29,226	153,774
184,000	552	8,937	16,470	25,959	158,041	3,270	29,229	154,771
185,000	555	9,434	17,385	27,374	157,626	3,270	30,644	154,356
186,000	558	9,434	17,385	27,377	158,623	3,270	30,647	155,353
187,000	561	9,434	17,385	27,380	159,620	3,340	30,720	156,280
188,000	564	9,434	17,385	27,383	160,617	3,340	30,723	157,277
189,000	567	9,434	17,385	27,386	161,614	3,410	30,796	158,204

月額	雇用 保険	健康 保険	厚生 年金	小計	社会保険 料等控除 後の金額	税額	控除計	手取 月額
190,000	570	9,434	17,385	27,389	162,611	3,410	30,799	159,201
191,000	573	9,434	17,385	27,392	163,608	3,480	30,872	160,128
192,000	576	9,434	17,385	27,395	164,605	3,480	30,875	161,125
193,000	579	9,434	17,385	27,398	165,602	3,550	30,948	162,052
194,000	582	9,434	17,385	27,401	166,599	3,550	30,951	163,049
195,000	585	9,930	18,300	28,815	166,185	3,550	32,365	162,635
196,000	588	9,930	18,300	28,818	167,182	3,620	32,438	163,562
197,000	591	9,930	18,300	28,821	168,179	3,620	32,441	164,559
198,000	594	9,930	18,300	28,824	169,176	3,700	32,524	165,476
199,000	597	9,930	18,300	28,827	170,173	3,700	32,527	166,473
200,000	600	9,930	18,300	28,830	171,170	3,770	32,600	167,400
201,000	603	9,930	18,300	28,833	172,167	3,770	32,603	168,397
202,000	606	9,930	18,300	28,836	173,164	3,840	32,676	169,324
203,000	609	9,930	18,300	28,839	174,161	3,840	32,679	170,321
204,000	612	9,930	18,300	28,842	175,158	3,910	32,752	171,248
205,000	615	9,930	18,300	28,845	176,155	3,910	32,755	172,245
206,000	618	9,930	18,300	28,848	177,152	3,980	32,828	173,172
207,000	621	9,930	18,300	28,851	178,149	3,980	32,831	174,169
208,000	624	9,930	18,300	28,854	179,146	4,050	32,904	175,096
209,000	627	9,930	18,300	28,857	180,143	4,050	32,907	176,093
210,000	630	10,923	20,130	31,683	178,317	3,980	35,663	174,337
211,000	633	10,923	20,130	31,686	179,314	4,050	35,736	175,264
212,000	636	10,923	20,130	31,689	180,311	4,050	35,739	176,261
213,000	639	10,923	20,130	31,692	181,308	4,120	35,812	177,188
214,000	642	10,923	20,130	31,695	182,305	4,120	35,815	178,185
215,000	645	10,923	20,130	31,698	183,302	4,200	35,898	179,102
216,000	648	10,923	20,130	31,701	184,299	4,200	35,901	180,099
217,000	651	10,923	20,130	31,704	185,296	4,270	35,974	181,026
218,000	654	10,923	20,130	31,707	186,293	4,270	35,977	182,023
219,000	657	10,923	20,130	31,710	187,290	4,340	36,050	182,950
220,000	660	10,923	20,130	31,713	188,287	4,340	36,053	183,947
221,000	663	10,923	20,130	31,716	189,284	4,410	36,126	184,874
222,000	666	10,923	20,130	31,719	190,281	4,410	36,129	185,871
223,000	669	10,923	20,130	31,722	191,278	4,480	36,202	186,798
224,000	672	10,923	20,130	31,725	192,275	4,480	36,205	187,795
225,000	675	10,923	20,130	31,728	193,272	4,550	36,278	188,722
226,000	678	10,923	20,130	31,731	194,269	4,550	36,281	189,719
227,000	681	10,923	20,130	31,734	195,266	4,630	36,364	190,636
228,000	684	10,923	20,130	31,737	196,263	4,630	36,367	191,633
229,000	687	10,923	20,130	31,740	197,260	4,700	36,440	192,560
230,000	690	11,916	21,960	34,566	195,434	4,630	39,196	190,804
231,000	693	11,916	21,960	34,569	196,431	4,630	39,199	191,801
232,000	696	11,916	21,960	34,572	197,428	4,700	39,272	192,728
233,000	699	11,916	21,960	34,575	198,425	4,700	39,275	193,725
234,000	702	11,916	21,960	34,578	199,422	4,770	39,348	194,652
235,000	705	11,916	21,960	34,581	200,419	4,770	39,351	195,649
236,000	708	11,916	21,960	34,584	201,416	4,840	39,424	196,576
237,000	711	11,916	21,960	34,587	202,413	4,840	39,427	197,573
238,000	714	11,916	21,960	34,590	203,410	4,910	39,500	198,500
239,000	717	11,916	21,960	34,593	204,407	4,910	39,503	199,497

月額	雇用 保険	健康 保険	厚生 年金	小計	社会保険 料等控除 後の金額	税額	控除計	手取 月額
240,000	720	11,916	21,960	34,596	205,404	4,980	39,576	200,424
241,000	723	11,916	21,960	34,599	206,401	4,980	39,579	201,421
242,000	726	11,916	21,960	34,602	207,398	5,050	39,652	202,348
243,000	729	11,916	21,960	34,605	208,395	5,050	39,655	203,345
244,000	732	11,916	21,960	34,608	209,392	5,130	39,738	204,262
245,000	735	11,916	21,960	34,611	210,389	5,130	39,741	205,259
246,000	738	11,916	21,960	34,614	211,386	5,200	39,814	206,186
247,000	741	11,916	21,960	34,617	212,383	5,200	39,817	207,183
248,000	744	11,916	21,960	34,620	213,380	5,270	39,890	208,110
249,000	747	11,916	21,960	34,623	214,377	5,270	39,893	209,107
250,000	750	12,909	23,790	37,449	212,551	5,200	42,649	207,351
251,000	753	12,909	23,790	37,452	213,548	5,270	42,722	208,278
252,000	756	12,909	23,790	37,455	214,545	5,270	42,725	209,275
253,000	759	12,909	23,790	37,458	215,542	5,340	42,798	210,202
254,000	762	12,909	23,790	37,461	216,539	5,340	42,801	211,199
255,000	765	12,909	23,790	37,464	217,536	5,410	42,874	212,126
256,000	768	12,909	23,790	37,467	218,533	5,410	42,877	213,123
257,000	771	12,909	23,790	37,470	219,530	5,480	42,950	214,050
258,000	774	12,909	23,790	37,473	220,527	5,480	42,953	215,047
259,000	777	12,909	23,790	37,476	221,524	5,560	43,036	215,964
260,000	780	12,909	23,790	37,479	222,521	5,560	43,039	216,961
261,000	783	12,909	23,790	37,482	223,518	5,560	43,042	217,958
262,000	786	12,909	23,790	37,485	224,515	5,680	43,165	218,835
263,000	789	12,909	23,790	37,488	225,512	5,680	43,168	219,832
264,000	792	12,909	23,790	37,491	226,509	5,680	43,171	220,829
265,000	795	12,909	23,790	37,494	227,506	5,780	43,274	221,726
266,000	798	12,909	23,790	37,497	228,503	5,780	43,277	222,723
267,000	801	12,909	23,790	37,500	229,500	5,780	43,280	223,720
268,000	804	12,909	23,790	37,503	230,497	5,890	43,393	224,607
269,000	807	12,909	23,790	37,506	231,494	5,890	43,396	225,604
270,000	810	13,902	25,620	40,332	229,668	5,780	46,112	223,888
271,000	813	13,902	25,620	40,335	230,665	5,890	46,225	224,775
272,000	816	13,902	25,620	40,338	231,662	5,890	46,228	225,772
273,000	819	13,902	25,620	40,341	232,659	5,890	46,231	226,769
274,000	822	13,902	25,620	40,344	233,656	5,990	46,334	227,666
275,000	825	13,902	25,620	40,347	234,653	5,990	46,337	228,663
276,000	828	13,902	25,620	40,350	235,650	5,990	46,340	229,660
277,000	831	13,902	25,620	40,353	236,647	6,110	46,463	230,537
278,000	834	13,902	25,620	40,356	237,644	6,110	46,466	231,534
279,000	837	13,902	25,620	40,359	238,641	6,110	46,469	232,531
280,000	840	13,902	25,620	40,362	239,638	6,210	46,572	233,428
281,000	843	13,902	25,620	40,365	240,635	6,210	46,575	234,425
282,000	846	13,902	25,620	40,368	241,632	6,210	46,578	235,422
283,000	849	13,902	25,620	40,371	242,629	6,320	46,691	236,309
284,000	852	13,902	25,620	40,374	243,626	6,320	46,694	237,306
285,000	855	13,902	25,620	40,377	244,623	6,320	46,697	238,303
286,000	858	13,902	25,620	40,380	245,620	6,420	46,800	239,200
287,000	861	13,902	25,620	40,383	246,617	6,420	46,803	240,197
288,000	864	13,902	25,620	40,386	247,614	6,420	46,806	241,194
289,000	867	13,902	25,620	40,389	248,611	6,530	46,919	242,081
290,000	870	14,895	27,450	43,215	246,785	6,420	49,635	240,365
291,000	873	14,895	27,450	43,218	247,782	6,420	49,638	241,362
292,000	876	14,895	27,450	43,221	248,779	6,530	49,751	242,249
293,000	879	14,895	27,450	43,224	249,776	6,530	49,754	243,246
294,000	882	14,895	27,450	43,227	250,773	6,530	49,757	244,243
295,000	885	14,895	27,450	43,230	251,770	6,640	49,870	245,130
296,000	888	14,895	27,450	43,233	252,767	6,640	49,873	246,127
297,000	891	14,895	27,450	43,236	253,764	6,640	49,876	247,124
298,000	894	14,895	27,450	43,239	254,761	6,750	49,989	248,011
299,000	897	14,895	27,450	43,242	255,758	6,750	49,992	249,008
300,000	900	14,895	27,450	43,245	256,755	6,750	49,995	250,005

月額	雇用 保険	健康 保険	厚生 年金	小計	社会保険 料等控除 後の金額	税額	控除計	手取 月額
301,000	903	14,895	27,450	43,248	257,752	6,850	50,098	250,902
302,000	906	14,895	27,450	43,251	258,749	6,850	50,101	251,899
303,000	909	14,895	27,450	43,254	259,746	6,850	50,104	252,896
304,000	912	14,895	27,450	43,257	260,743	6,960	50,217	253,783
305,000	915	14,895	27,450	43,260	261,740	6,960	50,220	254,780
306,000	918	14,895	27,450	43,263	262,737	6,960	50,223	255,777
307,000	921	14,895	27,450	43,266	263,734	7,070	50,336	256,664
308,000	924	14,895	27,450	43,269	264,731	7,070	50,339	257,661
309,000	927	14,895	27,450	43,272	265,728	7,070	50,342	258,658
310,000	930	15,888	29,280	46,098	263,902	7,070	53,168	256,832
311,000	933	15,888	29,280	46,101	264,899	7,070	53,171	257,829
312,000	936	15,888	29,280	46,104	265,896	7,070	53,174	258,826
313,000	939	15,888	29,280	46,107	266,893	7,180	53,287	259,713
314,000	942	15,888	29,280	46,110	267,890	7,180	53,290	260,710
315,000	945	15,888	29,280	46,113	268,887	7,180	53,293	261,707
316,000	948	15,888	29,280	46,116	269,884	7,280	53,396	262,604
317,000	951	15,888	29,280	46,119	270,881	7,280	53,399	263,601
318,000	954	15,888	29,280	46,122	271,878	7,280	53,402	264,598
319,000	957	15,888	29,280	46,125	272,875	7,390	53,515	265,485
320,000	960	14,895	27,450	43,305	276,695	6,750	50,055	269,945
321,000	963	14,895	27,450	43,308	277,692	6,850	50,158	270,842
322,000	966	14,895	27,450	43,311	278,689	6,850	50,161	271,839
323,000	969	14,895	27,450	43,314	279,686	6,850	50,164	272,836
324,000	972	14,895	27,450	43,317	280,683	6,960	50,277	273,723
325,000	975	14,895	27,450	43,320	281,680	6,960	50,280	274,720
326,000	978	14,895	27,450	43,323	282,677	6,960	50,283	275,717
327,000	981	14,895	27,450	43,326	283,674	7,070	50,396	276,604
328,000	984	14,895	27,450	43,329	284,671	7,070	50,399	277,601
329,000	987	14,895	27,450	43,332	285,668	7,070	50,402	278,598
330,000	990	14,895	27,450	43,335	286,665	6,420	49,755	280,245
331,000	993	14,895	27,450	43,338	287,662	6,420	49,758	281,242
332,000	996	14,895	27,450	43,341	288,659	6,530	49,871	282,129
333,000	999	14,895	27,450	43,344	289,656	6,530	49,874	283,126
334,000	1,002	14,895	27,450	43,347	290,653	6,530	49,877	284,123
335,000	1,005	14,895	27,450	43,350	291,650	6,640	49,990	285,010
336,000	1,008	14,895	27,450	43,353	292,647	6,640	49,993	286,007
337,000	1,011	14,895	27,450	43,356	293,644	6,640	49,996	287,004
338,000	1,014	14,895	27,450	43,359	294,641	6,750	50,109	287,891
339,000	1,017	14,895	27,450	43,362	295,638	6,750	50,112	288,888
340,000	1,020	14,895	27,450	43,365	296,635	6,420	49,785	290,215
341,000	1,023	14,895	27,450	43,368	297,632	6,420	49,788	291,212
342,000	1,026	14,895	27,450	43,371	298,629	6,530	49,901	292,099
343,000	1,029	14,895	27,450	43,374	299,626	6,530	49,904	293,096
344,000	1,032	14,895	27,450	43,377	300,623	6,530	49,907	294,093
345,000	1,035	14,895	27,450	43,380	301,620	6,640	50,020	294,980
346,000	1,038	14,895	27,450	43,383	302,617	6,640	50,023	295,977
347,000	1,041	14,895	27,450	43,386	303,614	6,640	50,026	296,974
348,000	1,044	14,895	27,450	43,389	304,611	6,750	50,139	297,861
349,000	1,047	14,895	27,450	43,392	305,608	6,750	50,142	298,858
350,000	1,050	14,895	27,450	43,395	306,605	6,420	49,815	300,185
351,000	1,053	14,895	27,450	43,398	307,602	6,420	49,818	301,182
352,000	1,056	14,895	27,450	43,401	308,599	6,530	49,931	302,069
353,000	1,059	14,895	27,450	43,404	309,596	6,530	49,934	303,066
354,000	1,062	14,895	27,450	43,407	310,593	6,530	49,937	304,063
355,000	1,065	14,895	27,450	43,410	311,590	6,640	50,050	304,950
356,000	1,068	14,895	27,450	43,413	312,587	6,640	50,053	305,947
357,000	1,071	14,895	27,450	43,416	313,584	6,640	50,056	306,944
358,000	1,074	14,895	27,450	43,419	314,581	6,750	50,169	307,831
359,000	1,077	14,895	27,450	43,422	315,578	6,750	50,172	308,828
360,000	1,080	14,895	27,450	43,425	316,575	6,750	50,175	309,825

5 公正採用選考人權啓発推進員選任状況報告

(別紙)

氏 名	役 職	選 任 年 月 日
		令和 年 月 日

公正採用選考人権啓発推進員を、上記のとおり（選任・変更）しましたので報告します。

令和 年 月 日

(一)

事業所所在地

電話番号 () —

事業所名



従業員数(名)

雇用保険適用事業所番号

[illegible]

※労働者派遣事業者許可番号（派 ー ）

※職業紹介事業者許可番号（ — — ）

公共職業安定所長 殿

注意

- (1) 推進員については、原則として人事担当責任者（人事担当の部・課長級以上）等事業所内で採用選考に関する事項について相当の権限を有する方から選任してください。推進員は1事業所につき1名を選任するものとしますが、事業所の規模等により推進員の補助者を複数選任しても差し支えありません。
- (2) 人事異動等により推進員が変更になった場合には、その都度速やかに「変更届」を提出してください。
- (3) 従業員数については、当該事業所における常時使用する労働者数を記入してください。（当該事業所が支店の場合には、支店内の人数）
- (4) ※欄については、該当する事業所のみご記入ください。

6 身元保証に関する法律、入社承諾書参考例

身元保証に関する法律

施行 昭和八年四月一日法律第四二二号
(昭和八年勅令第二四九号)

第一条【身元保証契約の存続期間】引受、保証其ノ他名称ノ如何ヲ問ハズ期間ヲ定メズシテ被用者ノ行為ニ因リ使用者ノ受ケタル損害ヲ賠償スルコトヲ約スル身元保証契約ハ其ノ成立ノ日ヨリ三年間其ノ効力ヲ有ス但シ商工業見習者ノ身元保証契約ニ付テハ之ヲ五年トス

第二条【同前】①身元保証契約ノ期間ハ五年ヲ超ユルコトヲ得ズ若シ之ヨリ長キ期間ヲ定メタルトキハ其ノ期間ハ之ヲ五年ニ短縮ス

②身元保証契約ハ之ヲ更新スルコトヲ得但其ノ期間ハ更新ノ時ヨリ五年ヲ超ユルコトヲ得ズ

第三条【使用者の通知義務】使用者ハ左ノ場合ニ於イテハ遅滞ナク身元保証人ニ通知スベシ

- 一 被用者ニ業務上不適任又ハ不誠実ナル事跡アリテ之ガ為身元保証人ノ責任ヲ惹起スル虞アルコトヲ知リタルトキ
- 二 被用者ノ任務又ハ任地ヲ變更シ之ガ為身元保証人ノ責任ヲ加重シ又ハ其ノ監督ヲ困難ナラシムルトキ

第四条【保証人の契約解除権】身元保証人前条ノ通知ヲ受ケタルトキハ将来ニ向テ契約ノ解除ヲナスコトヲ得身元保証人自ラ前条第一号及第二号ノ事実アリタルコトヲ知リタルトキ亦同ジ

第五条【保証責任の限度】裁判所ハ身元保証人ノ損害賠償ノ責任及其ノ金額ヲ定ムルニ付被用者ノ監督ニ関スル使用者ノ過失ノ有無、身元保証人ガ身元保証ヲ為スニ至リタル事由及之ヲ為スニ当リ用キタル注意ノ程度、被用者ノ任務又ハ身上ノ変化其ノ他一切ノ事情ヲ斟酌ス

第六条【強行規定】本法ノ規定ニ反スル特約ニシテ身元保証人ニ不利益ナルモノハ総テ之ヲ無効トス

附 則 (抄)

①本法施行ノ日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

企業で採用内定後に要求する身元保証書は、労働者が使用者に損害を与えた場合に、その損害賠償を保証するという性質のものです。保証人としてどれだけの損害賠償責任を負わされるかわからないという恐れしさがあります。使用者と労働者との間に、対等な労働契約があるとすれば、さらに労働者に身元を保証させる必要はないと考えられます。

また、保証人の実印や、印鑑証明書を求めたり、保証人に「30歳以上の人」や「既婚者が望ましい」などの条件をいろいろ付けている例が見受けられます。

身元保証書を、従来から取っているなどの安易な理由で提出させるのではなく、その必要性や内容について、再度十分に検討していただき、提出させる場合であっても、労働者の人権を十分に尊重し必要以上にプレッシャーを与えることのないようにしてください。

「身元保証に関する法律」は、無限な身元保証人の責任を緩和するため、無期限の契約期間を短縮し、事情の変更に基づく解約権を保証人に与え、さらに責任額の判定に当たっては、使用者の過失の有無や身元保証人をなすに至った事情などを斟酌して、責任を軽減しうる裁量権を裁判所に与えるなどとしています。

入社承諾書参考例

入 社 承 諾 書

令和 年 月 日

(事業主) 殿

本人 現住所

氏 名 ⑩

この度、貴社に採用が内定されましたので、卒業の上は就職
することを承諾いたします。

なお、卒業時に健康状態が貴社の勤務に堪えられないと判断
される場合は、学校を含めた三者で協議します。

採用（内定）者に対して採用（内定）通知を交付し、「入社承諾書」などを求める場合、一方的に企業側だけに都合のよい、合理的でない取消条件・留保条件をつけないようにしてください。

7 住民票記載事項の証明書について

証 明 願

市(区)町村長殿

年 月 日

願出人住所氏名

印

下記のとおり住民基本台帳に記録があることを証明願います。

住 所	番地 番 号	世帯主
氏 名	出 生 の 年 月 日	世 帯 主 と の 続 柄
	明大昭平 年 月 日生	
	明大昭平 年 月 日生	
	明大昭平 年 月 日生	
	明大昭平 年 月 日生	
	明大昭平 年 月 日生	
	明大昭平 年 月 日生	
	明大昭平 年 月 日生	

上記の願出のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

市(区)町村長氏名 印

「住民票記載事項の証明書」(証明願) 記載留意点

- (1) 住民票記載事項の証明は任意の様式とし、複写可能用紙(裏面白紙)とすること。
- (2) 証明依頼事項は、必要な事項にとどめ空欄は斜線で抹消すること。

(記載例) 年齢証明の場合

下記のとおり住民基本台帳……

住所	東京都千代田区丸の内3丁目8番1号	世帯主	東京 一郎
氏 名	出生の年月日	世帯主との続柄	
東京 次郎	明大昭平 10年12月5日生		

上記願出のとおり

- (3) 証明願記載にあたっては、住所、氏名、生年月日等必要事項について、正しく記入すること。

なお、記入事項に誤りがある場合は、訂正が必要となるので、証明願出にあつては願出人の印鑑を
携行するようにしてください。

平成14年4月1日改定

様式 1

票人求用卒中

※応募にあたって提出する書類は「統一応募書類」に限られています。

1 求 人 者	事業所名 (または氏名)		(3)りかな)					
	所在地		〒() () 県() 駅() 駅から・バス・徒歩() 分					
	就業場所 (現場・店)		〒() () 県() 駅() 駅から・バス・徒歩() 分					
	生産品目 事業内容							
	従業員数 (常用)	当事業所	人(男 人・女 人)					
企業全体		人(男 人・女 人)						
創 業	明 大 昭 平	年	資本金	億 万円	労働組合	有・無		
					就業規則	有・無		
2 就 業 時 間 ・ 休 日 等	就業時間	午前 時 分～午後 時 分	変形労働時間制			有・無		
	休憩時間	午前 分・昼 分・午後 分・計 分						
	交替制	有(① 時 分～ 時 分 ② 時 分～ 時 分)・無 (③ 時 分～ 時 分)						
	休日	日曜・祝日・土曜 曜日・月 回						
	週休2日制	有(完全・隔週・その他())・無						
有給休暇	入社時 日・6ヵ月後 日・最高 年 ヵ月後 日							

4 職 種		5 求人数	(通勤)	(往込)	(不問)
			人	人	人
6 雇用の期間の定め		無・有()			
7. 作業内容等	仕事の内容				
求人案件にかがる特記事項					
8 福利厚生等	加入保険等	健康・厚生・雇用・労災・退職金共済・財形			
	宿 舎	有(独立の宿舎(有・無) 入居(可・否)・1部屋 人・1人当たり 費)・無 (勤務先までの時間 分)			
	定 年 制	有(歳)・無			
9 通学	可(時間配慮 有(資金支払 有・無)・無 通学時間 分)・否 (学校名 (交通手段))				
	通学費用の企業負担	有(入学金・教科書代・授業料月額 円・交通費)・無			
10 応募・選考	受 付 期 間	月 日～ 月 日 月 日以降随時	選 考 月 日	月 日 月 日以降随時	
	選 考 場 所		選 考 方 法	書類選考・面接選考 その他()	
	採 否 決 定	月 日 日後	選 考 旅 費	有・無	

3 賃	定額的に支払われる賃金		賃金から控除するもの		締切日 支給日	日 日
	基本給	円	税金	円	賃金形態	月給 日給 日給 月給 時給 その他 ()
	(日給のとき 日で換算)		社会保険料	円		
	手当	円	宿舎費	円		
	手当	円	食費 (食分)	円		
	①合計	通勤 円 住込 円	②控除額 合計 円	通勤 円 住込 円	手取額 ①-② 円	通勤 円 住込 円
	特別に支払われる手当		賃 与	新規学卒者の昨年度実績		
	通勤手当	全額 定額(標準 円まで)		年 回 合計 力月分		
	通勤 補助 手当	円		一般労働者の昨年度実績		
	手当	円		年 回 合計 力月分		
手当	円					
定期昇給		年 回・合計 円	退職金	有(最低資格	年)・無	

11	赴任	入社日	年 月 日	赴任旅費	有 ・ 無
12	補 足 事 項	(事業所の特色、労働条件、福利厚生施設など)			
13	採用事務担当者	(職場見学、職場実習の受入の可否)			
14	事業所名 代表者名				
15 雇用事業所番号 保険番号	16 採・雇状況	年3月卒	年3月卒	年3月卒	
	採用者数				
	雇職者数				

求 人 運 絡	安 定 所	求人連絡数	安 定 所	求人連絡数	安 定 所	求人連絡数	安 定 所	求人連絡数
					求人連絡総数 所 人			

特記事項		受付番号				受理・確認印
		産業分類番号		職業分類番号		

求人番号

受付年月日 令和 年 月 日

事業所番号

受付安定所 横浜公共職業安定所

求人票 (高卒)

※インターネットによる全国の高校への公開 可
※応募にあたって提出する書類は「統一応募書類」に限られています。

1 会社の情報

(1/2)

事業所名	企業全体		就業場所	(うち女性)	(うちパート)
	68人		38人	18人	16人
所在地	〒231-0015 神奈川県横浜市中区尾上町		設立 昭和22年		
	JR・市営地下鉄 駅 から 徒歩5分		資本金		
代表者名	法人番号		ホームページ https://		
事業内容		会社の特長			

2 仕事の情報

雇用形態	正社員	就業形態	派遣・請負ではない	一般事務	求人数	通勤	1人	住込	0人	不問	0人
仕事の内容	総務課にて社会保険関係を中心とした事務を担当していただきます。 【主な担当業務】 社会保険関係の書類作成 事務用品の管理・電話対応など				技能等(履修科目)	不問					
雇用期間の定めなし					契約更新の可能性						
就業場所	事業所所在地と同じ				マイカー通勤	不可	転勤の可能性	あり			
就業場所	〒231-0015 神奈川県横浜市中区尾上町				試用期間	あり	労働条件	同条件			
就業場所	JR・市営地下鉄 駅 から 徒歩5分				屋内の受動喫煙対策	あり(禁煙)					

3 労働条件等

福利厚生等	雇用 労災 公災 健康 厚生 特給 その他	入居可能住宅	通学	黄金給切日	月末	その他
	厚生年金基金 確定拠出年金 確定給付年金			黄金支払日	当月 25日	その他
加入保険等	退職金共済 未加入	労働組合	あり	黄金形態等	月給	その他
	退職金制度 なし	育児休業取得実績	あり	育児休業取得実績	あり	就業規則
年金等(現行・非)	基本給(a)	180,000円	月額(a+b+c)	180,000円	月平均労働日数	
	固定残業代(c)なし	円	※この金額から所得税・社会保険料等が控除されます。			
通勤手当	実費支給(上限あり)	月額 35,000円まで	賞与	(新規学卒者の前年度実績)	就業時間	
	昇給	昇給あり(昇給の前年度実績)	賞与	(一般労働者の前年度実績)	(1) 9時00分～18時00分	
時間外	時間外 あり	36協定における特別条項 あり	賞与	あり	年1回 万円～万円 又は 2.00ヶ月分	(2) ~
	月平均 10時間	特別な事情・期間等	賞与	あり	年2回 万円～万円 又は 4.00ヶ月分	(3) ~
休日等	休日 土日祝 その他	週休二日制	その他	年末年始	12/30～1/4	
	入社時の有給休暇日数 0日	年間休日数	120日	その他の休日	週休二日制	
6ヶ月経過後の有給休暇日数	10日	休憩時間	60分	受理・確認印		

求人番号


 受付年月日 令和 年 月 日
 受付安定所 横浜公共職業安定所

事業所番号



求人票（高卒）

事業所名

4 選考

※応募にあたって提出する書類は「統一応募書類」に限られています。 (2/2)

応募 ・ 選 考	受付期間	～ 9月5日 以降随時	選考日	9月16日 以降随時	選考結果	可 (令和2年10月1日以降)	面接選考結果通知 面接後 7日以内
	既卒の応募	既卒応募 可 (卒業後概ね 3年以内)	入社日	(既卒者等の入社日) 応募者の相談に応じる	(赴任旅費)	可	随時
	選考場所	〒 231-0015 神奈川県横浜市中区 JR・市営地下鉄 駅 から 徒歩5分	選考方法	面接 適性検査 その他 学科試験 [一般常識 国語 数学 英語 社会 理科 作文 その他] (選考旅費) 有無・なし	応募前 職場見学	可	随時
	担当者	課係名 総務人事課長 役職名 電話番号 内線 [] Eメール	氏名	コウロウ タロウ 厚労 太郎	FAX		

5 補足事項・特記事項

補足事項	*入社から1週間は、座学マナーや社内規則等を研修します。	かかる特記事項	*試用期間 3か月（労働条件同じ）
------	------------------------------	---------	-------------------

青少年雇用情報

1 募集・採用に関する情報

		企業全体の情報				高卒の情報の情報			
		新卒等採用者数	(うち男性)	(うち女性)	新卒等離職者数	新卒等採用者数	(うち男性)	(うち女性)	新卒等離職者数
(1)	平成31年度	9人	7人	2人	0人	6人	5人	1人	0人
	平成30年度	10人	6人	4人	1人	6人	4人	2人	1人
	平成29年度	8人	4人	4人	1人	5人	2人	3人	1人
(2)	平均継続勤務年数	従業員の平均年齢(参考値)		20.0年	40.2歳			15.0年	33.0歳

2 職業能力の開発及び向上に関する取組の実施状況

(1)	研修の有無及びその内容	あり 新入社員研修(基礎知識教育)
(2)	自己啓発支援の有無及びその内容	あり
(3)	メンター制度の有無	あり
(4)	キャリアコンサルティング制度の有無及びその内容	なし
(5)	社内検定等の制度の有無及びその内容	なし

3 職場への定着の促進に関する取組の実施状況

		企業全体の情報		高卒の情報	
		15.5時間	16.0日	10.0時間	16.0日
(1)	前事業年度の月平均所定外労働時間/有給休暇の平均取得日数				
(2)	前事業年度の育児休業取得者数/出産者数 ※1	取得者数	女性 7人 男性 1人	女性 2人 男性 0人	
		出産者数	女性 7人 男性 9人	女性 2人 男性 3人	
(3)	役員及び管理的地位にある者に占める女性の割合 ※2	役員 %	管理職 %		

※1 については、男性は配偶者の出産者数を示しています。 ※2 については、雇用形態に関わらず企業全体における割合を示しています。

産業分類	職業分類 257-01	就業場所住所	神奈川県横浜市中区
雇用保険適用事業所番号	識別欄		

求人条件に関する注意事項 ハローワークより：求人票は雇用契約書ではありません。採用時には必ず、書面により労働条件の明示を受けてください。

(別添 1)

事業所名	職 種
------	-----

■ 推薦を依頼する高等学校等を記入のうえ、求人申込書（高卒）とともに窓口に提出してください。

[illegible]

総数	(管内)	校	人
	(管外)	校	人

安定所処理欄	
--------	--

求人番号


 受付年月日 令和 年 月 日
 受付安定所 横浜公共職業安定所

事業所番号



求人票（大卒等）

 公開希望：事業所名等を含む求人情報を公開する
 民間人材ビジネスのみ可

大学院 大学 短大 高専 専修学校 能開校

留学生

新卒学生採用実績：1件以上採用実績のある企業のみ

(1/2)

1 会社の情報

事業所名					従業員数	企業全体 68人	就業場所 38人	(うち女性) 18人	(うちパート) 16人
所在地	〒231-0015 神奈川県横浜市中区 JR・市営地下鉄 駅 から 徒歩5分				設立	昭和22年 資本金			
代表者名					事業内容				
法人番号					会社の特長				
ホームページ									

2 仕事の情報

雇用形態	正社員	就業形態	派遣・請負ではない	一般事務	求人数	3人
仕事の内容	総務課にて給与・社会保険関係を中心とした事務を担当していただきます。 【主な担当業務】 給与計算・勤怠管理・社会保険関係の書類作成 事務用品の管理・データ入力・電話応対など				履修科目	不問
					免許・資格	必須 普通自動車免許（AT限定可）
雇用期間の定めなし					契約更新の可能性	
就業場所	事業所所在地と同じ 〒231-0015 神奈川県横浜市中区 JR・市営地下鉄 駅 から 徒歩5分				転勤の可能性	あり 試用期間 あり 労働条件 同条件
					屋内の受動喫煙対策	あり（禁煙）

3 労働条件等

区分 \ 学歴	大学院	大学	短大	高専	専修学校	能開校
賞金形態		月給	月給		月給	
基本給 (a)	円	200,000 円	180,000 円	円	180,000 円	円
定額給付金 (b)	円	10,000 円	10,000 円	円	10,000 円	円
住宅手当	円	円	円	円	円	円
通勤手当	円	円	円	円	円	円
固定残業代 (c)		20,000 円	18,000 円		18,000 円	
計 (税込) (a+b+c)	円	230,000 円	208,000 円	円	208,000 円	円
固定残業代に関する特記事項	時間外手当は、時間外労働時間の有無にかかわらず、固定残業代として支給し、10時間を超える時間外労働は追加で支給。					
賞与	賞与あり (新規学卒者の前年度実績) 年1回 万円 ~ 万円 又は 2.00ヶ月分		昇給		昇給あり (新規学卒者のベースアップ込みの前年度実績) 3,000円 又は %	
賞与	賞与あり (一般労働者の前年度実績) 年2回 万円 ~ 万円 又は 4.00ヶ月分		通勤手当		実費支給 (上限あり) 月額 35,000 円まで マイカー通勤可 駐車場あり	
福利厚生等	雇用 労災 健康 厚生 財形 その他 厚生年金基金 確定拠出年金 確定給付年金 退職金共済 未加入 退職金制度 あり (勤続 5年以上)		定年制 あり (一律 60歳) 再雇用制度 あり (上限 65歳まで) 勤務延長 なし		育児 あり 介護 あり 賃金締切日 月末 賃金支払日 当月 25日 労働組合 あり 就業規則 フルタイム なし パートタイム なし	
就業時間	(1) 9時00分 ~ 18時00分 (2) ~ (3) ~		時間外 あり 月平均 5時間 休憩時間 60分 入居可能住宅 単身用なし 世帯用なし		36協定における特別条項 あり 特別な事情・期間等 逼迫した状況等緊急時に限り、年6回まで、月30時間、年間300時間まで可能。	
休日等	休日 土日祝その他 週休二日制 毎週 年間休日数 120日		有給休暇 入社時 0日 6ヶ月経過後 10日		その他の休日・週休二日制 年末年始休暇 12/30~1/4	

求人番号

受付年月日 令和 年 月 日
受付安定所 横浜公共職業安定所

事業所番号



求人票（大卒等）

事業所名

4 選考

(2/2)

受付期間	6月1日 以降随時	説明会	日時・場所	7月1日 本社	10時00分～	選考日	別途通知
選考方法	書類選考 面接 適性検査 その他 筆記試験 [一般常識 英語 作文 専門 その他]		書類提出先	〒 231-0015 事業所所在地と同じ		応募書類等	履歴書 ジョブ・カード 卒業見込証明書 成績証明書 その他の応募書類
応募書類の返戻	あり			既卒応募可 (卒業後概ね 3年以内)	中退者応募 不可		
選考場所	〒 231-0015 神奈川県横浜市中区 JR・市営地下鉄 駅 から 徒歩5分			既卒者 の 既入社者	随時 その他 []		
担当者	課係名 役職名	総務人事課長	氏名	コウロウ タロウ 厚労 太郎			
	電話番号	内線 []	FAX				
	Eメール						

5 補足事項・特記事項

補足事項	＊入社から1週間は、座学でマナーや社内規則等を研修します。 ＊他部署にいる若手社員をメンターとして選任し、気軽に相談できる体制を整えています。 ＊夏季休暇は有給休暇を充てています。 (7月から9月の間で3日間の計画付与)	※試用期間の有無：有（3か月・労働条件等変更なし） ＊宮庁等への書類提出などの手続きのため、社用車（AT）を使うことがあります。
------	---	---

青少年雇用情報

1 募集・採用に関する情報

		企業全体の情報				大卒の情報の情報			
		新卒等採用者数	(うち男性)	(うち女性)	新卒等離職者数	新卒等採用者数	(うち男性)	(うち女性)	新卒等離職者数
(1)	平成31年度	9 人	7 人	2 人	0 人	3 人	2 人	1 人	0 人
	平成30年度	10 人	6 人	4 人	1 人	4 人	2 人	2 人	0 人
	平成29年度	8 人	4 人	4 人	1 人	3 人	2 人	1 人	0 人
(2)	平均継続勤務年数	従業員の平均年齢(参考値)		20.9 年	40.2 歳			18.9 年	39.8 歳

2 職業能力の開発及び向上に関する取組の実施状況

(1)	研修の有無及びその内容	あり 新人社員教育(基礎知識教育) 資格取得教育、一般教育
(2)	自己啓発支援の有無及びその内容	あり 通信教育講座支援
(3)	メンター制度の有無	あり
(4)	キャリアコンサルティング制度の有無及びその内容	なし
(5)	社内検定等の制度の有無及びその内容	なし

3 職場への定着の促進に関する取組の実施状況

3 職場への定着の促進に関する取組の実施状況		企業全体の情報				大卒の情報の情報	
(1)	前事業年度の 月平均所定外労働時間／有給休暇の平均取得日数	15.5 時間		16.0 日		5.0 時間 16.0 日	
(2)	前事業年度の 育児休業取得者数／出産者数 ※1	取得者数	女性 7 人	男性 1 人	女性 1 人	男性 0 人	
		出産者数	女性 5 人	男性 9 人	女性 1 人	男性 0 人	
(3)	役員及び管理的地位にある者に占める女性の割合 ※2	役員 0.0 %	管理職 0.0 %				

※1 については、男性は配偶者の出産者数を示しています。 ※2 については、雇用形態に関わらず企業全体における割合を示しています。

 産業分類 就業場所住所 神奈川県横浜市中区
 職業分類 257-01 識別欄

求人条件に関する注意事項 ハローワークより：求人票は雇用契約書ではありません。採用時には必ず、書面により労働条件の明示を受けてください。

1 学 校 名		応 募 書 類 (Ⓢ職業相談票〔乙〕)						写真貼付				
中学校												
ふりがな	2 氏 名		3 性 別	4 生 年 月 日	昭和 平成	年	月	日	生			
5 現住所	(郵便番号 -)											
6 学業成績	必修教科名	3 学年	選択教科名	3 学年	8 特別活動	9 総合的な学習の時間	10 趣味・特技					
	国 語											
	社 会											
	数 学											
	理 科											
	音 楽											
	美術				11 身体状況	平成 年 月 日		12 行動の記録	項 目	行動の状況	項 目	行動の状況
	保健体育					身長	cm		基本的な生活習慣		思いやり・協力	
	技術・家庭					体重	kg		健康・体力の向上		生命尊重・自然愛護	
	外国語					視 力	右 ()		自主・自律		勤労・奉仕	
				左 ()			責 任 感			公正・公平		
				聴 力		右	創意工夫			公 共 心・公德心		
7 出席状況	学年		欠席日数	主 な 理 由	備 考		本人の特長を示すものに○印を付けるものとする。					
	1				視力欄にA～Dが記入されている場合、 A：1.0以上、B：1.0未満0.7以上、C：0.7未満0.3以上、D：0.3未満を表す。							
	2											
	3											
13 本人の長所・推薦事由等												
平成 年 月 日 (所在地) (郵便番号) 中学校長 (電話番号) Ⓢ												
※安定所記載欄								受 付 番 号				
								(担当者印)				
								公共職業安定所				

履 歴 書

令和 年 月 日現在

写真をはる位置
(30×40mm)

ふりがな				性別	
氏 名					
生年月日	昭和・平成	年	月	日生 (満 歳)	
ふりがな	〒				
現住所					
ふりがな	〒				
連絡先					

(連絡先欄は現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入すること)

平成	年	月	高等学校入学
令和	年	月	
平成	年	月	
令和	年	月	
平成	年	月	
令和	年	月	
平成	年	月	
令和	年	月	
平成	年	月	
令和	年	月	

(職歴にはいわゆるアルバイトは含まない)

(応募書類 その1)

資 格 等	取 得 年 月	資 格 等 の 名 称
資 格 等		
趣 味 ・ 特 技		校 内 外 の 諸 活 動
趣 味 ・ 特 技		
志 望 の 動 機		
志 望 の 動 機		
備 考		
備 考		

全国高等学校統一用紙(文部科学省、厚生労働省、全国高等学校長協会の協議により平成17年度改定)

體介紹已直

[illegible]

(注)黒インクまたは青インク、楷書、算用数字を使用

応募前職場見学実施予定表

(事業所名)

(連絡先担当部署)

(連絡先担当者)

1 7月～9月の実施予定日

○ 7月～9月までの実施予定日全てに(①)のように印をつけてください。

7月						
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

8月						
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

9月						
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

2 10月以降の実施予定日

○ 該当する項目に印(✓)を入れ、特定予定日に実施する場合は特定予定日を記入してください。

☐ 予定なし

☐ 随時

☐ 特定予定日

3 その他

◇ 事業所連絡先

担当者氏名

電話番号

FAX

※安定所記入欄：求人番号

年 月 日

(事業所名) _____

人事担当者 殿

(学校名)

学校長

連絡先電話番号

連絡先教諭名

職場見学をお願い

この度、別紙の生徒が、貴社の見学を希望していますので、受入れ方よろしく願います。

また、職場見学をその後の就職指導に役立てるため、職場見学確認書に貴社の人事担当者の署名をいただいて帰るよう生徒に指導しています。誠に恐縮ですが、別紙の確認書にご記入の上、生徒にお渡しくださるようお願いいたします。

《お願い》

職場見学は、生徒が応募先を決定するのに先立って、実際の仕事や職場への理解を深めるために行うものです。

そのため、職場見学の受入れに当たっては、採用選考とならないよう、次についてご留意いただくようお願いいたします。

- 応募書類をはじめとして生徒に書類の提出を求めないでください。
- 採用選考に直接つながる質問をしたり、内定と受け取られるような話をしたりしないようにしてください。

会社名： _____

職場見学確認書

見学日 月 日 (曜日)
学校名

生徒氏名	希望職種	求人番号	参加

◇ 上記生徒のうち、参加欄に「○」を付けた生徒は、確かに当社を見学しました。

担当(役職名) ご 氏 名	
学校への連絡	

(注) 当日に訪問しました生徒の氏名(同日に複数の職場見学を行ったときは複数の氏名)を記入してください。

特に、学校へ伝える事項がある場合は「学校への連絡」欄に記入してください。

職場見学報告書

主な見学内容	
雰囲気・環境	
感想	
応募の意思	1 応募希望あり 2 応募希望なし (いずれかに○)

紹介状 No.

求人番号	求人者名	職種
	様	

(紹介日 年 月 日)

新規学校卒業者について、下記の通り、 名紹介しますので、採否結果通知書に必要事項を記入の上、本校に至急お送りください。

なお、採用時には書面により労働条件を明示してください。不採用者の応募書類は、必ず本校に御返送ください。

番号	氏名
1	
2	
3	
4	
5	

(求人充足の連絡について)

○ 採用者がいる場合には、本校への採否結果通知書とは別に、貴事業所管轄公共職業安定所に求人充足通知書を送付してください。

学校名	
担当教諭	連絡先

※ 番号は、採否結果通知書の番号に対応しています。本紹介状の番号に該当する生徒の採否結果を採否結果通知書に記入してください。

[備考

]

採否結果通知書 No.

求人番号	求人者名	職種
	印	

(紹介日 年 月 日)
 高等学校 あて

さきに紹介を受けた 名の採否を決定したので通知します。

年 月 日

引き続き紹介の必要 (あり・なし) (希望事項)

番号	採否結果等		
1	採	採用予定日	年 月 日（連絡事項）
		求人票の労働条件と採用条件との相違 あり・なし →具体的な変更点・変更理由（ ）	
	否	不調理由	
2	採	採用予定日	年 月 日（連絡事項）
		求人票の労働条件と採用条件との相違 あり・なし →具体的な変更点・変更理由（ ）	
	否	不調理由	
3	採	採用予定日	年 月 日（連絡事項）
		求人票の労働条件と採用条件との相違 あり・なし →具体的な変更点・変更理由（ ）	
	否	不調理由	
4	採	採用予定日	年 月 日（連絡事項）
		求人票の労働条件と採用条件との相違 あり・なし →具体的な変更点・変更理由（ ）	
	否	不調理由	
5	採	採用予定日	年 月 日（連絡事項）
		求人票の労働条件と採用条件との相違 あり・なし →具体的な変更点・変更理由（ ）	
	否	不調理由	

※ 個人情報保護の観点から氏名は省略しています。紹介状の番号に該当する生徒の採否結果を記入してください。

〔備考〕

参考 (令和元年度の状況を掲載していますので、統合等で学校名・所在地等変更されている場合があります。)

9 神奈川県版高等学校便覧

設立 区分	学 校 名	(郵便番号)〔電話番号〕 所 在 地	課 程	学 科	平成31年3月 卒業者数		平成31年3月就職者数				令和2年3月 卒業予定者数		備 考
					男	女	県内		県外		男	女	
							男	女	男	女			
■ 横浜公共職業安定所 (231-0023)横浜市中区山下町209 〔045(663)8609(代) 045(211)7759(学卒第一部門)〕 〈最寄駅…根岸線=関内・石川町 市営地下鉄線=関内みなとみらい線=日本大通り〉													
国	横浜国立大学教育学部 附属特別支援学校	(232-0061)〔045(742)2291〕 横浜市南区大岡2-31-3	全	普 通	7	4	3	1	0	1	7	3	
県	旭	(241-0806)〔045(953)3301〕 横浜市旭区下川井町2247	全	普 通	176	133	5	7	0	1	149	163	
県	磯 子	(235-0042)〔045(772)0166〕 横浜市磯子区上中里町444	全	普 通	127	167	7	20	4	4	125	163	
県	磯 子 工 業	(235-0023)〔045(761)0251〕 横浜市磯子区森5-24-1	全	機 械	72	0	44	0	2	0	68	3	
			全	電 気	64	2	37	0	5	1	72	3	
			全	建 設	28	4	13	3	5	0	34	1	
			全	化 学	31	5	16	5	3	0	32	6	
		定時制〔045(761)1451〕	定単	綜 合	18	4	6	0	0	0	30	5	
県	神 奈 川 工 業	(221-0812)〔045(491)9146〕 横浜市神奈川区平川町19-1	全	機 械	76	1	25	0	16	0	69	3	
			全	建 設	56	20	12	3	13	5	53	21	
			全	電 気	114	2	52	1	27	0	107	3	
			全	デザイン	2	35	1	3	0	2	5	33	
		定時制〔045(491)9443〕	定	機 械	26	1	9	0	2	0	26	3	
			定	建 設	13	0	7	0	0	0	16	0	
			定	電 気	19	0	7	0	3	0	13	1	
県	神 奈 川 綜 合	(221-0812)〔045(491)2000〕 横浜市神奈川区平川町19-2	全単	普 通	68	174	0	2	1	0	85	174	
県	希 望 ケ 丘	(241-0824)〔045(391)0061〕 横浜市旭区南希望ヶ丘79-1	全	普 通	151	158	0	0	0	0	190	169	
		定時制〔045(361)5880〕	定	普 通	34	22	21	7	0	0	34	18	
県	光 陵	(240-0026)〔045(712)5577〕 横浜市保土ヶ谷区権太坂1-7-1	全	普 通	146	162	0	0	0	0	168	150	
県	商 工	(240-0035)〔045(353)0591〕 横浜市保土ヶ谷区今井町743	全	綜 合 ビジネス	38	63	14	36	0	1	38	74	
			全	総合技術	85	9	53	7	0	0	98	12	
県	城 郷	(221-0862)〔045(382)5253〕 横浜市神奈川区三枚町364-1	全	普 通	132	174	1	4	2	1	116	190	
県	永 谷	(233-0016)〔045(824)4907〕 横浜市港南区下永谷1-28-1	全	普 通	89	104	10	11	4	6	100	85	
県	水 取 沢	(235-0043)〔045(772)0606〕 横浜市磯子区水取沢町938-2	全	普 通	196	156	0	1	0	0	191	158	
県	二 俣 川 看護福祉	(241-0815)〔045(391)6165〕 横浜市旭区中尾1-5-1	全	看 護	4	73	0	0	0	0	3	74	

設 立 区 分	学 校 名	(郵便番号)〔電話番号〕 所 在 地	課 程	学 科	平成31年3月 卒業者数		平成31年3月就職者数				令和2年3月 卒業予定者数		備 考
					男	女	県内		県外		男	女	
							男	女	男	女			
			④	福 社	9	57	1	6	0	3	8	60	
県	保 土 ケ 谷	(240-0045)〔045(371)9086〕 横浜市保土ヶ谷区川島町1557	④	普 通	201	129	18	23	0	0	200	120	
県	保 土 ケ 谷	(240-0026)〔045(714)0126〕 横浜市保土ヶ谷区権太坂1-8-1	④	普 通	60	14	9	0	4	0	52	22	
県	養 護 学 校 横 浜 旭 陵	(241-0001)〔045(953)1004〕 横浜市旭区上白根町1161-7	④⑤	普 通	109	107	16	7	11	14	148	92	
県	横 浜 国 際	(232-0066)〔045(721)1438〕 横浜市南区六ツ川1-731	④⑤	国際情報	56	174	0	0	0	0	44	151	
県	横 浜 翠 嵐	(221-0854)〔045(311)4621〕 横浜市神奈川区三ツ沢南町1-1 定時制〔045(311)5825〕	④	普 通	219	136	0	0	0	0	226	127	
			⑤	普 通	37	20	12	4	2	1	35	18	
県	横 浜 清 陵	(232-0007)〔045(242)1926〕 横浜市南区清水ヶ丘41	④⑤	普 通	100	168	3	7	0	2	103	163	
県	横 浜 立 野	(231-0825)〔045(621)0261〕 横浜市中区本牧間門40-1	④	普 通	87	180	1	3	2	1	72	158	
県	横 浜 南 陵	(234-0053)〔045(842)3764〕 横浜市港南区日野中央2-26-1	④	普 通	146	159	7	3	0	1	136	95	
県	横 浜 平 沼	(220-0073)〔045(313)9200〕 横浜市西区岡野1-5-8	④	普 通	65	207	0	1	0	0	95	222	
県	横 浜 緑 ケ 丘	(231-0832)〔045(621)8641〕 横浜市中区本牧緑ヶ丘37	④	普 通	103	178	0	0	0	0	108	166	
県	横 浜 明 朋	(234-0054)〔045(836)1680〕 横浜市港南区港南台9-18-1	⑤⑥	普 通	115	88	35	27	2	6	112	70	
市	上 菅 田	(240-0051)〔045(382)0420〕 横浜市保土ヶ谷区上菅田町462	④	普 通	11	9	0	0	0	0	8	8	
市	港 南 台 ひ の	(234-0054)〔045(830)5826〕 横浜市港南区港南台5-3-2	④	普 通	13	5	0	1	0	0	16	6	
市	桜 丘	(240-0011)〔045(331)5021〕 横浜市保土ヶ谷区桜ヶ丘2-15-1	④	普 通	190	127	0	2	0	0	175	135	
市	左 近 山	(241-0831)〔045(352)1580〕 横浜市旭区左近山1011	④	普 通	-	-	-	-	-	-	-	-	平成31.4 新設
市	中村特別支援学校	(232-0033)〔045(261)9863〕 横浜市南区中村町4-269-1	④	普 通	3	6	0	0	0	0	9	1	
市	日野中央高等 特別支援学校	(234-0053)〔045(844)3015〕 横浜市港南区日野中央2-25-3	④	普 通	16	7	4	3	12	4	22	2	
			④	産業工芸	19	3	12	0	5	1	16	6	
			④	産業被服	11	4	4	3	5	1	11	4	
市	み な と 総 合	(231-0023)〔045(662)3710〕 横浜市中区山下町231	④⑤	総 合	51	176	0	3	0	1	49	185	
市	南	(233-0011)〔045(822)1910〕 横浜市港南区東永谷2-1-1	④	普 通	94	96	0	1	0	0	103	94	
市	盲特別支援学校	(221-0005)〔045(431)1629〕 横浜市神奈川区松見町1-26	④	普 通	1	7	0	0	0	0	3	3	
			④	専攻理療	4	2	1	2	3	0	3	1	
			④	専 攻 保健理療	2	1	0	1	1	0	1	0	

設立 区分	学 校 名	(郵便番号)〔電話番号〕 所 在 地	課 程	学 科	平成31年3月 卒業者数		平成31年3月就職者数				令和2年3月 卒業予定者数		備 考	
					男	女	県内		県外		男	女		
							男	女	男	女				
市	横 浜 商 業	(232-0006)〔045(713)2323〕 横浜市南区南太田2-30-1	全	商 業	101	134	15	21	5	20	113	121	旧スポーツ マネジメン ト科は商業 に含む	
			全	国 際	10	28	0	0	0	0	8	28		
市	横浜商業高等学校 別 科	(235-0011)〔045(751)5151〕 横浜市磯子区丸山1-22-21	全	理 容	6	9	5	7	0	1	12	11		
			全	美 容	9	27	9	24	0	2	9	30		
			全	ダ ブ ル ライセンス	3	6	3	6	0	0	4	5	理容・美容 両方のライ センス取得 者のアドバ ンスコース	
市	横 浜 総 合	(232-0061)〔045(744)1908〕 横浜市南区大岡2-29-1	定・単	総 合	134	109	35	37	2	3	160	136		
市	ろう特別支援学校	(240-0067)〔045(335)0411〕 横浜市保土ヶ谷区常盤台81-1	全	普 通	1	2	0	1	1	0	1	3		
			全	ビジネス	1	2	1	0	0	0	1	2		
市	若葉台特別支援学校	(241-0801)〔045(923)1300〕 横浜市旭区若葉台2-1-1	全	普 通	15	12	11	10	3	1	21	7		
女私	青山学院横浜英和	(232-8580)〔045(731)2861〕 横浜市南区蒔田町124	全	普 通	-	125	-	0	-	0	-	132		
男私	浅 野	(221-0012)〔045(421)3281〕 横浜市神奈川区子安台1-3-1	全	普 通	266	-	0	-	0	-	267	-		
女私	神 奈 川 学 園	(221-0844)〔045(311)2961〕 横浜市神奈川区沢渡18	全	普 通	-	173	-	1	-	0	-	199		
私	関 東 学 院	(232-0002)〔045(231)1001〕 横浜市南区三春台4	全	普 通	175	65	0	0	0	0	170	80		
男私	聖 光 学 院	(231-0837)〔045(621)2051〕 横浜市中区滝之上100	全	普 通	231	-	0	-	0	-	230	-		
私	星 槌	(241-0801)〔045(442)8686〕 横浜市旭区若葉台4-35-1	全	普 通	75	23	2	1	0	0	75	23		
女私	捜 真 女 学 校	(221-8720)〔045(491)3686〕 横浜市神奈川区中丸8	全	普 通	-	173	-	0	-	0	-	147		
私	聖 坂 養 護 学 校	(231-0862)〔045(622)2974〕 横浜市中区山手町140	全	本 科	9	1	0	0	0	0	6	4		
			全	専 攻	5	5	0	0	0	0	4	5		
女私	フ ェ リ ス 女 学 院	(231-8660)〔045(641)0242〕 横浜市中区山手町178	全	普 通	-	181	-	0	-	0	-	177		
私	横 浜 学 園	(235-0021)〔045(751)6941〕 横浜市磯子区岡村2-4-1	全	普 通	144	93	7	4	3	3	156	119		
女私	横 浜 共 立 学 園	(231-8662)〔045(641)3785〕 横浜市中区山手町212	全	普 通	-	180	-	0	-	0	-	175		
私	横 浜 訓 盲 学 院	(231-0847)〔045(641)2626〕 横浜市中区竹之丸181	全	普 通	1	0	0	0	0	0	1	1		
			全	専攻生活	1	0	0	0	0	0	2	1		
			全	専攻理療	1	1	0	1	0	0	2	2		
			全	専 攻 保健理療	0	0	0	0	0	0	0	0		

設 立 区 分	学 校 名	(郵便番号)〔電話番号〕 所 在 地	課 程	学 科	平成31年3月 卒業者数		平成31年3月就職者数				令和2年3月 卒業予定者数		備 考
					男	女	県内		県外		男	女	
							男	女	男	女			
①私	横浜商科大学	(241-0005)〔045(951)2246〕 横浜市旭区白根7-1-1	①全	普 通	212	124	7	3	0	2	307	205	
			①全	商 業	43	25	0	3	3	0	56	36	
①女私	横浜女学院	(231-8661)〔045(641)3284〕 横浜市中区山手町203	①全	普 通	-	172	-	0	-	0	-	138	
①私	横浜清風	(240-0023)〔045(731)4361〕 横浜市保土ヶ谷区岩井町447	①全	普 通	218	262	12	9	0	0	250	275	
①私	横浜創英	(221-0004)〔045(421)3121〕 横浜市神奈川区西大口28	①全	普 通	153	293	0	1	0	0	159	210	
①女私	横浜富士見丘学園 中等教育学校	(241-8502)〔045(367)4380〕 横浜市旭区中沢1-24-1	①全	普 通	-	63	-	0	-	1	-	50	
①女私	横浜富士見丘学園 高等学校	(241-8502)〔045(367)4380〕 横浜市旭区中沢1-24-1	①全	普 通	-	-	-	-	-	-	-	-	平成30.4 新設
①女私	横浜雙葉	(231-8653)〔045(641)1004〕 横浜市中区山手町88	①全	普 通	-	184	-	0	-	0	-	180	
①私	岩谷学園高等 専修学校	(220-0023)〔045(324)5867〕 横浜市西区平沼1-38-19	①全	メディア・ 情 報	40	15	7	1	0	0	42	12	
①私	横浜デザイン 学 院	(220-0051)〔045(323)0300〕 横浜市西区中央1-33-6	①全	総 合 デザイン	8	11	1	1	0	0	5	19	

■ 戸 塚 公 共 職 業 安 定 所

(244-8560)横浜市戸塚区戸塚町3722

〔045(864)8609〕

〈最寄駅…横須賀線・東海道線・市営地下鉄＝戸塚〉

①県	金 井	(244-0845)〔045(852)4721〕 横浜市栄区金井町100	①全	普 通	216	137	2	0	0	0	179	170	
①県	上 矢 部	(245-0053)〔045(861)3500〕 横浜市戸塚区上矢部町3230	①全	普 通 美術科	141	194	4	6	3	0	105	164	平成31.4 新設
①県	松 陽	(245-0016)〔045(803)3036〕 横浜市泉区和泉町7713	①全	普 通	118	158	1	0	0	0	112	164	
①県	瀬 谷	(246-0011)〔045(301)6747〕 横浜市瀬谷区東野台29-1	①全	普 通	158	153	0	2	0	0	171	138	
①県	瀬 谷 西	(246-0004)〔045(302)3535〕 横浜市瀬谷区中屋敷2-2-5	①全	普 通	169	172	12	10	6	3	162	184	
①県	瀬谷養護学校	(246-0005)〔045(302)1616〕 横浜市瀬谷区竹村町28-1	①全	普 通	40	13	13	2	0	0	40	25	
①県	柏 陽	(247-0004)〔045(892)2105〕 横浜市栄区柏陽1-1	①全	普 通	183	131	0	0	0	0	176	140	
①県	舞 岡	(244-0814)〔045(823)8761〕 横浜市戸塚区南舞岡3-36-1	①全	普 通	197	114	4	1	1	0	214	138	
①県	横浜桜陽	(245-0062)〔045(862)9343〕 横浜市戸塚区汲沢町973	①全①	普 通	96	133	2	15	2	4	147	133	
①県	三 ツ 境 養 護 学 校	(246-0021)〔045(365)3711〕 横浜市瀬谷区二ツ橋町468	①全	普 通	36	21	10	2	1	0	37	29	
①県	横 浜 栄	(247-0013)〔045(891)5581〕 横浜市栄区上郷町555 (上郷高校と港南台高校の統合)	①全①	普 通	137	131	0	0	2	0	174	141	
①県	横浜修悠館	(245-0016)〔045(800)3711〕 横浜市泉区和泉町2563 (横浜平沼高校通信制と湘南高校通信制の統合)	①通①	普 通	115	169	15	10	1	1	172	216	
①県	横浜緑園	(245-0003)〔045(812)3371〕 横浜市泉区岡津町2667 (和泉高校と岡津高校の統合)	①全①	普 通	67	187	2	3	0	1	89	167	

設 立 区 分	学 校 名	(郵便番号)〔電話番号〕 所 在 地	課 程	学 科	平成31年3月 卒業生数		平成31年3月就職者数				令和2年3月 卒業予定者数		備 考
					男	女	県内		県外		男	女	
							男	女	男	女			
市	戸 塚	(245-8588)〔045(871)0301〕 横浜市戸塚区汲沢2-27-1 定時制〔045(871)0301〕	全(単)	普 通	108	210	2	2	0	0	122	190	
			定	普 通	24	12	17	3	0	0	17	13	
市	本 郷 特 別 支 援 学 校	(247-0007)〔045(894)2952〕 横浜市栄区小菅ヶ谷3-37-12	全	普 通	16	7	0	0	0	0	10	6	
市	二 っ 橋 高 等 特 別 支 援 学 校	(246-0021)〔045(391)2131〕 横浜市瀬谷区二ッ橋町470	全	普 通	38	8	21	6	14	1	36	11	
私	公文国際学園	(244-0004)〔045(853)8200〕 横浜市戸塚区小雀町777	全	普 通	71	78	0	0	0	0	69	80	
男私	秀 英	(245-0016)〔045(806)2100〕 横浜市泉区和泉町7865	通	普 通	83	0	22	0	5	0	91	0	
私	山 手 学 院	(247-0013)〔045(891)2111〕 横浜市栄区上郷町460	全	普 通	208	259	0	0	0	0	224	251	
私	横 浜 隼 人	(246-0026)〔045(364)5104〕 横浜市瀬谷区阿久和南1-3-1	全	普 通	319	303	4	1	2	2	320	248	
			全	国 際 語	48	70	0	0	0	0	26	89	
県	横浜ひなたやま 支 援 学 校	(246-0034)〔045(300)5611〕 横浜市瀬谷区南瀬谷2-20	全	普 通	34	11	6	4	0	0	26	21	
市	東 俣 野 特 別 支 援 学 校	(245-0065)〔045(851)9631〕 横浜市戸塚区東俣野町1103-1	全	普 通	0	2	0	0	0	0	0	0	
■ 川 崎 公 共 職 業 安 定 所					(210-0015)川崎市川崎区南町17-2 〔044(244)8609〕 〈最寄駅…JR線＝川崎・京浜急行線＝京急川崎〉								
県	川 崎	(210-0845)〔044(344)5821〕 川崎市川崎区渡田山王町22-6 定時制〔044(344)5821〕	全(単)	普 通	75	145	1	3	0	5	118	113	
			定(単)	普 通	23	20	0	3	3	3	28	22	
県	大 師	(210-6827)〔044(276)1201〕 川崎市川崎区四谷下町25-1	全(単)	総 合	104	112	23	27	13	21	111	110	
市	川 崎	(210-0806)〔044(244)1648〕 川崎市川崎区中島3-3-1	全	普 通	82	72	2	2	2	0	63	88	
			全	生活科学	4	33	0	2	0	5	6	34	
			全	福 祉	2	35	0	6	0	0	11	25	
		定時制〔044(244)4981〕	定	普 通	34	40	11	7	8	5	36	33	
市	川 崎 総 合 科 学	(212-0002)〔044(511)7336〕 川崎市幸区小向仲野町5-1	全	情報工学	35	5	4	0	3	0	32	7	
			全	総合電気	30	1	12	0	5	0	32	2	
			全	電子機械	36	1	17	1	5	0	32	1	
			全	建設工学	28	5	8	2	6	1	27	11	
			全	デザイン	3	34	0	5	0	4	4	35	
			全	科 学	29	9	0	1	0	0	27	11	

設 立 区 分	学 校 名	(郵便番号)〔電話番号〕 所 在 地	課 程	学 科	平成31年3月 卒業者数		平成31年3月就職者数				令和2年3月 卒業予定者数		備 考
					男	女	県内		県外		男	女	
							男	女	男	女			
		定時制〔044(511)7336〕	①	クリエイ ト 工 学 商 業	25	2	12	2	2	0	12	1	
			①		10	5	4	1	2	0	2	5	
①市	幸	(212-0023)〔044(522)0125〕 川崎市幸区戸手本町1-150	①	普 通	-	-	-	-	-	-	36	41	
			①	ビジネス 教 養 知的教育部	48	164	11	38	8	53	40	118	
①市	田島支援学校	(210-0853)〔044(355)1240〕 川崎市川崎区田島町20-5	①		25	22	11	14	0	0	32	16	
			①	肢体教育部	1	1	0	0	1	0	0	1	
			①	訪問部	0	0	0	0	0	0	0	0	
①県	鶴 見	(230-0012)〔045(581)4692〕 横浜市鶴見区下末吉6-2-1	①	普 通	205	98	0	0	0	0	163	152	
①県	鶴 見 総 合	(230-0031)〔045(506)1234〕 横浜市鶴見区平安町2-28-8	①①	総 合	114	140	11	4	4	14	79	141	
①県	鶴見養護学校	(230-0071)〔045(573)4793〕 横浜市鶴見区駒岡4-40-1	①	普 通	38	12	8	2	0	0	29	13	
①市	東	(230-0076)〔045(571)0851〕 横浜市鶴見区馬場3-5-1	①①	普 通	140	127	0	1	0	1	152	125	
①市	横浜サイエンス フロンティア	(230-0046)〔045(511)3654〕 横浜市鶴見区小野町6	①①	理 数	180	56	2	0	0	0	182	53	
①女①私	聖ヨゼフ学園	(230-0016)〔045(581)8808〕 横浜市鶴見区東寺尾北台11-1	①	普 通	-	50	-	0	-	0	-	41	
①私	橘 学 苑	(230-0073)〔045(581)0063〕 横浜市鶴見区獅子ヶ谷1-10-35	①	普 通	167	148	4	0	0	1	174	116	
①私	鶴見大学附属	(230-0037)〔045(581)6325〕 横浜市鶴見区鶴見2-2-1	①	普 通	164	89	1	1	2	1	142	134	
①女①私	白 鵬 女 子	(230-0074)〔045(581)6721〕 横浜市鶴見区北寺尾4-10-13	①	普 通	-	372	-	24	-	0	-	320	
①私	法政大学国際	(230-0878)〔045(571)4482〕 横浜市鶴見区岸谷1-13-1	①	普 通	-	265	-	0	-	0	-	263	平成30.4 法政大学 女子から 校名変更
■横須賀公共職業安定所					(238-0008)横須賀市平成町2-14-19 〔046(824)8609〕 〈最寄駅…京浜急行線＝県立大学〉								
①県	岩戸養護学校	(239-0844)〔046(839)4500〕 横須賀市岩戸5-6-5	①	普 通	26	25	13	10	0	1	30	18	
①県	大 楠	(240-0102)〔046(856)0024〕 横須賀市萩野14-1	①	普 通	70	47	47	22	1	1	50	40	
①県	海 洋 科 学	(240-0101)〔046(856)3128〕 横須賀市長坂1-2-1	①①	海洋科学	115	17	41	9	12	1	108	16	
			①①	専攻科 漁業生産	10	0	0	0	10	0	10	0	
			①①	専攻科 水産工学	7	1	0	0	7	1	4	0	
			①①	専攻科 情報通信	6	2	1	0	5	1	4	1	
①県	武山養護学校	(238-0313)〔046(856)5800〕 横須賀市武3-35-1	①	普 通	24	12	1	2	0	0	32	7	

設 立 区 分	学 校 名	(郵便番号)〔電話番号〕 所 在 地	課 程	学 科	平成31年3月 卒業者数		平成31年3月就職者数				令和2年3月 卒業予定者数		備 考
					男	女	県内		県外		男	女	
							男	女	男	女			
県	津久井浜	(239-0843)〔046(848)2121〕 横須賀市津久井4-4-1	全	普通	119	108	4	5	5	6	144	128	
県	三浦初声 入江キャンパス	(238-0113)〔046(889)1771〕 三浦市初声町入江274-2	全(単)	普通	78	130	21	15	5	15	67	134	平成30.4三浦臨海高校は平塚農業初声分校と統合し校名変更
	和田キャンパス	(238-0114)〔046(888)1036〕 三浦市初声町和田3023-1	定	園芸科学	20	12	11	5	0	1	21	7	平成30.4平塚農業初声分校は三浦臨海高校と統合し校名変更
県	横 須 賀	(238-0022)〔046(851)0120〕 横須賀市公郷町3-109	全	普通	157	119	1	0	0	0	180	97	
			定	普通	20	5	12	1	1	0	12	11	
県	横 須 賀 大 津	(239-0808)〔046(836)0281〕 横須賀市大津町4-17-1	全	普通	140	135	3	1	0	0	167	145	
県	横 須 賀 工 業	(238-0022)〔046(851)2122〕 横須賀市公郷町4-10	全	機 械	70	3	48	3	5	0	68	0	
			全	電 気	68	2	34	2	8	0	68	5	
			全	化 学	25	34	14	16	3	4	33	28	
県	横 須 賀 明 光	(239-0835)〔046(834)5671〕 横須賀市佐原4-20-1	全(単)	国 際	16	57	2	7	1	1	28	47	
			全(単)	福 祉	9	67	1	11	0	0	14	60	
市	横 須 賀 総 合	(239-0831)〔046(833)4111〕 横須賀市久里浜6-1-1	全(単)	総合学科	165	144	5	4	2	0	158	158	
			定(単)	総合学科	28	18	9	4	0	0	47	20	
市	ろ う 学 校	(238-0023)〔046(834)1172〕 横須賀市森崎5-13-1	全	普通	1	0	1	0	0	0	0	0	
私	湘 南 学 院	(239-0835)〔046(833)3433〕 横須賀市佐原2-2-20	全	普通	212	229	3	7	6	6	205	223	
私	三 浦 学 苑	(238-0031)〔046(852)0284〕 横須賀市衣笠栄町3-80	全	普通	226	146	13	9	6	4	219	166	
			全	工 業 技術科	62	0	15	0	6	0	57	2	
女私	緑ヶ丘女子	(238-0018)〔046(822)1651〕 横須賀市緑が丘39	全	普通	-	99	-	4	-	0	-	70	
私	横 須 賀 学 院	(238-8511)〔046(822)3218〕 横須賀市稲岡町82	全	普通	199	257	0	1	1	2	210	235	
私	ヨコスカ調理 製菓専門学校	(238-0042)〔046(826)3848〕 横須賀市汐入町2-9	全	調理師 普通科	23	11	16	5	1	2	21	14	平成28.4ヨコスカ調理師専門学校から校名変更

設 立 区 分	学 校 名	(郵便番号)〔電話番号〕 所 在 地	課 程	学 科	平成31年3月 卒業者数		平成31年3月就職者数				令和2年3月 卒業予定者数		備 考
					男	女	県内		県外		男	女	
							男	女	男	女			
■ 平 塚 公 共 職 業 安 定 所													
(254-0041)平塚市浅間町10-22 〔0463(24)8609〕 〈最寄駅…東海道本線＝平塚〉													
県	伊 志 田	(259-1116)〔0463(93)5613〕 伊勢原市石田1356-1	全	普 通	143	133	1	2	0	0	150	158	
県	伊 勢 原	(259-1142)〔0463(95)2578〕 伊勢原市田中1008-3 定時制〔0463(95)5968〕	全	普 通	122	157	3	1	3	2	120	159	
県	伊 勢 原	(259-1116)〔0463(93)7916〕 伊勢原市石田1390	全	普 通	25	17	15	3	0	0	37	13	
県	大 磯	(255-0002)〔0463(61)0058〕 中郡大磯町東町2-9-1	全	普 通	132	138	1	0	0	0	118	153	
県	湘南養護学校	(254-0061)〔0463(34)7212〕 平塚市御殿4-14-1	全	普 通	18	8	9	2	0	0	21	4	
県	高 浜	(254-0805)〔0463(21)0418〕 平塚市高浜台8-1 定時制〔0463(21)2352〕	全	普 通	83	150	6	9	2	0	102	130	
			定単	普 通	-	-	-	-	-	-	-	-	令和2.4平 塚商業定 時制より移 管し、普通 科新設 平塚商業 定時制から の編入者は 総合学科に 在籍 (総合学科 の募集は停 止済)
			定単	総 合	24	9	12	1	2	1	7	17	
県	二 宮	(259-0134)〔0463(71)3215〕 中郡二宮町一色1363	全	普 通	123	135	16	13	0	1	111	145	
県	平 塚 工 科	(254-0821)〔0463(31)0417〕 平塚市黒部丘12-7	全	総合技術	212	5	165	3	0	0	190	6	
県	平 塚 江 南	(254-0063)〔0463(31)2066〕 平塚市諏訪町5-1	全	普 通	171	140	0	0	0	0	179	137	
県	平 塚 湘 風	(254-0013)〔0463(55)1532〕 平塚市田村3-13-1	全単	普 通	108	97	24	23	1	1	122	97	
県	平 塚 農 商 農 業 校 舎	(254-0064)〔0463(31)0944〕 平塚市達上ヶ丘10-10	全	都市農業	-	-	-	-	-	-	-	-	令和2.4平 塚農業と平 塚商業が統 合し新校と なる 農業校舎所 在地に令和 2年度新校 舎が竣工予 定 新校舎竣工 までの間は 両校の旧校 舎を使用す る
			全	都市環境	-	-	-	-	-	-	-	-	
			全	食品科学	-	-	-	-	-	-	-	-	

設立 区分	学 校 名	(郵便番号)〔電話番号〕 所 在 地	課 程	学 科	平成31年3月 卒業者数		平成31年3月就職者数				令和2年3月 卒業予定者数		備 考
					男	女	県内		県外		男	女	
							男	女	男	女			
			④	農業総合	-	-	-	-	-	-	-	-	平塚商業定 時制はR24 より高浜高 校へ移管
県	商 業 校 舎	(254-0054)〔0463(31)2385〕 平塚市中里50-1	④	総 合 ビジネス	49	135	18	68	0	2	54	131	
	平 塚 盲 学 校	(254-0047)〔0463(31)0948〕 平塚市追分10-1	④	本科普通	0	0	0	0	0	0	2	2	
			④	本 科 保健医療	2	0	0	0	0	0	2	0	
			④	専 攻 科 理 療	1	2	0	0	0	0	2	2	
県	平 塚 養 護 学 校	(259-1215)〔0463(58)0456〕 平塚市寺田縄590	④	専 攻 科 保健医療	0	0	0	0	0	0	0	1	
	平 塚 ろ う 学 校	(254-0074)〔0463(32)0129〕 平塚市大原2-1	④	普 通	29	15	9	1	0	0	25	19	
			④	本科普通	0	5	0	2	0	0	2	4	
			④	本科総合 デザイン	1	4	1	0	0	1	0	3	
県			④	本科情報 ビジネス	0	4	0	2	0	2	2	1	
			④	専攻科総合 生活デザイン	0	0	0	0	0	0	0	0	
			④	専攻科情報 応用ビジネス	0	0	0	0	0	0	0	0	
			④	専 攻 科 理容・美容	0	0	0	0	0	0	0	1	
私	向 上	(259-1185)〔0463(96)0411〕 伊勢原市見附島411	④	普 通	310	265	9	1	1	0	247	253	
私	平 塚 学 園	(254-0805)〔0463(22)0137〕 平塚市高浜台31-19	④	普 通	255	264	1	1	1	0	241	270	
県	平 塚 中 等 教 育 学 校	(254-0074)〔0463(34)0297〕 平塚市大原1-13	④単	普 通	78	79	0	0	0	0	77	75	
私	自 修 館 中 等 教 育 学 校	(259-1185)〔0463(97)2100〕 伊勢原市見附島411	④	普 通	59	41	0	0	0	0	56	39	
■ 小 田 原 公 共 職 業 安 定 所					(250-0012)小田原市本町1-2-17 〔0465(23)8609(44#)〕 〈最寄駅…東海道本線・小田急線＝小田原〉								
県	小 田 原	(250-0045)〔0465(23)1201〕 小田原市城山3-26-1	④	普 通	171	143	0	0	0	1	171	149	
			④	普 通	21	10	7	6	3	0	17	10	
県	小 田 原 東	(250-0003)〔0465(34)2847〕 小田原市東町4-12-1	④	総 合 ビジネス	80	144	23	31	4	16	103	121	
県	小 田 原 城 北 工 業	(250-0852)〔0465(36)0111〕 小田原市栢山200	④	デザイン	3	26	0	5	0	3	13	23	
			④	機 械	66	0	41	0	9	0	72	1	
			④	建 設	33	5	22	5	1	0	35	2	
			④	電 気	62	3	35	3	10	0	67	3	

設 立 区 分	学 校 名	(郵便番号)〔電話番号〕 所 在 地	課 程	学 科	平成31年3月 卒業者数		平成31年3月就職者数				令和2年3月 卒業予定者数		備 考
					男	女	県内		県外		男	女	
							男	女	男	女			
			①	電 気	3	0	2	0	0	0	2	0	
			①	機 械	5	0	3	0	0	0	7	0	
県	小 田 原	(250-0865)〔0465(37)2755〕	①	普 通	46	18	15	0	7	1	45	23	
県	養 護 学 校	小田原市蓮正寺1021											
県	西 湘	(256-0816)〔0465(47)2171〕	①	普 通	164	152	0	3	0	0	179	164	
		小田原市酒匂1-3-1											
女私	函 嶺	(250-0408)〔0460(87)6611〕	①	普 通	-	31	-	0	-	1	-	34	
	白百合学園	足柄下郡箱根町強羅1320											
私	新名学園旭丘	(250-0014)〔0465(24)2227〕	①	普 通	156	45	46	7	4	1	118	58	
		小田原市城内1-13											
			①	総 合	109	73	16	6	8	2	138	108	
私	明德学園相洋	(250-0045)〔0465(22)0211〕	①	普 通	215	194	4	2	5	3	218	204	
		小田原市城山4-13-33											
			①	商 業	25	10	0	2	1	1	40	16	
					(251-0054)藤沢市朝日町5-12 〔0466(23)8609〕 〈最寄駅…東海道本線・小田急江の島線＝藤沢〉								
県	大 船	(247-0054)〔0467(47)1811〕	①	普 通	178	205	1	2	0	0	187	202	
		鎌倉市高野8-1											
県	鎌 倉	(248-0026)〔0467(32)8645〕	①	普 通	147	166	1	0	0	0	153	160	
		鎌倉市七里ガ浜2-21-1											
県	鎌倉養護学校	(247-0075)〔0467(45)1952〕	①	普 通	29	13	7	5	1	0	43	16	
		鎌倉市関谷566											
県	寒 川	(253-0111)〔0467(74)7699〕	①	普 通	145	143	51	46	0	1	143	130	
		高座郡寒川町一之宮9-30-1											
県	七 里 ガ 浜	(248-0025)〔0467(32)5457〕	①	普 通	209	184	1	1	0	0	150	203	
		鎌倉市七里ガ浜東2-3-1											
県	湘 南	(251-0021)〔0466(26)4151〕	①	普 通	216	141	0	0	0	0	210	150	
		藤沢市鶴沼神明5-6-10											
		定時制〔0466(26)8141〕	①	普 通	21	17	5	0	0	0	30	13	
県	湘 南 台	(252-0805)〔0466(45)6600〕	①	普 通	97	176	2	2	0	1	93	181	
		藤沢市円行1986											
県	茅 ケ 崎	(253-0042)〔0467(52)2225〕	①	普 通	173	182	8	6	1	0	136	152	
		茅ヶ崎市本村3-4-1											
		定時制〔0467(54)1922〕	①	普 通	16	11	10	4	0	0	10	12	
県	茅ヶ崎西浜	(253-0061)〔0467(85)0009〕	①	普 通	156	191	18	24	2	1	192	174	
		茅ヶ崎市南湖7-12869-11											
県	茅ヶ崎北陵	(253-0081)〔0467(51)0311〕	①	普 通	135	137	0	0	0	0	144	131	
		茅ヶ崎市下寺尾128											
県	茅ヶ崎	(253-0083)〔0467(57)5374〕	①	普 通	25	10	8	3	0	0	17	14	
県	養 護 学 校	茅ヶ崎市西久保29-1											
県	鶴 嶺	(253-0084)〔0467(52)6645〕	①	普 通	164	219	1	4	0	0	147	240	
		茅ヶ崎市円蔵1-16-1											
県	深 沢	(248-0036)〔0467(31)9497〕	①	普 通	113	78	3	1	0	0	131	105	
		鎌倉市手広6-4-1											
県	藤 沢 工 科	(252-0803)〔0466(43)4265〕	①	総合技術	189	23	90	8	24	1	170	25	
		藤沢市今田744											
県	藤 沢 清 流	(251-0002)〔0466(82)8111〕	①	普 通	136	127	5	3	0	0	125	148	

設 立 区 分	学 校 名	(郵便番号)〔電話番号〕 所 在 地	課 程	学 科	平成31年3月 卒業生数		平成31年3月就職者数				令和2年3月 卒業予定者数		備 考
					男	女	県内		県外		男	女	
							男	女	男	女			
県	藤 沢 総 合	藤沢市大鋸1450 (252-0801)〔0466(45)9143〕	全単	総 合	110	153	2	4	1	1	72	195	
県	藤 沢 西	藤沢市長後1909 (251-0861)〔0466(87)2749〕	全	普 通	110	164	1	3	0	1	109	166	
県	藤沢養護学校	藤沢市大庭3608-2 (252-0813)〔0466(82)9417〕	全	普 通	32	21	4	1	0	0	40	18	
市	白浜養護学校	藤沢市亀井野2547-19 (251-0046)〔0466(33)1500〕	全	普 通	7	4	0	0	0	0	9	6	
私	アレセイア	藤沢市辻堂西海岸1-2-2 (253-0031)〔0467(87)0132〕	全	普 通	115	144	1	1	0	0	74	109	
男私	湘 栄 光 学 園	茅ヶ崎市富士見町5-2 (247-0071)〔0467(46)7711〕	全	普 通	187	-	0	-	0	-	178	-	
男私	鎌 倉 学 園	鎌倉市玉縄4-1-1 (247-0062)〔0467(22)0994〕	全	普 通	298	-	0	-	0	-	304	-	
女私	鎌 倉 女 学 院	鎌倉市山ノ内110 (248-0014)〔0467(25)2100〕	全	普 通	-	164	-	0	-	0	-	160	
女私	鎌倉女子大学	鎌倉市由比ガ浜2-10-4 (247-8511)〔0467(44)2113〕	全	普 通	-	89	-	1	-	0	-	122	
女私	高 等 部	鎌倉市岩瀬1420 (247-0062)〔0467(22)6900〕	全	普 通	-	128	-	0	-	0	-	90	
女私	北 鎌 倉 女 子 学 園	鎌倉市山ノ内913	全	音 楽	-	19	-	0	-	0	-	26	
私	鵠 沼	(251-0031)〔0466(22)4783〕 藤沢市鵠沼藤が谷4-9-10	全	普 通	118	200	0	0	0	0	136	230	
私	慶應義塾湘南	(252-0816)〔0466(49)3585〕 藤沢市遠藤5466	全	普 通	119	123	0	0	0	0	118	124	
私	藤 沢 高 等 部	(251-8505)〔0466(23)6611〕 藤沢市鵠沼松が岡4-1-32	全	普 通	96	86	0	0	0	0	107	90	
私	湘 南 学 園	(251-8511)〔0466(34)4114〕 藤沢市辻堂西海岸1-1-25	全	普 通	352	178	5	3	1	0	333	161	
女私	湘 附 属	(251-0034)〔0466(27)6211〕 藤沢市片瀬目白山4-1	全	普 通	-	175	-	0	-	0	-	174	
女私	白 百 合 学 園	(247-0074)〔0467(46)3171〕 鎌倉市城廻200	全	普 通	-	174	-	0	-	0	-	167	
男私	清 泉 女 学 院	(251-0001)〔0466(23)3150〕 藤沢市西富1-7-1	全	普 通	212	-	2	-	0	-	178	-	
私	藤 嶺 学 園 藤 沢	(252-0885)〔0466(81)0123〕 藤沢市亀井野1866	全	普 通	210	251	0	0	0	0	217	227	
男私	日 本 大 学 藤 沢	(251-0871)〔0466(81)3456〕 藤沢市善行7-1-3	全	普 通	147	-	10	-	4	-	202	-	
男私	藤 沢 翔 陵	(252-0236)相模原市中央区富士見6-10-10 相模原地方合同庁舎内 〔042(776)8609〕 〈最寄駅…横浜線＝相模原〉	全	商 業	110	-	15	-	3	-	102	-	
女私	聖 園 女 学 院	(251-0873)〔0466(81)3333〕 藤沢市みその台1-4	全	普 通	-	108	-	0	-	0	-	107	
■ 相模原公共職業安定所													
県	相 原	(252-0132)〔042(760)6131〕 相模原市緑区橋本台4-2-1	全	畜産科学	8	31	0	2	0	3	6	31	平成31.4 住所移転
			全	食品科学	14	22	2	3	1	0	9	29	
			全	環境緑地	23	15	10	4	4	1	19	19	

設 立 区 分	学 校 名	(郵便番号)〔電話番号〕 所 在 地	課 程	学 科	平成31年3月 卒業生数		平成31年3月就職者数				令和2年3月 卒業予定者数		備 考
					男	女	県内		県外		男	女	
							男	女	男	女			
			④全	総合 ビジネス科	35	79	0	11	0	4	43	67	
④県	麻 溝 台	(252-0329)〔042(778)2731〕 相模原市南区北里2-11-1	④全	普 通	173	178	0	2	0	2	182	178	
④県	神 奈 川 総合産業	(252-0307)〔042(742)6111〕 相模原市南区文京1-11-1	④全④単	総合産業	160	70	6	0	2	1	164	70	
			④定④単	綜 合	39	21	8	5	4	2	59	18	
④県	上 鶴 間	(252-0318)〔042(743)5622〕 相模原市南区上鶴間本町9-31-1	④全	普 通	185	113	3	3	5	2	163	146	
④県	上 溝	(252-0243)〔042(762)0008〕 相模原市中央区上溝6-5-1	④全	普 通	120	121	3	1	0	1	130	105	
④県	上 溝 南	(252-0243)〔042(778)1981〕 相模原市中央区上溝269	④全	普 通	162	152	0	1	1	0	174	144	
④県	相 模 田 名	(252-0244)〔042(761)3339〕 相模原市中央区田名6786-1	④全	普 通	133	139	14	7	5	10	153	115	
④県	相 模 原	(252-0242)〔042(752)4133〕 相模原市中央区横山1-7-20	④全	普 通	136	142	0	0	0	0	138	135	
④県	相 模 原 青 陵	(252-0325)〔042(747)0531〕 相模原市南区新磯野468	④全④単	普 通	71	164	1	6	1	3	70	159	令和2.4 弥栄と統合の ため廃止
④県	相 模 原 綜 合	(252-0135)〔042(761)5055〕 相模原市緑区大島1226	④全	綜 合	125	145	3	9	3	3	120	117	
④県	相 模 原 中 央 支援学校	(252-0221)〔042(768)8510〕 相模原市中央区高根1-5-36	④全	普 通	30	12	5	3	1	0	21	16	
④県	相 模 原 中等教育学校	(252-0303)〔042(749)1279〕 相模原市南区相模大野4-1-1	④全	普 通	75	72	0	0	0	0	79	79	
④県	相 模 原 養護学校	(252-0336)〔042(778)0331〕 相模原市南区当麻814	④全	普 通	30	14	6	3	1	1	34	14	
④県	城 山	(252-0116)〔042(782)6565〕 相模原市緑区城山1-26-1	④全	普 通	143	123	13	8	4	9	138	130	
④県	津 久 井	(252-0159)〔042(784)1053〕 相模原市緑区三ヶ木272-1	④全	普 通	95	47	33	8	6	11	101	84	
			④全	福 祉	13	21	5	15	2	0	12	26	
			④定	普 通	10	11	4	2	0	1	6	4	
④県	津 久 井 養護学校	(252-0175)〔042(684)4860〕 相模原市緑区若柳44	④全	普 通	7	4	1	1	2	0	6	6	
④県	橋 本	(252-0143)〔042(774)0611〕 相模原市緑区橋本8-8-1	④全	普 通	99	173	0	0	0	1	92	180	
④県	相 模 原 弥 栄	(252-0229)〔042(758)4695〕 相模原市中央区弥栄3-1-8	④全	スポーツ 科 学	52	26	1	1	1	0	53	26	令和2.4相 模原青陵と 統合のため、 弥栄より校名 変更 平成31.3卒 業生で学科 廃止 平成31.3卒 業生で学科 廃止
			④全	理 数	55	22	0	0	0	0	-	-	
			④全	国 際	14	61	0	0	1	0	-	-	

設 立 区 分	学 校 名	(郵便番号)〔電話番号〕 所 在 地	課 程	学 科	平成31年3月 卒業者数		平成31年3月就職者数				令和2年3月 卒業予定者数		備 考
					男	女	県内		県外		男	女	
							男	女	男	女			
			⑨	芸 術	11	67	0	0	0	0	-	-	平成31卒 業生で学科 廃止 平成29.4 新設 平成29.4 新設 平成29.4 新設
			⑨	普 通	-	-	-	-	-	-	68	88	
			⑨	音 楽	-	-	-	-	-	-	8	29	
			⑨	美 術	-	-	-	-	-	-	5	32	
⑨	麻布大学附属	(252-0206)〔042(757)2403〕 相模原市中央区淵野辺1-17-50	⑨	普 通	235	282	0	1	1	0	156	167	
⑨	光 明 学 園	(252-0336)〔042(778)3333〕 相模原市南区当麻856	⑨	普 通	291	207	20	10	6	3	342	194	
⑨	相模女子大学	(252-0307)〔042(742)1442〕 相模原市南区文京2-1-1	⑨	普 通	-	338	-	0	-	0	-	347	
⑨	シユタイナー学園	(252-0183)〔042(687)5510〕 相模原市緑区吉野407	⑨	普 通	10	9	0	0	0	0	9	10	
⑨	東海大学付属 相 模	(252-0395)〔042(742)1251〕 相模原市南区相南3-33-1	⑨	普 通	321	227	2	1	1	0	296	193	
■ 厚 木 公 共 職 業 安 定 所 (243-0003)厚木市寿町3-7-10 〔046(296)8609〕 〈最寄駅…小田急線＝本厚木〉													
⑨	愛 川	(243-0308)〔046(286)2871〕 愛甲郡愛川町三増822-1	⑨	普 通	105	104	56	51	0	0	117	87	
⑨	厚 木	(243-0031)〔046(221)4078〕 厚木市戸室2-24-1	⑨	普 通	203	154	0	0	0	0	189	167	
⑨	厚 木 北	(243-0203)〔046(241)8001〕 厚木市下荻野886	⑨	普 通	147	124	12	24	3	4	161	112	
⑨	厚 木 商 業	(243-0817)〔046(223)6669〕 厚木市王子3-1-1	⑨	総 合 ビジネス	118	114	44	41	0	0	109	149	
⑨	厚 木 清 南	(243-0021)〔046(228)2015〕 厚木市岡田1-12-1	⑨	普 通	65	105	14	18	1	2	84	123	
		定時制〔046(228)1608〕	⑨	普 通	35	34	14	11	1	2	129	93	
		通信制〔046(228)5385〕	⑨	普 通	18	45	3	9	2	2	50	73	
⑨	厚 木 西	(243-0123)〔046(248)1705〕 厚木市森の里青山12-1	⑨	普 通	122	149	5	3	0	0	128	117	
⑨	厚 木 東	(243-0817)〔046(221)3158〕 厚木市王子1-1-1	⑨	普 通	105	173	0	0	1	1	97	180	
⑨	有 馬	(243-0424)〔046(238)1333〕 海老名市杜家240	⑨	普 通	118	198	1	1	0	0	113	199	
⑨	海 老 名	(243-0422)〔046(232)2231〕 海老名市中新田1-26-1	⑨	普 通	197	196	0	2	0	0	175	219	
⑨	中 央 農 業	(243-0422)〔046(231)5202〕 海老名市中新田4-12-1	⑨	園芸科学	37	37	9	11	0	0	36	33	
			⑨	畜産科学	12	25	2	2	0	4	9	27	
			⑨	農業総合	32	44	7	5	3	8	28	48	
⑨	相模向陽館	(252-0003)〔046(298)3455〕 座間市ひばりが丘3-58-1	⑨	普 通	110	69	46	3	26	3	156	86	
⑨	座 間	(252-0024)〔046(253)2011〕	⑨	普 通	128	149	2	0	0	2	153	118	

設立 区分	学 校 名	(郵便番号)〔電話番号〕 所 在 地	課 程	学 科	平成31年3月 卒業者数		平成31年3月就職者数				令和2年3月 卒業予定者数		備 考
					男	女	県内		県外		男	女	
							男	女	男	女			
県	座間総合	座間市入谷2-262 (252-0013)〔046(253)2920〕	全単	総合	89	138	6	6	0	0	104	166	
県	座間養護学校	座間市栗原2487 (252-0024)〔046(255)2253〕	全	普通	28	15	17	7	0	0	40	21	
県	えびな 支援学校	座間市入谷2-314-1 (243-0422)〔046(292)5612〕	全	普通	28	8	16	4	0	0	26	11	平成28.4 新設
私	厚木中央	海老名市中新田4-5-1 (243-0032)〔046(221)5678〕	通	普通	24	11	11	2	0	0	28	11	
		厚木市恩名1-17-18	通	工業	43	0	22	0	0	0	23	0	
私	厚木 調理師学校	(243-0018)〔046(221)0719〕 厚木市中町2-2-19		調理学科 (昼)	40	30	16	14	2	1	25	21	
				調理学科 (夜)	0	0	0	0	0	0	0	0	(休校中)
私	専門学校 神奈川総合 大学	(243-0032)〔046(221)5678〕 厚木市恩名1-17-18	全	工業技術 学 科	43	0	22	0	0	0	23	0	
			全	生活造形 学 科	7	4	2	1	0	0	11	2	
■ 松田公共職業安定所					(258-0003)足柄上郡松田町松田惣領2037 〔0465(82)8609〕 〈最寄駅…御殿場線=松田・小田急線=新松田〉								
県	足柄	(250-0106)〔0465(73)0010〕 南足柄市怒田860	全	普通	117	113	5	3	0	0	129	112	
県	大井	(258-0017)〔0465(83)4101〕 足柄上郡大井町西大井984-1	全	普通	88	93	38	48	8	5	85	84	
県	秦野総合	(257-0013)〔0463(82)1400〕 秦野市南が丘1-4-1	全	総合	135	99	27	11	11	6	135	95	
		定時制〔0463(82)1434〕	定	総合	12	2	2	0	0	0	11	8	
県	秦野	(257-0004)〔0463(77)1422〕 秦野市下大槻113	全	普通	194	160	0	1	0	0	192	163	
県	秦野曾屋	(257-0031)〔0463(82)4000〕 秦野市曾屋3613-1	全	普通	115	154	1	3	0	1	133	138	
県	山北	(258-0111)〔0465(75)0828〕 足柄上郡山北町向原2370	全	普通	121	76	29	18	6	1	123	70	
県	吉田島	(258-0021)〔0465(82)0151〕 足柄上郡開成町吉田島281	全	総合	90	102	24	28	12	8	-	-	平成29.4 募集停止
			全単	都市 農業科	-	-	-	-	-	-	7	10	平成29.4 新設
			全単	食品 加工科	-	-	-	-	-	-	2	11	平成29.4 新設
			全単	環境 緑地化	-	-	-	-	-	-	10	11	平成29.4 新設
私	立花学園	(258-0003)〔0465(83)1081〕 足柄上郡松田町松田惣領307-2	全	普通	232	129	9	8	0	1	241	144	
株	山北学園 鹿島山北	(258-0201)〔0465(78)3900〕 足柄上郡山北町中川921-87	通単	普通	64	61	1	0	0	2	98	114	平成29.10 新設
県	秦野養護学校	(257-0025)〔0463(81)5908〕 秦野市落合500	全	普通	3	5	2	5	0	0	8	3	

設 立 区 分	学 校 名	(郵便番号)〔電話番号〕 所 在 地	課 程	学 科	平成31年3月 卒業者数		平成31年3月就職者数				令和2年3月 卒業予定者数		備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
					男	女	県内		県外		男	女																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
							男	女	男	女																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
■ 横浜南公共職業安定所 (236-8609)横浜市金沢区寺前町1-9-6 〔045(788)8609〕 〈最寄駅…京浜急行線＝金沢文庫〉 <table><tr><td>県</td><td>追</td><td>浜</td><td>(237-0061)〔046(865)4174〕 横須賀市夏島町13 定時制〔046(865)6912〕</td><td>全</td><td>普 通</td><td>139</td><td>136</td><td>2</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>125</td><td>153</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>定</td><td>普 通</td><td>16</td><td>5</td><td>7</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>8</td><td>4</td></tr><tr><td>県</td><td>金 沢 総 合</td><td></td><td>(236-0051)〔045(773)6810〕 横浜市金沢区富岡東6-34-1</td><td>全(単)</td><td>総合学科</td><td>83</td><td>181</td><td>7</td><td>3</td><td>1</td><td>4</td><td>72</td><td>202</td></tr><tr><td>県</td><td>金 沢 養 護 学 校</td><td></td><td>(236-0051)〔045(770)0456〕 横浜市金沢区富岡東2-6-1</td><td>全</td><td>普 通</td><td>35</td><td>18</td><td>11</td><td>6</td><td>0</td><td>0</td><td>32</td><td>19</td></tr><tr><td>県</td><td>釜 利 谷</td><td></td><td>(236-0042)〔045(785)1670〕 横浜市金沢区釜利谷東4-58-1</td><td>全</td><td>普 通</td><td>81</td><td>114</td><td>21</td><td>36</td><td>8</td><td>15</td><td>97</td><td>106</td></tr><tr><td>県</td><td>逗 子</td><td></td><td>(249-0003)〔046(871)3218〕 逗子市池子4-1025</td><td>全</td><td>普 通</td><td>93</td><td>176</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>3</td><td>100</td><td>170</td></tr><tr><td>県</td><td>逗 葉</td><td></td><td>(249-0005)〔046(873)7322〕 逗子市桜山5-24-1</td><td>全</td><td>普 通</td><td>140</td><td>131</td><td>18</td><td>7</td><td>7</td><td>7</td><td>149</td><td>160</td></tr><tr><td>市</td><td>金 沢</td><td></td><td>(236-0027)〔045(781)5761〕 横浜市金沢区瀬戸22-1</td><td>全</td><td>普 通</td><td>169</td><td>147</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>166</td><td>153</td></tr><tr><td>私</td><td>関 東 学 院 六 浦</td><td></td><td>(236-8504)〔045(781)2525〕 横浜市金沢区六浦東1-50-1</td><td>全</td><td>普 通</td><td>114</td><td>68</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>88</td><td>63</td></tr><tr><td>男(私)</td><td>逗 子 開 成</td><td></td><td>(249-8510)〔046(871)2062〕 逗子市新宿2-5-1</td><td>全</td><td>普 通</td><td>286</td><td>-</td><td>0</td><td>-</td><td>0</td><td>-</td><td>267</td><td>-</td></tr><tr><td>女(私)</td><td>聖 和 学 院</td><td></td><td>(249-0001)〔046(871)2670〕 逗子市久木2-2-1</td><td>全</td><td>普 通</td><td>-</td><td>12</td><td>-</td><td>0</td><td>-</td><td>0</td><td>-</td><td>12</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>全</td><td>英 語</td><td>-</td><td>19</td><td>-</td><td>0</td><td>-</td><td>0</td><td>-</td><td>16</td></tr><tr><td>男(私)</td><td>横 浜</td><td></td><td>(236-0053)〔045(781)3396〕 横浜市金沢区能見台通46-1</td><td>全</td><td>普 通</td><td>287</td><td>-</td><td>15</td><td>-</td><td>13</td><td>-</td><td>193</td><td>-</td></tr><tr><td>私</td><td>横 浜 創 学 館</td><td></td><td>(236-0037)〔045(781)0631〕 横浜市金沢区六浦東1-43-1</td><td>全</td><td>普 通</td><td>286</td><td>224</td><td>15</td><td>7</td><td>0</td><td>0</td><td>292</td><td>226</td></tr></table> ■ 川崎北公共職業安定所 (213-8573)川崎市高津区千年698-1 〔044(777)8609〕 〈最寄駅…南武線＝武蔵新城〉 <table><tr><td>県</td><td>麻 生</td><td></td><td>(215-0006)〔044(966)7766〕 川崎市麻生区金程3-4-1</td><td>全</td><td>普 通</td><td>130</td><td>186</td><td>0</td><td>2</td><td>1</td><td>2</td><td>134</td><td>176</td></tr><tr><td>県</td><td>麻 生 総 合</td><td></td><td>(215-0023)〔044(987)1750〕 川崎市麻生区片平1778</td><td>全(単)</td><td>総合学科</td><td>97</td><td>131</td><td>13</td><td>10</td><td>12</td><td>17</td><td>75</td><td>111</td></tr><tr><td>県</td><td>麻 生 養 護 学 校</td><td></td><td>(215-0013)〔044(980)4855〕 川崎市麻生区王禅寺303-1</td><td>全</td><td>普 通</td><td>31</td><td>23</td><td>2</td><td>2</td><td>1</td><td>3</td><td>34</td><td>25</td></tr><tr><td>県</td><td>生 田</td><td></td><td>(214-0035)〔044(977)3800〕 川崎市多摩区長沢3-17-1</td><td>全</td><td>普 通 (一般)</td><td>207</td><td>146</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>185</td><td>166</td></tr><tr><td>県</td><td>生 田 東</td><td></td><td>(214-0038)〔044(932)1211〕 川崎市多摩区生田4-32-1</td><td>全</td><td>普 通</td><td>169</td><td>176</td><td>3</td><td>1</td><td>2</td><td>11</td><td>164</td><td>179</td></tr><tr><td>県</td><td>川 崎 北</td><td></td><td>(216-0003)〔044(855)2631〕 川崎市宮前区有馬3-22-1</td><td>全</td><td>普 通</td><td>134</td><td>182</td><td>4</td><td>5</td><td>1</td><td>2</td><td>147</td><td>197</td></tr><tr><td>県</td><td>川 崎 工 科</td><td></td><td>(211-0013)〔044(511)0114〕 川崎市中原区上平間1700-7</td><td>全</td><td>総 合 技 術 科</td><td>211</td><td>17</td><td>90</td><td>3</td><td>30</td><td>3</td><td>203</td><td>13</td></tr><tr><td>県</td><td>新 城</td><td></td><td>(211-0042)〔044(766)7457〕 川崎市中原区下新城1-14-1</td><td>全</td><td>普 通</td><td>123</td><td>146</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>121</td><td>153</td></tr><tr><td>県</td><td>菅 営</td><td></td><td>(214-0004)〔044(944)4141〕 川崎市多摩区菅馬場4-2-1</td><td>全</td><td>普 通</td><td>197</td><td>165</td><td>14</td><td>7</td><td>9</td><td>18</td><td>195</td><td>191</td></tr></table>														県	追	浜	(237-0061)〔046(865)4174〕 横須賀市夏島町13 定時制〔046(865)6912〕	全	普 通	139	136	2	2	0	0	125	153					定	普 通	16	5	7	1	1	1	8	4	県	金 沢 総 合		(236-0051)〔045(773)6810〕 横浜市金沢区富岡東6-34-1	全(単)	総合学科	83	181	7	3	1	4	72	202	県	金 沢 養 護 学 校		(236-0051)〔045(770)0456〕 横浜市金沢区富岡東2-6-1	全	普 通	35	18	11	6	0	0	32	19	県	釜 利 谷		(236-0042)〔045(785)1670〕 横浜市金沢区釜利谷東4-58-1	全	普 通	81	114	21	36	8	15	97	106	県	逗 子		(249-0003)〔046(871)3218〕 逗子市池子4-1025	全	普 通	93	176	0	0	0	3	100	170	県	逗 葉		(249-0005)〔046(873)7322〕 逗子市桜山5-24-1	全	普 通	140	131	18	7	7	7	149	160	市	金 沢		(236-0027)〔045(781)5761〕 横浜市金沢区瀬戸22-1	全	普 通	169	147	0	0	0	0	166	153	私	関 東 学 院 六 浦		(236-8504)〔045(781)2525〕 横浜市金沢区六浦東1-50-1	全	普 通	114	68	2	0	0	0	88	63	男(私)	逗 子 開 成		(249-8510)〔046(871)2062〕 逗子市新宿2-5-1	全	普 通	286	-	0	-	0	-	267	-	女(私)	聖 和 学 院		(249-0001)〔046(871)2670〕 逗子市久木2-2-1	全	普 通	-	12	-	0	-	0	-	12					全	英 語	-	19	-	0	-	0	-	16	男(私)	横 浜		(236-0053)〔045(781)3396〕 横浜市金沢区能見台通46-1	全	普 通	287	-	15	-	13	-	193	-	私	横 浜 創 学 館		(236-0037)〔045(781)0631〕 横浜市金沢区六浦東1-43-1	全	普 通	286	224	15	7	0	0	292	226	県	麻 生		(215-0006)〔044(966)7766〕 川崎市麻生区金程3-4-1	全	普 通	130	186	0	2	1	2	134	176	県	麻 生 総 合		(215-0023)〔044(987)1750〕 川崎市麻生区片平1778	全(単)	総合学科	97	131	13	10	12	17	75	111	県	麻 生 養 護 学 校		(215-0013)〔044(980)4855〕 川崎市麻生区王禅寺303-1	全	普 通	31	23	2	2	1	3	34	25	県	生 田		(214-0035)〔044(977)3800〕 川崎市多摩区長沢3-17-1	全	普 通 (一般)	207	146	0	1	1	0	185	166	県	生 田 東		(214-0038)〔044(932)1211〕 川崎市多摩区生田4-32-1	全	普 通	169	176	3	1	2	11	164	179	県	川 崎 北		(216-0003)〔044(855)2631〕 川崎市宮前区有馬3-22-1	全	普 通	134	182	4	5	1	2	147	197	県	川 崎 工 科		(211-0013)〔044(511)0114〕 川崎市中原区上平間1700-7	全	総 合 技 術 科	211	17	90	3	30	3	203	13	県	新 城		(211-0042)〔044(766)7457〕 川崎市中原区下新城1-14-1	全	普 通	123	146	0	0	0	0	121	153	県	菅 営		(214-0004)〔044(944)4141〕 川崎市多摩区菅馬場4-2-1	全	普 通	197	165	14	7	9	18	195	191
県	追	浜	(237-0061)〔046(865)4174〕 横須賀市夏島町13 定時制〔046(865)6912〕	全	普 通	139	136	2	2	0	0	125	153																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
				定	普 通	16	5	7	1	1	1	8	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
県	金 沢 総 合		(236-0051)〔045(773)6810〕 横浜市金沢区富岡東6-34-1	全(単)	総合学科	83	181	7	3	1	4	72	202																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
県	金 沢 養 護 学 校		(236-0051)〔045(770)0456〕 横浜市金沢区富岡東2-6-1	全	普 通	35	18	11	6	0	0	32	19																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
県	釜 利 谷		(236-0042)〔045(785)1670〕 横浜市金沢区釜利谷東4-58-1	全	普 通	81	114	21	36	8	15	97	106																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
県	逗 子		(249-0003)〔046(871)3218〕 逗子市池子4-1025	全	普 通	93	176	0	0	0	3	100	170																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
県	逗 葉		(249-0005)〔046(873)7322〕 逗子市桜山5-24-1	全	普 通	140	131	18	7	7	7	149	160																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
市	金 沢		(236-0027)〔045(781)5761〕 横浜市金沢区瀬戸22-1	全	普 通	169	147	0	0	0	0	166	153																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
私	関 東 学 院 六 浦		(236-8504)〔045(781)2525〕 横浜市金沢区六浦東1-50-1	全	普 通	114	68	2	0	0	0	88	63																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
男(私)	逗 子 開 成		(249-8510)〔046(871)2062〕 逗子市新宿2-5-1	全	普 通	286	-	0	-	0	-	267	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
女(私)	聖 和 学 院		(249-0001)〔046(871)2670〕 逗子市久木2-2-1	全	普 通	-	12	-	0	-	0	-	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
				全	英 語	-	19	-	0	-	0	-	16																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
男(私)	横 浜		(236-0053)〔045(781)3396〕 横浜市金沢区能見台通46-1	全	普 通	287	-	15	-	13	-	193	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
私	横 浜 創 学 館		(236-0037)〔045(781)0631〕 横浜市金沢区六浦東1-43-1	全	普 通	286	224	15	7	0	0	292	226																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
県	麻 生		(215-0006)〔044(966)7766〕 川崎市麻生区金程3-4-1	全	普 通	130	186	0	2	1	2	134	176																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
県	麻 生 総 合		(215-0023)〔044(987)1750〕 川崎市麻生区片平1778	全(単)	総合学科	97	131	13	10	12	17	75	111																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
県	麻 生 養 護 学 校		(215-0013)〔044(980)4855〕 川崎市麻生区王禅寺303-1	全	普 通	31	23	2	2	1	3	34	25																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
県	生 田		(214-0035)〔044(977)3800〕 川崎市多摩区長沢3-17-1	全	普 通 (一般)	207	146	0	1	1	0	185	166																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
県	生 田 東		(214-0038)〔044(932)1211〕 川崎市多摩区生田4-32-1	全	普 通	169	176	3	1	2	11	164	179																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
県	川 崎 北		(216-0003)〔044(855)2631〕 川崎市宮前区有馬3-22-1	全	普 通	134	182	4	5	1	2	147	197																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
県	川 崎 工 科		(211-0013)〔044(511)0114〕 川崎市中原区上平間1700-7	全	総 合 技 術 科	211	17	90	3	30	3	203	13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
県	新 城		(211-0042)〔044(766)7457〕 川崎市中原区下新城1-14-1	全	普 通	123	146	0	0	0	0	121	153																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
県	菅 営		(214-0004)〔044(944)4141〕 川崎市多摩区菅馬場4-2-1	全	普 通	197	165	14	7	9	18	195	191																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		

設立 区分	学 校 名	(郵便番号)〔電話番号〕 所 在 地	課 程	学 科	平成31年3月 卒業者数		平成31年3月就職者数				令和2年3月 卒業予定者数		備 考
					男	女	県内		県外		男	女	
							男	女	男	女			
県	住 吉	(211-0021)〔044(433)8555〕 川崎市中原区木月住吉町34-1	全	普 通	155	199	0	2	2	1	159	194	
県	高津養護学校	(213-0035)〔044(865)0477〕 川崎市高津区向ヶ丘16	全	普 通	35	18	3	1	2	1	40	13	
県	多 摩	(214-0021)〔044(911)7107〕 川崎市多摩区宿河原5-14-1	全	普 通	131	142	0	0	0	0	150	123	
県	中原養護学校	(211-0035)〔044(755)8889〕 川崎市中原区井田3-13-1	全	普 通	33	17	6	2	2	0	24	27	
県	向 の 岡 工 業	(214-0022)〔044(833)5221〕 川崎市多摩区堰1-28-1	全	機 械	63	3	32	1	15	0	66	3	
			全	電 気	70	3	25	3	19	0	71	1	
			全	建 設	64	7	20	3	15	2	62	4	
			定	総 合	24	3	6	2	6	1	19	1	
県	百 合 丘	(214-0036)〔044(977)8955〕 川崎市多摩区南生田4-2-1	全	普 通	161	184	0	0	0	1	173	175	
市	高 津	(213-0011)〔044(811)2555〕 川崎市高津区久本3-11-1	全	普 通	135	139	1	1	0	4	143	128	
			定	普 通	24	16	12	4	5	2	24	24	
市	橘	(211-0012)〔044(411)2640〕 川崎市中原区中丸子562	全	普 通	75	121	0	0	0	1	84	114	
			全	国 際	7	32	0	0	0	1	8	30	
			全	スポーツ	22	17	1	0	0	0	22	16	
			定	普 通	23	15	11	4	3	0	24	14	
市	中央支援学校	(213-0011)〔044(844)1275〕 川崎市高津区久本3-7-1	全	普 通	41	24	5	5	4	4	43	19	
市	聾 学 校	(211-0053)〔044(766)6500〕 川崎市中原区上小田中3-10-5	全	普 通	2	0	0	0	0	0	2	0	
			全	ライフク リエイト	1	0	0	0	1	0	1	1	
私	大 西 学 園	(211-0063)〔044(722)2332〕 川崎市中原区小杉町2-284	全	普 通	26	36	1	2	0	0	26	28	
			全	商 業	0	5	0	2	0	0	0	0	
			全	家 庭	0	18	0	0	0	1	0	17	
女私	カリタス女子	(214-0012)〔044(911)4656〕 川崎市多摩区中野島4-6-1	全	普 通	0	177	0	0	0	0	0	172	
女私	洗 足 学 園	(213-8580)〔044(856)2777〕 川崎市高津区久本2-3-1	全	普 通	0	235	0	0	0	0	0	231	
私	桐 光 学 園	(215-8555)〔044(987)0519〕 川崎市麻生区栗木3-12-1	全	普 通	408	173	0	0	0	0	364	184	
女私	日本女子大学 附 属	(214-8565)〔044(952)6711〕 川崎市多摩区西生田1-1-1	全	普 通	0	374	0	0	0	0	0	357	
私	法政大学第二	(211-0031)〔044(711)4321〕 川崎市中原区木月大町6-1	全	普 通	407	217	0	0	0	0	411	205	

設 立 区 分	学 校 名	(郵便番号)〔電話番号〕 所 在 地	課 程	学 科	平成31年3月 卒業者数		平成31年3月就職者数				令和2年3月 卒業予定者数		備 考	
					男	女	県内		県外		男	女		
							男	女	男	女				
■ 港 北 公 共 職 業 安 定 所														
					(222-0033)横浜市港北区新横浜3-24-6 横浜港北地方合同庁舎 〔045(474)1221〕 〈最寄駅…JR線・市営地下鉄＝新横浜〉									
県	市	ヶ 尾	(225-0024)〔045(971)2041〕 横浜市青葉区市ヶ尾町1854	全	普 通	157	237	0	1	0	0	177	218	
県	荏	田	(224-0007)〔045(941)3111〕 横浜市都筑区荏田南3-9-1	全	普 通	171	220	2	2	1	1	177	219	
				全	普 通 (一般コース) (体育コース)	0	0	0	0	0	0	0	0	平成29.4 募集停止
県	川	和	(224-0057)〔045(941)2436〕 横浜市都筑区川和町2226-1	全	普 通	132	183	1	0	0	0	137	181	
県	岸	根	(222-0034)〔045(401)7872〕 横浜市港北区岸根町370	全	普 通	158	158	3	1	0	0	140	178	
県	霧	が 丘	(226-0016)〔045(921)6937〕 横浜市緑区霧が丘6-16-1	全	普 通	195	191	5	5	2	3	217	177	
県	港	北	(222-0037)〔045(541)6251〕 横浜市港北区大倉山7-35-1	全	普 通	132	181	0	0	0	0	143	170	
県	新	栄	(224-0035)〔045(593)0307〕 横浜市都筑区新栄町1-1	全	普 通	162	173	4	6	3	9	170	173	
県	田	奈	(227-0034)〔045(962)3135〕 横浜市青葉区桂台2-39-2	全	普 通	82	103	41	43	2	4	76	87	
県	新	羽	(223-0057)〔045(543)8631〕 横浜市港北区新羽町1348	全	普 通	203	179	10	11	6	14	184	197	
県	白	山	(226-0006)〔045(933)2231〕 横浜市緑区白山4-71-1	全	普 通	154	163	14	15	10	11	126	134	
				全	美 術	0	0	0	0	0	0	9	39	平成29.4 新設
県	みどり養護学校		(226-0002)〔045(471)7491〕 横浜市緑区東本郷5-18-1	全	普 通	28	16	4	3	0	0	30	15	
県	元 石 川		(225-0004)〔045(902)2692〕 横浜市青葉区元石川町4116	全	普 通	153	162	0	0	0	0	155	193	
市	北 網 島 特 別 支 援 学 校		(223-0053)〔045(545)0126〕 横浜市港北区綱島西5-14-54	全	普 通	4	2	0	0	0	0	5	4	
女私	英 理 女 子 学 院		(222-0011)〔045(431)8188〕 横浜市港北区菊名7-6-43	全	普 通	0	37	0	2	0	2	0	24	平成31.4 高木学園 女子から 校名変更
				全	商 業	0	38	0	7	0	6	0	33	
				全	情報処理	0	30	0	1	0	2	0	34	
				全	家 庭	0	66	0	2	0	0	0	59	
女私	大 谷 学 園		(222-0024)〔045(421)8864〕 横浜市港北区篠原台町36-37	通	普 通	0	65	0	9	0	3	0	80	
私	神 奈 川 大 学 附 属		(226-0014)〔045(934)6211〕 横浜市緑区台村町800	全	普 通	112	90	0	0	0	0	122	96	
男私	慶 應 義 塾		(223-8524)〔045(566)1382〕 横浜市港北区日吉4-1-2	全	普 通	680	0	0	0	0	0	823	0	
男私	サ レ ジ オ 学 院		(224-0029)〔045(591)8222〕 横浜市都筑区南山田3-43-1	全	普 通	171	0	0	0	0	0	174	0	
私	中 央 大 学 附 属 横 浜		(224-8515)〔045(592)0801〕 横浜市都筑区牛久保東1-14-1	全	普 通	139	264	0	0	0	0	141	217	

設 立 区 分	学 校 名	(郵便番号)〔電話番号〕 所 在 地	課 程	学 科	平成31年3月 卒業者数		平成31年3月就職者数				令和2年3月 卒業予定者数		備 考
					男	女	県内		県外		男	女	
							男	女	男	女			
①私	桐 蔭 学 園	(225-8502)〔045(971)1411〕 横浜市青葉区鉄町1614	①全	普 通	325	270	1	1	0	0	316	223	平成30.4 募集停止 平成31.4 入学生か ら共学
			①全	理 数	198	0	0	0	0	0	200	0	
①私	桐 蔭 学 園	(225-8502)〔045(971)1411〕	①全	普 通	152	0	0	0	0	0	157	0	
	中等教育学校	横浜市青葉区鉄町1614											
①私	日 本 大 学	(223-8566)〔045(560)2600〕 横浜市港北区箕輪町2-9-1	①全	普 通	303	213	0	0	1	0	294	266	
①男私	武 相	(222-0023)〔045(401)9042〕 横浜市港北区仲手原2-34-1	①全	普 通	281	0	19	0	10	0	269	0	
①私	森 村 学 園	(226-0026)〔045(984)2505〕 横浜市緑区長津田町2695	①全	普 通	79	106	0	0	0	0	72	110	
①私	横 浜 翠 陵	(226-0015)〔045(921)0301〕 横浜市緑区三保町1	①全	普 通	131	172	0	0	0	0	177	173	
(242-0018)大和市深見西3-3-21 〔046(260)8609〕 〈最寄駅…小田急江の島線・相模鉄道＝大和〉													
■ 大 和 公 共 職 業 安 定 所													
①県	綾 瀬	(252-1134)〔0467(76)1409〕 綾瀬市寺尾南1-4-1	①全	普 通	152	200	5	6	2	8	155	195	
①県	綾 瀬 西	(252-1123)〔0467(77)4253〕 綾瀬市早川1485-1	①全	普 通	132	158	43	42	2	1	129	164	
①県	大 和	(242-0002)〔046(274)0026〕 大和市つきみ野3-4	①全	普 通	134	143	0	0	0	0	142	133	
①県	大 和 西	(242-0006)〔046(276)1155〕 大和市南林間9-5-1	①全	普 通	118	154	2	0	0	1	119	151	
①県	大 和 東	(242-0011)〔046(264)1515〕 大和市深見1760	①全	普 通	116	142	16	40	1	1	90	110	
①県	大 和 南	(242-0014)〔046(269)5050〕 大和市上和田2557	①全	普 通	181	128	7	8	0	0	192	137	
①私	柏 木 学 園	(242-0018)〔046(260)9011〕 大和市深見西4-4-22	①全①単	普 通	201	121	19	13	0	0	183	94	
			①通①単	情 報 経 済 科	38	4	5	1	0	0	0	0	平成31.4 普通科と 合併
①女私	聖 セ シ リ ア 女 子	(242-0006)〔046(275)3727〕 大和市南林間3-10-1	①全	普 通	0	126	0	0	0	1	0	117	
①私	生 蘭 高 等 専 修 学 校	(252-1121)〔0467(76)1616〕 綾瀬市小園1520	①全	綜 合 ビジネス科	74	31	14	8	4	0	114	23	
①私	大 和 商 業 高 等 専 修 学 校	(242-0012)〔046(262)0122〕 大和市深見東1-1-9	①全	綜 合 ビジネス科	50	11	23	5	0	0	63	11	

表 の 見 方

設 立 区 分

①=国立、②=県立、③=市立を示し、④=私立高校を示します。また、⑤=男子校、⑥=女子校を示し、記載がないのは共学校です。

課 程

⑦=全日制高校、⑧=定時制高校、⑨=通信制高校、⑩=単位制高校を示します。

学 科

普通=普通科・その他は総合、商業、福祉、その他の学科名を示します。

備 考

過去5年間に設立された学校について“新設”と示してあります。

男子校・女子校・共学校の区別は平成31年3月卒業予定者を基準としています。

10 神奈川県内 特別支援学校一覧

No	学校名	設置学部					郵便番号	所在地	電話	FAX
		幼	小	中	高	専				
県立										
1	平塚盲学校	視	視	視	視	視	254-0047	平塚市追分10-1	0463(31)0948	0463(31)5996
2	平塚ろう学校	聴	聴	聴	聴	聴	254-0074	平塚市大原2-1	0463(32)0129	0463(32)1646
3	瀬谷養護学校		知	知	知		246-0005	横浜市瀬谷区竹村町28-1	045(302)1616	045(304)2950
3b	〃分教室 [大和東高校内]				知		242-0011	大和市深見1760	046(264)2061	046(264)2062
3c	〃分教室 [大和南高校内]				知		242-0014	大和市上和田2557	046(279)6577	046(274)6578
4	相模原養護学校		知	知	知		252-0336	相模原市南区当麻814	042(778)0331	042(778)4957
4b	〃分教室 [橋本高校内]				知		252-0143	相模原市緑区橋本8-8-1	042(700)1621	042(774)0870
5	保土ヶ谷養護学校		知	知	知		240-0026	横浜市保土ヶ谷区権太坂1-8-1	045(714)0126	045(742)9716
5b	〃分教室 [舞岡高校内]				知		244-0814	横浜市戸塚区南舞岡3-36-1	045(823)9654	045(825)5412
5c	〃分教室 [横浜平沼高校内]				知		220-0073	横浜市西区岡野1-5-8	045(328)2010	045(328)2011
6	武山養護学校		知肢	知肢	知肢		283-0313	横須賀市武3-35-1	046(856)5800	046(857)6367
6b	〃分教室 [津久井浜高校内]				知		239-0843	横須賀市津久井4-4-1	046(848)2137	046(848)2147
7	藤沢養護学校		知	知	知		252-0813	藤沢市亀井野2547-19	0466(82)8101	0466(83)3520
7b	〃分教室 [鎌倉高校内]				知		248-0026	鎌倉市七里ヶ浜2-21-1	0467(32)8721	0467(32)8722
8	高津養護学校		知	知	知		213-0035	川崎市高津区向ヶ丘16	044(865)0477	044(877)2626
8b	〃分教室 [生田東高校内]				知		214-0038	川崎市多摩区生田4-32-1	044(931)1020	044(931)1020
8c	〃分教室 [川崎北高校内]				知		216-0003	川崎市宮前区有馬3-22-1	044(870)1040	044(870)1041
9	みどり養護学校		知	知	知		226-0002	横浜市緑区東本郷5-18-1	045(471)7491	045(474)4707
9b	〃分教室 [新栄高校内]				知		224-0035	横浜市都筑区新栄町1-1	045(591)6443	045(591)6472
10	伊勢原養護学校		知	知	知		259-1116	伊勢原市石田1390	0463(93)7297	0463(96)2457
10b	〃伊志田分教室 [伊志田高校内]				知		259-1116	伊勢原市石田1356-1	0463(93)0082	0463(93)0083
11	小田原養護学校		知肢	知肢	知肢		250-0865	小田原市蓮正寺1021	0465(37)2755	0465(37)5356
11b	〃分教室 [大井高校内]				知		258-0017	足柄上郡大井町西大井954-1	0465(86)0040	0465(86)0041
12	鶴見養護学校		知	知	知		230-0071	横浜市鶴見区駒岡4-40-1	045(573)4787	045(584)8502
12b	〃分教室 [岸根高校内]				知		222-0034	横浜市港北区岸根町370	045(439)3050	045(401)0138
13	湘南養護学校		知	知	知		254-0061	平塚市御殿4-14-1	0463(34)7244	0463(34)8707
14	平塚養護学校		知肢	知肢	知肢		259-1215	平塚市寺田縄590	0463(58)2487	0463(59)4248
15	三ツ境養護学校		肢	肢	知肢		246-0021	横浜市瀬谷区二ツ橋町468	045(365)3711	045(361)9695
15b	〃分教室 [瀬谷西高校内]				知		246-0004	横浜市瀬谷区中屋敷2-2-5	045(300)0052	045(300)0053
16	中原養護学校		肢	肢	知肢		211-0035	川崎市中原区井田3-13-1	044(755)1632	044(752)7786
16b	〃分教室 [住吉高校内]				知		211-0021	川崎市中原区木月住吉町34-1	044(430)1016	044(430)1017
17	鎌倉養護学校		肢	肢	知肢		247-0075	鎌倉市関谷566	0467(45)1482	0467(43)4804
17b	〃分教室 [金井高校内]				知		224-0845	横浜市栄区金井町100	045(852)4722	045(852)4738
18	座間養護学校		肢	肢	知肢		252-0024	座間市入谷2-314-1	046(255)2251	046(252)5379
18b	〃分教室 [有馬高校内]				知		243-0424	海老名市社家240	046(238)1349	046(238)1359
18c	〃分教室 [相模向陽館高校内]				知		252-0003	座間市ひばりが丘3-58-1	046(298)0038	046(298)0039
19	茅ヶ崎養護学校		知肢	知肢	知肢		253-0083	茅ヶ崎市西久保29-1	0467(57)5379	0467(57)5371
20	津久井養護学校		知肢	知肢	知肢		252-0175	相模原市緑区若柳44	042(684)4860	042(684)4861

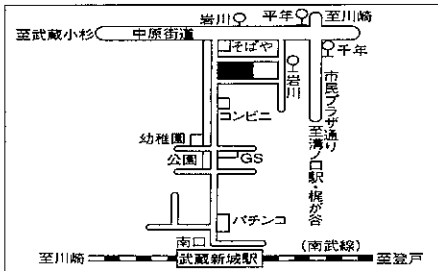
No	学校名	設置学部					郵便番号	所在地	電話	FAX
		幼	小	中	高	専				
21	麻生養護学校		知肢	知肢	知肢		215-0013	川崎市麻生区王禅寺303-1	044(980)4850	044(986)2517
21b	〃分教室 [元石川高校内]				知		225-0004	横浜市青葉区元石川町4116	045(905)0037	045(905)0038
22	金沢養護学校		知肢	知肢	知肢		236-0051	横浜市金沢区富岡東2-6-1	045(770)0456	045(775)4121
22b	金沢養護学校分教室 [水取沢高校内]				知		235-0043	横浜市磯子区水取沢町938-2	045(778)1065	045(778)1066
23	岩戸養護学校				知肢		239-0844	横須賀市岩戸5-6-5	046(839)4502	046(849)3200
24	相模原中央支援学校	視聴	視知聴肢	視知聴肢	知肢		252-0221	相模原市中央区高根1-5-36	042(768)8510	042(768)8519
25	秦野養護学校		病	病	知病		257-0025	秦野市落合500	0463(81)0948	0463(83)4118
26	横浜南養護学校		病	病	病		232-0066	横浜市南区六ッ川2-138-4	045(712)4046	045(742)9710
27	横浜ひなたやま支援学校				知		246-0034	横浜市瀬谷区南瀬谷2-20	045(300)5611	045(303)2330
28	えびな支援学校		知肢	知肢	知肢		243-0422	海老名市中新田4-5-1	046(292)5612	046(292)5620
横浜市立										
29	盲特別支援学校	視	視	視	視	視	221-0005	横浜市神奈川区松見町1-26	045(431)1629	045(423)0284
30	ろう特別支援学校	聴	聴	聴	聴		240-0067	横浜市保土ヶ谷区常盤台81-1	045(335)0411	045(333)4807
31	港南台ひの特別支援学校		知	知	知		234-0054	横浜市港南区港南台5-3-2	045(830)5826	045(830)5753
32	本郷特別支援学校		知	知	知		247-0007	横浜市栄区小菅ヶ谷3-37-12	045(894)2952	045(894)2954
33	日野中央高等特別支援学校				知		234-0053	横浜市港南区日野中央2-25-3	045(844)3015	045(846)8448
34	二ッ橋高等特別支援学校				知		246-0021	横浜市瀬谷区二ッ橋町470	045(391)2131	045(391)2193
35	上菅田特別支援学校		肢	肢	肢		240-0051	横浜市保土ヶ谷区上菅田町462	045(382)0420	045(382)0413
36	中村特別支援学校		肢	肢	肢		232-0033	横浜市南区中村町4-269-1	045(261)9863	045(261)9872
37	北綱島特別支援学校		肢	肢			223-0053	横浜市港北区綱島西5-14-54	045(545)0126	045(545)0146
38	東俣野特別支援学校		肢	肢	肢		245-0065	横浜市戸塚区東俣野町1103-1	045(851)9631	045(851)9632
39	浦舟特別支援学校		病	病			232-0024	横浜市南区浦舟町3-46	045(243)2624	045(243)2625
40	若葉台特別支援学校		肢	肢	知肢		241-0801	横浜市旭区若葉台2-1-1	045(923)1300	045(923)1305
41	左近山特別支援学校		肢	肢	肢		241-0831	横浜市旭区左近山1011	045(352)1580	045(352)1582
川崎市立										
42	聾学校	聴	聴	聴	聴		211-0053	川崎市中原区上小田中3-10-5	044(766)6500	044(766)5174
43	中央支援学校			知	知		213-0011	川崎市高津区久本3-7-1	044(844)1275	044(822)7072
43b	〃高等部分教室				知		211-0053	川崎市中原区上小田中3-10-5	044(755)5666	044(755)5666
44	田島支援学校		知肢	知肢	知肢		210-0853	川崎市川崎区田島町20-5	044(355)1240	044(333)6103
横須賀市立										
45	ろう学校	聴	聴	聴	聴		238-0023	横須賀市森崎5-13-1	046(834)1172	046(834)0096
46	養護学校		肢	肢			239-0844	横須賀市岩戸5-6-4	046(849)6465	046(849)6559
藤沢市立										
47	白浜養護学校		知	知	知		251-0046	藤沢市辻堂西海岸1-2-2	0466(33)1500	0466(37)1066
国立大学法人										
48	筑波大学附属久里浜特別支援学校	知	知				239-0841	横須賀市野比5-1-2	046(848)3441	046(848)3740
49	横浜国立大学教育人間科学部附属特別支援学校		知	知	知		232-0061	横浜市南区大岡2-31-3	045(742)2291	045(743)4746
私立										
50	横浜訓盲学院	視	視	視	視	視	231-0847	横浜市中区竹之丸181	045(641)2626	045(641)2627
51	聖坂養護学校		知	知	知	知	231-0862	横浜市中区山手町140	045(622)2974	045(622)2923

11 県下公共職業安定所一覧

安 定 所 名	所 在 地	郵 便 番 号	管 轄 区 域	電 話 番 号 FAX番号	最 寄 駅
横 浜	横浜市中区山下町209 帝蚕関内ビル	231 -0023	横浜市のうち神奈川区、 西区、中区、南区、港南区、 保土ヶ谷区、旭区、磯子 区	(045) 663-8609 (045) 201-6284	JR関内 6分 JR石川町 5分 地下鉄関内 8分 みなとみらい線日本大通り 8分
戸 塚	横浜市戸塚区戸塚町3722	244 -8560	横浜市のうち戸塚区、瀬 谷区、栄区、泉区	(045) 864-8609 (045) 864-7291	JR戸塚 地下鉄戸塚 15分
川 崎	川崎市川崎区南町17-2	210 -0015	川崎市のうち川崎区、幸 区、横浜市のうち鶴見区	(044) 244-8609 (044) 233-4343	京急川崎、JR川崎 10分
横須賀	横須賀市平成町2-14-19	238 -0013	横須賀市(横浜南職安管轄 を除く)、三浦市	(046) 824-8609 (046) 827-1325	京急県立大学 12分
平 塚	平塚市浅間町10-22 (平塚地方合同庁舎1・2F)	254 -0041	平塚市、伊勢原市、中郡	(0463) 24-8609 (0463) 23-7924	JR平塚 15分
小田原	小田原市本町1-2-17	250 -0012	小田原市、足柄下郡	(0465) 23-8609 (0465) 22-7529	JR小田原 小田急小田原 10分
藤 沢	藤沢市朝日町5-12 (藤沢労働総合庁舎)	251 -0054	藤沢市、茅ヶ崎市、高座郡、 鎌倉市	(0466) 23-8609 (0466) 25-4714	JR藤沢、 小田急藤沢 10分
相模原	相模原市中央区富士見6-10-10 (相模原地方合同庁舎1F)	252 -0236	相模原市	(042) 776-8609 (042) 759-1871	JR相模原 バス 10分
厚 木	厚木市寿町3-7-10	243 -0003	厚木市、海老名市、座間市、 愛甲郡	(046) 296-8609 (046) 223-2016	小田急本厚木 10分
松 田	足柄上郡松田町松田惣領2037	258 -0003	秦野市、南足柄市、足柄 上郡	(0465) 82-8609 (0465) 83-0749	JR松田 小田急新松田 7分
横浜南	横浜市金沢区寺前1-9-6	236 -8609	※別掲のとおり	(045) 788-8609 (045) 782-9087	京急金沢文庫 10分
川崎北	川崎市高津区千年698-1	213 -8573	川崎市のうち麻生区、宮 前区、高津区、多摩区、 中原区	(044) 777-8609 (044) 799-1898	JR武蔵新城 12分
港 北	横浜市港北区新横浜3-24-6 (横浜港北地方合同庁舎内)	222 -0033	横浜市のうち港北区、緑 区、青葉区、都筑区	(045) 474-1221 (045) 474-0878	JR新横浜 12分 地下鉄新横浜
大 和	大和市深見西3-3-21	242 -0018	大和市、綾瀬市	(046) 260-8609 (046) 264-0966	小田急大和 相鉄大和 15分

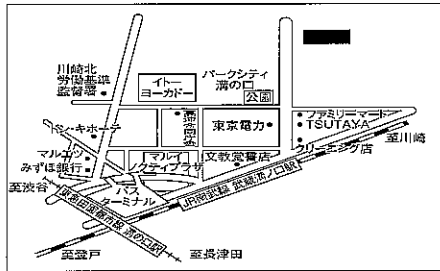
※ 〔 横浜市のうち金沢区、逗子市、三浦郡、
横須賀市のうち船越町、田浦港町、田浦町、田浦大作町、田浦泉町、長浦町、箱崎町、鷹取町、
湘南鷹取、追浜本町、夏島町、浦郷町、追浜東町、追浜町、追浜南町、浜見台、港が丘 〕

川崎北公共職業安定所（本庁舎）



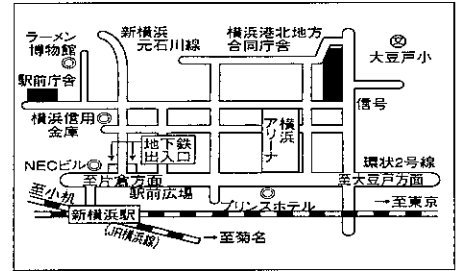
ハローワーク川崎北 本庁舎（求人・適用）
川崎市高津区千年698-1
〒213-8573 TEL 044(777)8609
JR武蔵新城駅より徒歩12分

川崎北公共職業安定所（溝ノ口庁舎）



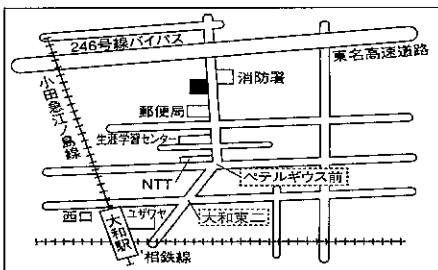
ハローワーク川崎北 溝ノ口庁舎
（紹介・保険受給手続）
川崎市高津区久本3-5-7 新溝ノ口ビル4F
〒213-0011 TEL 044(777)8609
溝ノ口駅より徒歩8分

港北公共職業安定所



ハローワーク港北（紹介・保険受給手続）
横浜市港北区新横浜3-24-6 横浜港北地方合同庁舎
〒222-0033 TEL 045(474)1221 新横浜駅より徒歩12分
ハローワーク港北 駅前庁舎（求人・適用）
横浜市港北区新横浜2-14-30 日総第17ビル2F
〒222-0033 TEL 045(478)6463 新横浜駅より徒歩5分

大和公共職業安定所



大和市深見西3-3-21 〒242-0018
TEL 046(260)8609
小田急大和駅または、相鉄大和駅より徒歩15分

横浜駅前STビル内職業安定若年関連施設

所在地 〒220-0004 横浜市西区北幸1-11-15 横浜STビル

1F ハローワークプラザよこはま

TEL.045-410-1010 FAX.045-410-1016

- ・求人検索機による求人情報の提供
- ・自主選択可能者の職業紹介
- ・平日19時まで開庁
- ・土曜日（祝祭日を除く）10時から17時まで開庁

5F かながわ若者就職支援センター

TEL.045-410-3357 FAX.045-312-4306

- 対象** おおむね39才未満の若年者
- ・キャリアカウンセリング・就職情報提供・職業訓練情報の提供
 - ・就職活動支援セミナー（面接訓練、職業適性検査等）
 - ・出前授業・現場見学会・インターンシップの支援・就職体験研修
 - ・ハローワークコーナーにおける職業相談

16F 横浜新卒応援ハローワーク

（横浜公共職業安定所 学卒第二部門）

TEL.045-312-9206 FAX.045-312-9209

- 対象** 大学（院）・短大・高専・専修学校等の学生及び卒業後3年以内の方
- ・求人情報の閲覧、職業相談、カウンセリング
 - ・大卒等求人受理
 - ・職業適性診断
 - ・臨床心理士による心理相談
 - ・就職対策セミナー

